

2021 年度 点検・評価報告書

(認証評価申請用)

目 次

序章	1
第1章 理念・目的	3
第2章 内部質保証	8
第3章 教育研究組織	25
第4章 教育課程・学習成果	30
第5章 学生の受け入れ	52
第6章 教員・教員組織	59
第7章 学生支援	67
第8章 教育研究等環境	82
第9章 社会連携・社会貢献	89
第10章 大学運営・財務	
第1節 大学運営	94
第2節 財務	105
終章	107

序章

本学は、2002年度に大学基準協会より加盟判定を受け、これまで、2008年3月および2015年3月の2回にわたり、同協会による大学評価・認証評価を受けてきた。

前回2015年3月の大学評価・認証評価にあたっては、加盟判定及び第1回の大学評価・認証評価と同様、大学基準に適合しているとの認定を受けるとともに、努力課題として7項目にわたる指摘を受けた。これらの努力課題に対しては、本学における全学的な内部質保証の推進に責任を負う組織である教育審議会のリーダーシップの下に改善に努め、その結果を改善報告書として2018年7月に大学基準協会に提出した。この改善報告書に対しては、大学基準協会より、2019年5月9日付で「改善報告書検討結果」の通知を受けた。そこでは、「今後の改善経過について再度報告を求める事項」については「なし」とされたものの、認証評価にあたり努力課題として指摘された事項のうち、大学院教育に関する次の3点については、引き続き一層の努力が望まれるとされた。これらの点については、次のとおり、今日に至るまで引き続き改善に努めてきたところである。

第一に、博士後期課程において、2019年度からの開講に向けシラバス作成等の準備を進めた上、コースワークの設置を確実に実施するという点である。この点については、2019年度および2020年度とも、履修者がいる課程についてはコースワークを設置した。

第二に、シラバスの作成・公表に関して、修士課程では演習科目について、博士後期課程では2019年度からの開講にあわせてコースワークについて、それぞれ確実に実施するという点である。この点については、修士課程については、演習科目も含めシラバスを作成・公表している。また、博士後期課程については、履修者がいる課程についてシラバスを作成・公表している。

第三に、博士後期課程における収容定員に対する在籍者比率について、引き続き一層の改善を行うという点である。この点については、当該比率向上のためには、まず修士課程における在籍者増を図ることが必要との判断のもと、修士課程の入学資格である「大学に3年以上在学し、又は外国において15年の課程を修了し、本大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められた者」についても、出願資格審査制度を本格的にスタートさせた。

前回の大学基準協会による大学評価・認証評価の受審と前後して、本学では、2014年10月に制定した「自己点検・評価実施要項」に基づき、2015年度から、新たな体制の下での業務別および組織別の自己点検・評価をスタートさせた。「要項」に基づく自己点検・評価は、毎年の業務別自己点検・評価と原則として3年ごとに実施する組織別自己点検・評価の2本立てで進めるものとされていた。このうち、制度として定着し、毎年継続されてきたのが、業務別自己点検・評価の一環として行う「カリキュラム自己点検・評価」である。

他にも、「自己点検・評価実施要項」に基づき、2017年度まで3年間にわたり自己点検・評価を実施してきた。しかしながら、2017年度に最初の組織別自己点検・評価を実施したころから、第3期の認証評価がスタートしたことも相まって、「自己点検・評価実施要項」に基づく本学の内部質保証体制が抱えるいくつかの問題点が次第に明らかになってきた。

その結果、2018年度は、カリキュラム自己点検・評価（学部・大学院）、2019年度は、同じく、カリキュラム自己点検・評価（学部・大学院）と、第3期の「点検・評価報告書」のフォーマットに則した大学全体の自己点検・評価の実施にとどまった。

本学では、全学的な学部・学科の改組に伴う2015年度からの新カリキュラムの導入、同カリキュラムの完成年度の翌年度となる2019年度からのカリキュラム改訂と、2度にわたるカリキュラムの改訂を実施した。これらのカリキュラム改訂は、基本的には新たな教学上の施策を実現するためのものであるが、その具体化にあたっては、業務別自己点検・評価の一環として毎年度実施しているカリキュラム自己点検・評価の成果が相当程度反映されている。

加えて、2019年度からのカリキュラム改訂にあたっては、内部質保証の起点となる、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者の受入れ方針」（アドミッション・ポリシー）の三つのポリシーを大幅に見直した。従来のポリシーと比較すると、全般的に、より具体的で詳細なものとなっている。

今回、大学基準協会より第3期認証評価における大学評価を受けるにあたっては、これまで以上に内部質保証が重視されることとなった。その内容についての理解が徐々に進むにつれ、上記の「自己点検・評価実施要項」に基づく、自己点検・評価（内部質保証に関するPDCAサイクルのうちの「C」）を中心とした体制では、必ずしも、新たな段階の大学評価には対応できないのではないかと懸念が生じてきた。また、これと並行して「大学基準」が求める内部質保証の内容が大学基準協会よりかなり具体的に明らかにされてきたことから、本学では試行錯誤を重ねながら、内部質保証体制の整備を進めてきた。

その一つの成果として、2020年3月に「流通科学大学 内部質保証方針」を定めて、内部質保証に関する本学の基本的な考え方を明確化し、内部質保証の推進に関する基本的な組織体制を再構築した。そこでは、教育審議会を、本学における全学的な内部質保証の推進に責任を負う組織として位置づけた。加えて、再構築した内部質保証推進体制の運営にかかわる基本方針を明らかにしている。

合わせて、この基本方針の下に、学内各組織における内部質保証体制を再構築することとし、「流通科学大学 学内各組織における内部質保証体制」を定めた。

さらに、これらによって再構築された全学的な内部質保証体制と学内各組織における内部質保証体制とを、互いに連携させながら運営し、本学としての内部質保証の実を上げていく上での指針とすべく、「流通科学大学 内部質保証推進にあたっての指針」を定めた。

この「点検・評価報告書」は、本学にとって、新たな内部質保証体制の下での最初の自己点検・評価報告書でもある。新型コロナウイルスの感染拡大というこれまで経験したことのない事態への対応に大学全体が奔走せざるを得ない状況の中での取りまとめとなったため、本来想定していたことが十分に果たされないままとなっている点も散見されるが、本学の現状を認識し、将来に向けての課題を明らかにするものとして、所期の成果は得られたものと考えている。

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容
評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

1 大学の理念・目的

流通科学大学（以下「本学」という。）の創設者である中内功は、流通が機能し、世界中に食料や資源が行き渡れば、人が争い、モノを取り合うことはなくなる、との信念を持っていた。このことを戦争を知らない世代に伝えるために「流通を科学的に研究教育することを通じて、世界の平和に貢献し、真に豊かな社会の実現に貢献できる人材を育成する」という理念のもと、学校法人中内学園・流通科学大学を創設し、本学は、1988年4月に、商学部流通学科および同経営学科の1学部2学科の大学として開学された（資料1-1【ウェブ】）。

本学の設置者である学校法人中内学園の寄附行為第3条は「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、人類の平和と国際社会の発展に貢献する人材を育成することを目的とする。」と定めている（資料1-2）。また、本学学則第1条第1項は、「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、広く人間とその社会及び文化に対する理解を深め、経済学・経営学、特に流通を科学として研究、教授することにより、創造的知性及び応用的能力を養い、人類の平和と国際社会の発展に貢献する人材を養成することを目的とする。」と定めている（資料1-3）。さらに、このような学則に定められた目的の下に、次に見るような全学共通の「教育の目的」が定められている（資料1-4【ウェブ】）。

○ 教育の目的

1. 流通（人、モノ、カネ、情報、サービスの流れ）を通して社会システムを理解し、豊かな社会の実現に貢献できる意欲と能力を持った人材を育成する。
2. 生活者のニーズを的確につかみ、社会の多様な文化や地域特性に配慮できる、現場に強い実践的な人材を育成する。
3. 問題を発見し、分析し、持続可能な解決策を構想できる能力を身につけた人材を育成する。
4. 知識や理論を発展させ、実践的な政策やスキルに変換できる人材を育成する。

2 学部・研究科の目的

本学は、2015年4月より学部・学科を改組し、商学部マーケティング学科、同経営学科、経済学部経済学科、同経済情報学科、人間社会学部人間社会学科、同観光学科、同人間健康学科の3学部7学科を置くこととなった。これらの各学部・学科の目的については、次のとおり各学部規則が定めている（資料1-5）。

○ 商学部（商学部規則第3条）

商学部は、供給者と生活者の複眼的視点に立ち、マネジメントの諸問題を解決できる人材を育成することを研究教育上の目的とする。

2 商学部各学科の研究教育上の目的は、次のとおりとする。

(1) <略>

(2) 経営学科では、企業マネジメントに関する幅広い知識と専門領域で要求される知識・実践的能力を身につけることで、社会に貢献できる人材を育てることを目的とする。学科の教育課程は4つの柱より構成される。現代企業の経営問題を幅広い視点から理解する経営戦略、自ら率先してビジネスに参画できる力を育てるビジネスリーダー、グローバルな経営環境について理解するグローバル経営、企業会計の仕組みや制度についての理解を踏まえ、資本金面から経営問題を把握する会計から構成される。

これらの4本柱より次のような人材を育成する。

- さまざまな企業や組織の現状分析から仮説、検証を通して、企業や組織のリーダーに求められる、具体的な改善策や解決策の提案ができる人材。
- 変わりゆく経営環境の動きに強い関心を持ち、企業組織の中でリーダーシップをとって具体的な改善や解決の提案ができる、あるいは自らが事業を創出できる人材。
- 経営のグローバルな側面に関心を抱き、グローバルな課題に直面する組織で現状分析を通して、具体的な改善や解決の提案ができる人材。
- 簿記・会計の学問的知識を身につけ、企業の財政状態、経営成績、キャッシュフロー等に関する情報を作成、分析することができる人材。

(3) マーケティング学科では、企業環境をマーケティングの視点で捉え、現状を改変する努力を持続することができる人材を育てることを目的とする。学科の教育課程は2つの柱より構成される。マーケティングの役割、重要性を理解するブランド戦略、流通ビジネスの魅力や流通ビジネスを取り巻く経営環境を深く理解する流通ビジネスから構成される。

これらの2つの柱より、次のような人材を育成する。

- 企業のマーケティング活動やその仕組み、役割、ブランド構築の意味を理解し、変化する消費者を的確に捉え、これに対応することができる人材。
- 社会システムとしての流通の動態や仕組み、役割を理解し、これからの流通の姿を構想することができる人材。

○ 経済学部（経済学部規則第3条）

経済学部は、経済学の知識を幅広く修得し、総合的考察と情報処理能力に秀でた人材を養成することを研究教育上の目的とする。

2 経済学部各学科の研究教育上の目的は、次のとおりとする。

(1) 経済学科は、経済学を基礎に現代経済、地域まちづくりに関わる様々な学問分野の総合的・専門的な研究教育を行い、より良い社会や暮らしの実現に寄与し得る人材を育成することを目的とする。

(2) 経済情報学科は、経済学と情報学を基礎に経済情報、情報システムに関わる様々な学問分野の総合的・専門的な研究教育を行い、より良い情報化社会の実現に寄与し得る人材を育成することを目的とする。

○ 人間社会学部（人間社会学部第3条）

人間社会学部は、社会と社会を構成する人間に関する実践的な研究教育を行うことにより、財やサービスの流通に関わる社会の構造と変動、およびそれをもたらす人間の行為・行動を解き明かすことを研究教育上の目的とする。

2 人間社会学部各学科の研究教育上の目的は、次のとおりとする。

(1) 人間社会学部は、社会文化、心理の諸分野に関する総合的・専門的な研究教育を行い、社会の諸問題に対応し、社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

(2) 観光学部は、観光事業、ホテル・ブライダルの諸分野に関する総合的・専門的な研究教育を行い、観光に関連する社会的な問題に対応し、観光ビジネスに貢献する人材および観光による地域の発展を担う人材の育成を目的とする。

(3) 人間健康学部は、スポーツマネジメント、スポーツ健康の諸分野に関する総合的・専門的な研究教育を行い、健康に関する社会の諸問題に対応し、健康的で豊かな社会の実現に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

さらに、流通科学研究科の目的については、本学大学院学則第1条第1項に、「本大学院は、流通に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を極めて、文化の進展に寄与することを目的とする」と定めた上で、その第1条の2において、「流通科学研究科は、流通科学諸分野の理論及び実践に関する総合的・国際的な教育研究を行い、豊かな学識と高度な研究能力を備えた研究者及び高度専門職業人を養成することを目的とする」と定めている(資料1-6)。これは、大学の理念・目的に沿ったうえで大学院として学部教育よりさらに高度なレベルでの教育研究の実現を目指すことを示したものである。

3 大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

先にも述べたように、本学は、「流通を科学的に研究教育することを通じて、世界の平和に貢献し、真に豊かな社会の実現に貢献できる人材を育成する」ことを建学の理念としている。ここでいう「流通」とは、単なる生産者と消費者を結ぶ機能として捉えられるべきものではなく、人の生活の基盤である社会システムそのものという広い意味（「社会システムとしての流通」）で理解すべきものと本学では考えている。このような意味での、社会システムとしての「流通」は、人・モノ・カネ・情報・サービス等が複合的に、かつ機能的に活用されることによって成り立っている。

「流通」には「人類のLife Lineとしての流通」、あるいは「真に豊かな社会を作り出す流通」といった側面があり、これら多面的な「流通」にかかわる諸現象を、各分野の学問的基盤を基に「科学的に研究教育する」ことを目指し、各学部・研究科の目的が定められている(資料1-7【ウェブ】)。加えて、先に述べたように、学則に定める目的の下に、全学共通の「教育の目的」が定められており、各学部・研究科の教育の目的は、これに準拠して、「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)などにおいて、より具体的に明らかにされている。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科等の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表して

いるか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知・公表

点検・評価項目①で述べたように、本学の理念・目的は本学学則に明示されている。また、各学部・学科の目的は、各学部・学科規則において明示されている。さらに、流通科学研究科の目的は、本学大学院学則に明示されている。

これらの規程類は、学内のポータルサイトである RYUKA Portal を通じて教職員および学生に周知している（資料1-8）。なお、学生に対しては、学則を初め本学で履修するにあたって遵守しなければならない規程類を、「履修要項」など学生に配布する冊子等にも掲載し、周知を図っている（資料1-9）。また、「建学の理念」や「教育の目的」とともに、本学ウェブサイトにおいて公表している（資料1-1【ウェブ】、1-4【ウェブ】、1-7【ウェブ】）。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた計画その他諸施策を設定しているか。

評価の視点：将来を見据えた計画その他諸施策の設定

本学の設置者である学校法人中内学園は、2012年度より「中内学園中長期計画(N-PLAN)」を策定し、現在はその第四次計画(2020年度～2024年度)の下にある。この中長期計画の骨子は、本学ウェブサイトにおいて公表されている(資料1-10【ウェブ】)。

本計画はまず、学校法人中内学園の理念を再確認し、続いて本計画策定の必要性を確認した上で、本計画のキーワードとして「オンリーワン・ナンバーワンの教育力構築」を掲げている。ここでいう「教育力」とは、言葉を換えれば「人材育成力」である。すなわち、「本学の育てたい学生像(本学学生が卒業時に共通して身につけておくべき資質・能力)」を人材像で示し、そのような資質・能力を身につけた学生を育成することが本計画のキーとなる目標であることを明らかにしている。

これに続けて、各分野における本計画の重点項目を掲げている。教学面では、教育改革、大学戦略、内部質保証システムの推進を3本の柱に、それぞれ中心となる施策項目を掲げている。これらの項目は、学内各組織における年度計画に落とし込まれ、数値目標の設定を含めて具体化が図られている(資料1-11【ウェブ】)。

(2) 長所・特色

大学の理念・目的、各学部・研究科における目標等については、建学の理念や寄附行為、学則、学部規則に示された、より永続的で普遍的なものである。一方で、それを時代や社会の変化に即して再評価することも必要である。そのために本学では、具体的な内容を伴った学園の中長期計画を策定しており、その各項目が学内各組織における年度計

画に落とし込まれ、数値目標の設定などを通じてより具体的な計画が立てられている。これにより、大学の理念・目的、各学部・研究科における目標等が、単なる書面上の文言にとどまらず常に実質的かつ現実的なものとして示されるようになっている。

(3) 問題点

なし

(4) 全体のまとめ

本学は、「流通を科学的に研究教育することを通じて、世界の平和に貢献し、真に豊かな社会の実現に貢献できる人材を育成する」という建学の理念に基づき、学則や各学部規則において人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し、これをウェブサイト等を通じて公表している。加えて、これらを実現するために、現在第四次に入っている「中内学園中長期計画（N-PLAN）」を立案し、それに基づく年度計画とあわせて、時機にかない将来を見据えた計画その他諸施策を明確にしている。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針と手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針および手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証および改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

1 本学の内部質保証に関する規定・指針

本学における内部質保証のための全学的な方針及び手続は、次のような規定・指針において設定され明示されている。これらの全学的な方針及び手続を制定することは、学長がつかさどる「本学の学則その他教育研究に関する重要な規則等の制定又は改廃に関する事項」として、学長会議の審議の対象となった（資料2-1）。

(1) 「内部質保証方針」

本学の内部質保証に関する基本方針を定めたもので、内部質保証に関する全学的な PDCA サイクルを構築するにあたっての起点となるものである。学長会議の審議を経た上で、理事会の承認を得て制定し、ホームページ上に公開している（資料2-2【ウェブ】）。

(2) 「教育審議会規則」

「内部質保証方針」の2-1に基づき、「本学における全学的な内部質保証の推進に責任を負う組織」である教育審議会の権限・組織等について定めたものである。本学の規則・規定の一つである（資料2-3）。

(3) 「学内各組織における内部質保証体制」

「内部質保証方針」の2-2に基づき、各学部および研究科をはじめとする学内各組織における内部質保証体制について定めたものである。「内部質保証方針」の2-2に基づき、教育審議会の審議に基づき、学長が制定した（資料2-4）。

(4) 「内部質保証推進にあたっての指針」

「学内各組織における内部質保証体制」に基づき学内各組織において内部質保証を推進するにあたっての指針を定めるとともに、「内部質保証方針」に基づき、本学が内部質保証を実際に推進するにあたっての指針を示したものである。教育審議会が、「本学における全学的な内部質保証の推進に責任を負う組織」としての責務を果たすために、学長の承認の下に定めた指針である（資料2-5）。

2 内部質保証に関する大学の基本的な考え方

本学の「内部質保証方針」（「方針」）は、その前文において、本学としての内部質保証

推進の目的を「本学が目指す理念や教育目的の実現」としている。その上で、内部質保証に関する本学の基本的な考え方をその1において明らかにしている。

ここではまず(1)において、本学における「内部質保証」を次のように定義している。

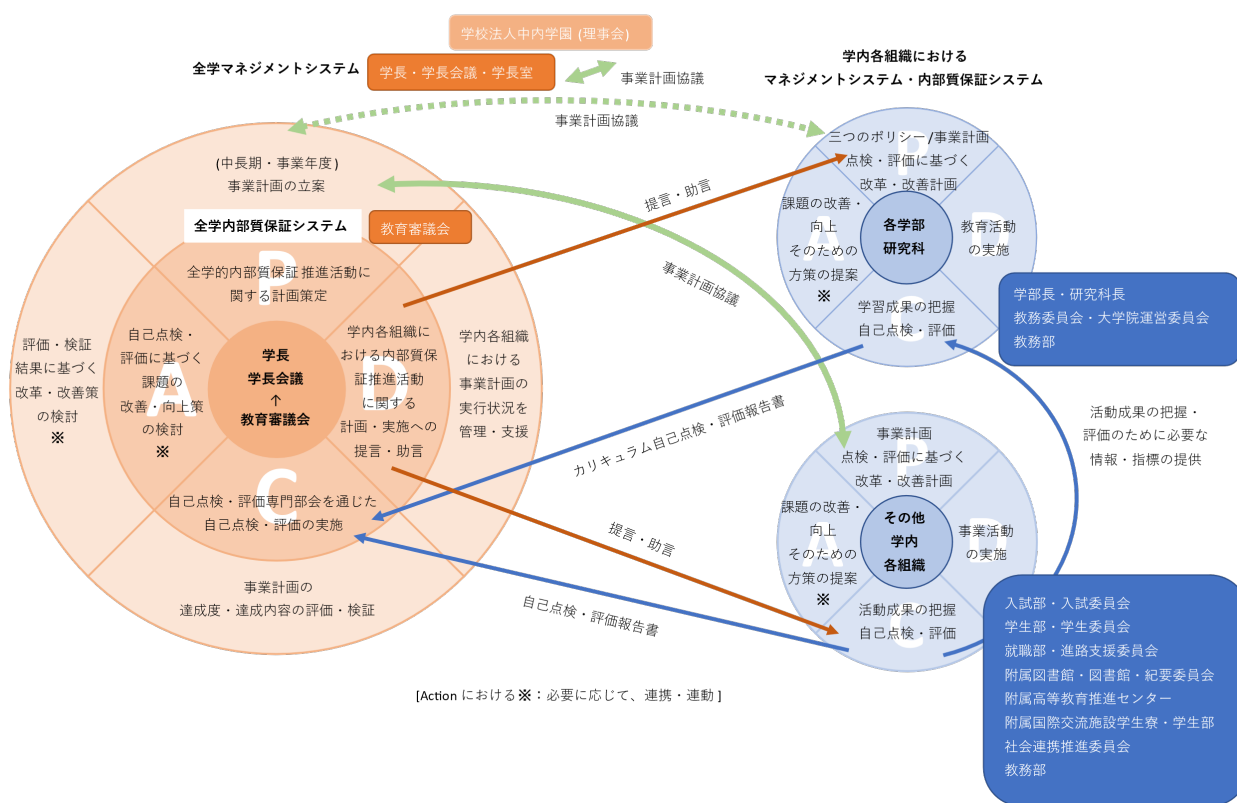
本学において「内部質保証」とは、本学における教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の一連の過程を重ねることを通じて、本学が行う教育及び本学学生の学びの質の向上を図るとともに、これらが適切な水準にあることを説明し証明していくための恒常的・継続的なプロセスをいう。

ここに見られるように、「本学が行う教育及び本学学生の学びの質の向上を図るとともに、これらが適切な水準にあることを説明し証明していく」ことが本学としての内部質保証推進の目的である。

内部質保証のプロセスは、PDCAのマネジメント・プロセスになぞらえて説明されることが一般的である。この内部質保証のプロセスを大学全体のマネジメント・プロセスの中にどのように位置づけるべきかは、それ自体が一つの問題となりうる。

本学では、事業体としての大学の中心的事業が教育であることに鑑み、これらのプロセスを敢えて明確に切り分けることなく、内部質保証のプロセスを大学全体のマネジメント・プロセスに内包させる形で、両者の一体的運用を目指している（図2-1参照）。「方針」の1-(2)において、学園や本学の事業方針や事業計画までを、必要に応じて内部質保証プロセスにおける検証・改善の対象に含めるものとしているのもこのためである。

図2-1 流通科学大学におけるマネジメントシステム・内部質保証システム



さらに、内部質保証推進に関する組織体制及び手続を適切に整備し運用することを通じて、内部質保証の実質化を図ることを、基本方針の一つとして明らかにしている。

3 教育審議会の役割

「方針」の2-1に定められているとおり、本学においては「教育審議会」が「全学的な内部質保証の推進に責任を負う組織」である。

教育審議会の役割については、「方針」2-3において「学内各組織において内部質保証を推進するにあたり、その指針を策定し、提言・助言を行うとともに、学内各組織間の有機的な連携を図る」と定められている。

- (ア) 全学的な観点から行う自己点検・評価の企画及び実施
- (イ) 学内各組織において実施する自己点検・評価に対する指針の策定、助言及び支援
- (ウ) 全学的な観点からの自己点検・評価報告書の取りまとめ

また、教育審議会の下に自己点検・評価専門部会を置き、次の各事項を行うこととしている（同方針2-4）。教育審議会が、大学全体としての教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上という内部質保証の一連のプロセス全体を統括するのに対し、自己点検・評価専門部会は、このうちの「検証」に相当する自己点検・評価の具体的プロセスを統括する。

4 教育審議会と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担

「方針」の2-3は、「教育審議会は、学内各組織において内部質保証を推進するにあたり、その指針を策定し、提言・助言を行うとともに、学内各組織間の有機的な連携を図る。」としている。ここでいう「学内各組織」とは、教育審議会以外の全学的組織及び学部・研究科、その他事務局組織を含めた学内各組織をいう。すなわち、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織である教育審議会は、学部・研究科その他の組織において内部質保証を推進するにあたり、その指針（具体的には、「内部質保証推進にあたっての指針」および今後整備を予定している、より具体的な指針）を策定し、提言・助言を行う関係にある。これを、自己点検・評価のプロセスに関して、より具体的に実施する役割を担っているのが、教育審議会の下に置かれた自己点検・評価専門部会である（資料2-6）。

内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織の体制については、「学内各組織における内部質保証体制」（「体制」）が定めている。ここでは、学内各組織を、学部・研究科とその他の各組織とに二分し、それぞれについて内部質保証の推進体制を定めている（先の図2-1参照）。

このうち、学部・研究科における内部質保証推進体制は次のとおりである。

まず、内部質保証の目標を、それぞれに所属する学生がディプロマ・ポリシーに示す資質・能力を十分に身につけることとしている（「体制」1-(1)）。

次に、各学部における内部質保証は教務委員会が、流通科学研究科における内部質保証は大学院運営委員会が、それぞれ統括することとしている（「体制」1-(1)）。

このうち、教務委員会は次の委員をもって構成されている（資料2-7）。委員長は、「学

長が必要と認めた者」として委員となる教務担当の副学長が学長の指名により務めるのが通例である（同第4条）。

- (1) 学部長
- (2) 学科主任
- (3) 教務部長
- (4) 学長が必要と認めた者 若干名

また、大学院運営委員会は次の委員をもって構成されており（資料2-8）、委員長は研究科長をもって充てるものとされている（同第4条）。

- (1) 研究科長
- (2) 入試部長
- (3) 教務部長
- (4) 学長が必要と認めた者 若干名

いずれも形態上は全学組織であることから、これらが統括して推進する内部質保証と、教育審議会が推進する内部質保証との関係について疑問を持たれるかもしれない。この点については、結論から述べれば、この場合の教務委員会等の役割は、あくまで各学部・研究科において推進する内部質保証に向けた活動を統括するものであって、全学内部質保証推進組織である教育審議会の役割とは区別される、ということである。

このような体制をとっている背景には、本学の各学部・研究科には独自の事務局組織が置かれていないという事情がある。各学部・研究科は、組織としては教員のみによって編成され、事務局機能は教務部に統合されている。各学部・研究科における内部質保証の基礎となるデータの大半は教務部をはじめとする事務局の各組織が収集し、そこに集約されている。加えて、各学部・研究科とも社会科学を対象としている点で共通しているため、内部質保証推進の具体的手法等にも多くの共通点が見られるという事情もある。

これらの点を、内部質保証を推進する上で重要な、自己点検・評価の実施体制について見ると、次のとおりである。

「体制」において、各学部・研究科における自己点検・評価は、「教育課程・学習成果」など大学基準のうち一定の事項に関して、「所属する学生がディプロマ・ポリシーに示す資質・能力を十分に身につけること」という各学部・研究科における内部質保証の目標の達成の観点から実施するものとしている。これを実施し、報告書（「カリキュラム自己点検・評価報告書」）にまとめるにあたって中心的な役割を果たすのは、教務委員会及び大学院運営委員会と、学部については、教務委員会の下に置かれる「カリキュラム評価専門部会」である。

学部におけるカリキュラム自己点検・評価は、カリキュラム上の科目区分に則して、教務部をはじめとする事務局の各組織が収集・集約したデータに基づき、学部・学科・研究科所属教員による評価・検証、議論などを踏まえて実施され、その結果が報告書にまとめられる。「カリキュラム評価専門部会」は、実際に担当部分についてカリキュラム自己点検・評価報告書の取りまとめを分担する教務担当の副学長、学部長、学科主任、コースリーダー、教務

委員会の下に置かれた各専門部会長などによって構成されている。

カリキュラム自己点検・評価報告書は、カリキュラム上の科目区分に応じて、各学部・学科等が実施した自己点検・評価の結果をカリキュラム評価専門部会に持ち寄り、一編の報告書として取りまとめたものである。各学部・学科等が実施した自己点検・評価の結果は、カリキュラム自己点検・評価報告書をもって教務委員会から教育審議会に報告される。教育審議会へ提出されたカリキュラム自己点検・評価報告書は、教育審議会において全学的な内部質保証推進の観点から検討・評価が行われ、その結果も併せて学長会議に報告される。

次に、学部・研究科以外の学内各組織における内部質保証体制は次のとおりである。

ここでいう各学部・研究科以外の学内各組織とは、次の各組織をいう。

- 入試部・入試委員会
- 学生部・学生委員会
- 就職部・進路支援委員会
- 附属図書館、図書館・紀要委員会
- 附属高等教育推進センター
- 附属国際交流施設学生寮・学生部
- 社会連携推進委員会
- 教務部

これらの学内各組織は、「内部質保証方針」および教育審議会において策定する指針(具体的には、「内部質保証推進にあたっての指針」および今後整備を予定している、より具体的な指針)に基づき、教育審議会の提言・助言のもとに、当該学内各組織における内部質保証を推進する。それぞれの組織に、委員会が置かれているものが多いが、これらの委員会の委員の多くは教員が務めており、教職協働の体制が取られている。その他の組織についても、運営委員などとして教員が構成員となるなど、教職協働の体制が採られていることに変わりはない。

また、これらの学内各組織のうち教務部は、教務委員会及び大学院運営委員会並びに附属高等教育推進センターおよび社会連携推進委員会の事務局としてそれらの内部質保証の推進を支援するとともに、自身が担う方針・目標の達成の観点から自己点検・評価を行う。

教務部以外の学内各組織は、当該学内各組織における内部質保証の一環として、大学基準のうち、各組織につき「体制」の別表に定められた基準にかかわる事項に関し、それぞれが担う方針・目標の達成の観点から自己点検・評価を行う(資料 2-4)。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点 2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

点検・評価項目①に述べたとおり、本学において内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織は教育審議会である。教育審議会の組織については「教育審議会規則」が定めている。同規則第 2 条に定められているとおり、教育審議会は、次の事項を審議する審議機関であ

る。

- (1) 全学における内部質保証の推進に関する事項
- (2) 内部質保証の方針及び手続に関する事項
- (3) その他内部質保証の企画・運営に関する事項

教育審議会規則第6条は、「審議会は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる」と定めており、点検・評価項目①に述べたとおり、この規則を根拠に、現在、「内部質保証方針」2-4に基づき、教育審議会の下に自己点検・評価専門部会が置かれている。教育審議会が審議機関であるのに対して、自己点検・評価専門部会は、「内部質保証方針」2-4に定められた事項を行う執行機関である。

教育審議会規則第3条では、教育審議会は次の委員をもって構成するものとしている。また、同規則第5条において、座長には学長をもって充てるものとしている。

- (1) 学長
- (2) 学長会議構成員の中から学長が指名した者 2名
現在、副学長2名が指名されている
- (3) 各学部及び大学院研究科の専任教員 各1名
現在、各学部長及び研究科長（副学長兼任）が選任されている
- (4) 大学事務局長
- (5) 学長が必要と認めた者 若干名
現在、図書館長、高等教育推進センター長が選任されている

自己点検・評価専門部会は、教育審議会規則第6条第2項の規定に基づき教育審議会の座長である学長が指名した次の委員によって構成されている（資料2-3）。

- (1) 部会長…副学長（教務担当）
- (2) 委員…商学部長、経済学部長、人間社会学部長、研究科長、高等教育推進センター長、教務部長、部会長が必要と認める教職員

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
評価の視点2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
評価の視点3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
評価の視点7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

1 「三つのポリシー」策定の基本方針」の制定

学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針を策定するための全学的な基本方針を「流通科学大学「三つのポリシー」策定の基本方針」としてまとめ、本学ホームページに掲載している（資料 2-9【ウェブ】）。

ここではまず、三つのポリシーの位置づけと相互の関係を示している。三つのポリシーがそれぞれどのような事項についての基本方針を定めるものであるかを明らかにした上で、「これら三つのポリシーは、一体のものとして、本学の教育の目標の実現に向け、学生の入学から卒業までの一貫した教育活動を実施するための基本的な指針となる」としている。

続いて、三つのポリシーのそれぞれにつき、その策定単位を明らかにしている。

最後に、三つのポリシーの運用に関する方針として、(1) 三つのポリシーについても建学の理念に則った不断の見直しが求められること、(2) 内部質保証の過程において、必要に応じてそれぞれが検証・改善の対象となること、を明らかにするとともに、(3) 学部・学科・コース等を再編する際の卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針の策定について方針を明らかにしている。

2 方針及び手順に従った内部質保証活動の実施

本学において点検・評価項目①-1 に示すような現行の規定・指針が定まったのは、2020年1月31日開催の理事会において「内部質保証方針」が承認されて以降であり、それに基づく本格的な内部質保証活動は、本点検・評価報告書の取りまとめに伴う活動が最初の実施例といえることができる。

すでに点検・評価項目①について述べたとおり、この活動は、「内部質保証方針」および「学内各組織における内部質保証体制」などに定められた方針・体制の下に進められている。加えて、この活動を進めるにあたり、教育審議会が、「本学における全学的な内部質保証の推進に責任を負う組織」としての責務を果たすために、学長の承認の下に「内部質保証推進にあたっての指針」が定められた。先に掲げた図 2-1「流通科学大学におけるマネジメントシステム・内部質保証システム」は、これらの内容の概略を図示したものである。

従来、本学における内部質保証は、2014年10月に制定した「自己点検・評価実施要項」（資料 2-10）に基づき、業務別自己点検・評価と組織別自己点検・評価の2本立てで進めるものとされていた。このうち、制度として定着し、毎年継続されてきたのが、業務別自己点検・評価の一環として行う「カリキュラム自己点検・評価」である。他にも、「自己点検・評価実施要項」に基づき、次のとおり自己点検・評価を実施してきた。

- ・ 2015年度（業務別自己点検・評価のみ）
 - ・ カリキュラム自己点検・評価（学部・大学院）
 - ・ 学生の受け入れ自己点検・評価（学部・大学院）
 - ・ 学生生活支援自己点検・評価
 - ・ キャリア支援自己点検・評価
 - ・ 社会連携・社会貢献自己点検・評価
- ・ 2016年度（業務別自己点検・評価のみ）

- ・カリキュラム自己点検・評価（学部・大学院）
- ・学生の受け入れ自己点検・評価（学部・大学院）
- ・学生生活支援自己点検・評価
- ・キャリア支援自己点検・評価
- ・社会連携・社会貢献自己点検・評価
- ・2017年度（業務別自己点検・評価および組織別自己点検・評価）
 - ・業務別自己点検・評価
 - ・カリキュラム自己点検・評価（学部・大学院）
 - ・学生の受け入れ自己点検・評価
 - ・学生生活支援自己点検・評価
 - ・キャリア支援自己点検・評価
 - ・社会連携・社会貢献自己点検・評価
 - ・組織別自己点検・評価
 - ・大学全体自己点検・評価
 - ・研究教育組織別自己点検・評価

以上のとおり、「自己点検・評価実施要項」が想定していた計画に従って、業務別自己点検・評価を毎年、組織別自己点検・評価を原則として3年ごとに実施した。しかしながら、そのころから、第3期の認証評価がスタートしたことも相まって、「自己点検・評価実施要項」に基づく本学の内部質保証体制が抱える次のような問題点が次第に明らかになってきた。

第一に、「要項」が定めているのは、内部質保証のPDCAサイクルのうち自己点検・評価という「C」が中心となっており、そこで明らかになった内部質保証上の課題や問題点を、どのようにして具体的な改善・向上に結びつけていくかという道筋が明らかにされていないという点である。

第二に、そのことが要因となって、ともすれば自己点検・評価報告書を取りまとめること自体が目的化しがちであったことである。

第三に、「要項」の内容が第2期の認証評価に沿ったものとなっていたことから、これによる自己点検・評価を継続していても、第3期認証評価に対応することは難しかったという点である。

その結果、2018年度は、カリキュラム自己点検・評価（学部・大学院）、2019年度は、同じく、カリキュラム自己点検・評価（学部・大学院）と、第3期の「点検・評価報告書」のフォーマットに則した大学全体の自己点検・評価の実施にとどまった。

一方で、学園の中長期計画を達成することを目指して毎年度の業務計画が立案され、これを軸にPDCAのマネジメント・サイクルが回されてきた。これは、必ずしも内部質保証の文脈の下に行われていたわけではない。しかし、例えば、カリキュラム自己点検・評価で課題とされた事項も、教員あるいは教員組織の主体的な取り組みを通じて解決しうるもの以外は、課題の指摘にとどまることにならざるを得ない。指摘された課題を事業計画に組み入れ組織的に取り組まない限りは、解決はおぼつかない。逆に、事業計画に組み入れられることで実際の改革・改善が進められてきた。例えば、2019年度にスタートした新しいカリキュ

ラムは、事業計画に基づき設置された教育改革プロジェクトを中心に編成が進められた(詳しくは、第4章点検・評価項目③参照)。

2020年度からスタートした「中内学園中長期計画(N-PLAN)」第四次計画においては、「内部質保証システムの推進」が、教学面での重点項目中、大項目の一つとして掲げられ、次の2点が重点項目と定められた。

1. 教学・人事・施設・財務の重点項目を実施、大目標を達成することに寄与する内部質保証システムの再構築。
2. 内部質保証の推進に責任を負う組織を整備し、大学全体として整合性のとれた内部質保証体制の構築。

この計画に基づき、本学の新たな内部質保証体制が点検・評価項目①-1に示した規定・指針の下にスタートした。2020年度の活動は、学内各組織における自己点検・評価の結果が、教育審議会の下に置かれた自己点検・評価専門部会の下に集約され、同専門部会において、全学的な内部質保証の観点から改めて点検・評価を行った上で、本点検・評価報告書を取りまとめる、という手順で進められた。なお、このような手順自体は、教育審議会における審議に基づき定められたものである。

加えて、各学部・研究科におけるカリキュラム自己点検・評価も、例年どおり実施された。

3 教育審議会による各学部・研究科における教育PDCAサイクルを機能させる取り組み

本学において、長年にわたって各学部・研究科における教育のPDCAサイクルを機能させる上で中心的な役割を果たしてきたのが、「カリキュラム自己点検・評価」である。これは、教務担当副学長を委員長とし、各学部の学部長・学科主任及び教務部長などを委員とする「教務委員会」の下に「カリキュラム評価専門部会」を置き、毎年度実施しているものである。その結果をまとめた「カリキュラム自己点検・評価報告書」は、毎年度教育審議会に報告されている。2020年度は、これに加えて、同報告書について、教務委員長、研究科長、各学部長に総括的な評価を依頼し、これらの評価を踏まえた上で教育審議会としての総括を行った(資料2-11)。ここで明らかになった課題については、2021年度早々にも解決に着手する予定である。

これに加えて、教育審議会では、各学部・研究科における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組みとして、2020年度は、次の2つに重点的に取り組んだ。

(1) カリキュラム・マップの作成を通じた各科目の到達目標の適切性の確認

2020年度よりスタートした「中内学園中長期計画(N-PLAN)」第四次計画においては、「①教育内容の質的向上」を図ることが、教学面での目標の筆頭に掲げられている。また、その一環として、学内における同中長期計画の詳細計画においては、「カリキュラム・マップを再構築し、個々の科目において、カリキュラム体系上のような資質・能力をより重点的に育成することが求められているのかを、担当教員が十分認識した上で、授業開発・運用、成績評価などが行えるようにする」ことが示されている。

カリキュラム・マップとは、一般に「学生が身に付けることが期待される知識・技能・態

度等、学修目標として示される項目と授業科目との間の対応関係を示した図の総称) (「教育マネジメント指針」用語解説 (2020))とされる。今回各学部に作成を求めたのは、コースの各科目の到達目標を達成することを積み重ねていけば、各コース所属の学生が、学部・研究科、学科・コースの「卒業認定・学位授与の方針」(DP)に掲げられた、資質・能力を身につけることができるということを示すため、①シラバスに記載することを想定した各科目の到達目標と、②学部・研究科、学科・コースのDPに示された資質・能力の各項目との間の対応関係を示した(マッピングした)カリキュラム・マップである。

具体的には、次のような手順で作成・取りまとめを行った。

まず、各科目担当教員が自身の担当科目につき、自身の認識にしたがい、担当科目の各到達目標が、どのDP項目にどのように貢献しているかを具体的に記述する。続いて、記述した内容にしたがって、次のようなウェイト付けを行う。

- ・ 3 : シラバスの到達目標として明示している
- ・ 1 : シラバスの到達目標に含めていないが、対応した内容は含まれる。
- ・ 0 : 直接の目標とはしていない

2、1、0の単純なウェイト付けとしなかったのは、学生がDPに掲げられた資質・能力を身につける上で、それを到達目標として明示している科目は、「対応した内容が含まれる」とされた科目(2科目分程度では足りず)3科目分程度の関連性があるものとするにより、DP達成に向けての各科目の位置づけを、より明確にするためである。たとえば、DPが3項目あり、ある科目Aはその到達目標のうち、1つはDPの到達目標と一致し、1つは対応した内容を含み、それ以外は、直接の目標とはされていなかったとする。これに対し、科目Bは、いずれのDP項目に対応した内容をも含んでいたとする。仮に、2、1、0のウェイト付けとした場合、A、Bとも科目のDPとの関連性は同等ということになる。しかし、例えば、カリキュラム全体を見通した場合、学生が到達目標の達成に向けいずれの科目の履修を優先すべきかといえ、科目Aであると考えられる。3、1、0のウェイト付けとすることにより、(厳密な数量的判断ができるわけではないが)このことが数字の上でも明確になると考えたものである。

各教員が自身の担当科目についてこのような考察を行うことにより、中長期計画の詳細計画にある、「カリキュラム・マップを再構築し、個々の科目において、カリキュラム体系上どのような資質・能力をより重点的に育成することが求められているのかを、担当教員が十分認識した上で、授業開発・運用、成績評価などが行えるようにする」ことが可能となる。

このように、各科目の担当教員によって記述・記入されたカリキュラム・マップは、コース、学科、学部・研究科の順で集約される。その過程で、カリキュラム全体として、適切なカリキュラム編成がなされているか、あるいは各科目の到達目標の設定が適切に行われているか、などを検証する上での一助となる。

以上のような過程を経て取りまとめられたカリキュラム・マップは、教育審議会に提出された。その後、各学部長・研究科長による各学部・研究科における総括的な評価を経て、教育審議会において全学的観点からの総括がなされた。その結果、大学全体としては、一部の例外を除き、各コースのDPを達成するために必要な科目が適切に配置されていると評価された。併せて、例外的に問題点が指摘された学科のカリキュラムについては、教育審議会としていくつかの提言・助言を行った(資料2-12)。

(2) アセスメント・ポリシーの策定

中長期計画の詳細計画では、「基礎能力・汎用的能力と専門能力とをより確実に修得することを促し、その達成度をより実践的に評価する成績評価方法の開発・運用」を図るものとされ、その具体策例として、「アセスメント・ポリシーの制定」、「「考える学習型」授業をより効果的に実践することに資する成績評価方法の開発・運用」が掲げられている（資料 2-13）。

この計画を実行し、各学部・研究科において教育 PDCA サイクルを機能させる体制を整えるため、2021 年 3 月 3 日の教育審議会において、学習成果の測定・評価に関して、次の方針及び運営指針を策定した（資料 2-14）。

・「学習成果の測定・評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）」

本学学生の学習成果を測定・評価し、本学における教育活動の恒常的な改善・向上を図るにあたっての基本的・全般的な理念・方針を明らかにするもの。3つのポリシーと同様、学長会議及び理事会の審議を経た上で、公表することを想定している。

・「学習成果の測定・評価に関する運営指針」

アセスメント・ポリシーにおいて示された方針を具体化するため、次の各事項その他学習成果の測定・評価に関する事項についての運営指針を定めるもの。今回策定されたものは、現在実際に実施しているものを取りまとめたものだが、今後、本学学生の学習成果の測定・評価がより適切に行えるよう、教育審議会において、継続的な改善・向上を図ることとしている。

- 学習成果を把握し測定するための指標やその把握・測定方法
- 学習成果に係わるデータの収集方法やその収集手順および収集主体
- 把握・測定した学習成果の分析・評価方法や手順及びそれらの報告手続

4 学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

前述のとおり、学部・研究科における定期的な点検・評価は、毎年 1 回実施しているカリキュラム自己点検・評価を中心に進められている。その他の学内各組織については、業務別、組織別の自己点検・評価が試みられてきたが、従来から事業計画実施に係わるマネジメント・サイクルが回されてきたこともあり、一貫した方針の下での点検・評価を実施するまでには至らなかった。

2020 年度は、前述したように（点検・評価項目③-2）、新たな内部質保証体制のもとに学内各組織における自己点検・評価の結果が、教育審議会の下に置かれた自己点検・評価専門部会の下に集約され、同専門部会において、全学的な内部質保証の観点から改めて点検・評価を行った上で、本点検・評価報告書を取りまとめる、という手順で進められた。

5 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

カリキュラム自己点検・評価の結果については、必ずしも、明示的・自覚的なものとはなっていないものの、カリキュラム改革にあたっては、関係者の間で課題の共有を図りつつ、

カリキュラムの改善・向上が図られてきた。

教育改革プロジェクトへの諮問事項のうち、例えば、先に述べた(点検・評価項目③-3-(1))カリキュラム・マップの作成については、教育審議会における審議を踏まえ学長から各学部・研究科に対して作成を求めたもので、これを作成する過程で、各学部・研究科において次のように授業内容の改善・向上を図ることを主要な目的の一つとしている。

- ・各教員がそれぞれの担当科目が DP の達成に向けてどのように位置づけられているかを再認識するとともに、その達成に向けて授業内容の改善・向上を図る。
- ・各コースにおいて、DP の各項目の達成に向け、十分な授業内容が確保されているかを点検・評価することにより、不足がある場合は、各科目の授業内容を調整することにより、授業内容の組織的な改善・向上を図る。

6 行政機関及び認証評価機関等からの指摘事項に対する対応

2015 年度（平成 27 年度）に実施した学部・学科の改組（いずれも届出により、商学部については学科設置、経済学部及び人間社会学部については学部設置）に関しては、設置計画履行状況等調査の結果、文部科学省からいくつかの改善意見を受けてきたが、いずれについても順次履行し、令和 2 年度の「設置計画履行状況等調査の結果について」において「指摘事項が付されなかった大学等」とされた（資料 2-15、2-16）。

教職課程に関しては、2014 年度（平成 26 年度）に、当時の商学部商学科に高等学校一種（商業）の、サービス産業学部サービスマネジメント学科サービス心理コースに高等学校一種（公民）の、本学としては初めての教職課程を置き、課程認定を受けた。また、2015 年度（平成 27 年度）に実施した学部・学科の改組に際しては、商学部経営学科及びマーケティング学科に、高等学校一種（商業）の、経済学部経済学科及び人間社会学部人間社会学科に高等学校一種（公民）の、教職課程を置き、課程認定を受けた。

これらの教職課程については、2016 年（平成 28 年）12 月に実地視察を受け、文部科学省の講評がありいくつかの指摘を受けた。これらの指摘事項に対しては、取組を進め、報告書を提出している（資料 2-17、2-18）。

さらに、2019 年（平成 31 年）1 月に、商学部マーケティング学科において高等学校一種（商業）の再課程認定を受けるに際しては、担当を予定していた教員につき「留意事項」として指摘を受けた（資料 2-19）。これに対しては、2020 年（令和 2 年）9 月に、当該教員の研究業績追加による「事後調査対応届」を提出し、これに対しては、文部科学省より 2021 年（令和 3 年）3 月 9 日付で「対応完了」との審査結果の通知を受けた（資料 2-20）。

前回、2014 年度の大学基準協会の認証評価を受けた際には、努力課題として 7 項目にわたる指摘を受けた。これに対しては、教育審議会の議題として取り上げ、そのリーダーシップの下に、改善に努め、その結果を改善報告書として 2018 年 7 月に大学基準協会に提出した（資料 2-21）。この改善報告書に対しては、大学基準協会より、2019（令和元）年 5 月 9 日付で「改善報告書検討結果」の通知を受けた。そこでは、「今後の改善経過について再度報告を求める事項」については「なし」とされたものの、認証評価にあたり努力課題として指摘された事項のうち、次の 3 点については、引き続き一層の努力が望まれるとされた。

- (1) 博士後期課程では、コースワークとリサーチワークの適切な組合せに関して、2019（平成31）年度からの開講に向けて、シラバス作成等の準備を確実に実施すること
- (2) シラバスの作成・公表について、修士課程では演習科目について、博士後期課程については、2019（平成31）年度からのコースワーク開講に合わせて、シラバスの作成・公表を確実に実施すること
- (3) 博士後期課程における収容定員に対する在籍学生比率を改善すること

これらのうち（1）及び（2）については、演習科目をはじめとしたリサーチワークによる自主的な調査研究の実施はもちろん、コースワーク科目においても、予習・復習を中心とした自主学習の促進のために必要な事項のシラバスへの明記を標準化するなど、研究科全体としての取り組みを進めている（詳しくは、後述第4章・点検・評価項目④）。

また、（3）については、収容定員充足率が0.33、入学定員充足率の5年平均が0.28となっており、経年で徐々に上がってはきているものの、引き続き是正を要する課題であると認識している（詳しくは、後述第5章・点検・評価項目③）。

7 点検・評価における客観性、妥当性の確保

点検・評価における客観性、妥当性を確保するための方法としては、外部評価・第三者評価を受けることが考えられる。この点については、理事会・評議員会の理事・評議員に学外理事・評議員が多数含まれることから理事会・評議員会の場で、あるいは就職部等で接点のある企業等に対して、点検・評価報告書に対して、意見を求めることなどが考えられる。ただ、大学における内部質保証の理念については、必ずしも広く理解が得られているとは言えず、それだけで客観性、妥当性の確保が十分に図られるかは定かではない。また、他大学と連携して、相互に点検・評価内容を点検・評価することも考えられるが、そのための体制整備は進んでおらず、それに割くだけのマンパワーが十分には確保されていないのが実情である。

現状では、大学基準協会による認証評価を上回る、客観性、妥当性の確保のための方策は見出しがたいことから、今後とも、大学基準協会の大学基準等をベンチマークとする自己点検・評価を定期的に継続し、他大学のそれとを比較することなどを通じて、点検・評価における客観性、妥当性の確保を図ることとしたい。その上で、その他の手段についても検討を継続していきたい。

8 COVID-19 への対応

COVID-19 への対応として、2012年2月に制定した「危機管理マニュアル」に基づき、次のメンバーによって構成される「新型コロナウイルス感染症緊急対策本部」を設置し、2020年3月4日に第1回の「新型コロナウイルス感染症緊急対策会議」を開催した（資料2-22、2-23）。以後、第15回以降は「新型コロナウイルス感染症対策会議」と名称を改め、2021年3月末までに18回の会議を開催した（資料2-24）。同本部の構成員については、「危機管理マニュアル」制定後の組織変更に基づき、適宜読み替えを行った上で選任している。また、同対策会議には、議題の内容によって、同本部の構成員以外の者もオブザーバーとして参加し、大学全体として整合性のとれた適切な方針決定を行えるよう努めている。同本部の構成

員は、次のとおりである。

- ・本部長：学長
- ・副本部長：副学長
- ・本部長：学部長、大学事務局長、庶務部、就職部、入試部、教務部、学生部、経営企画室（法人）、総務人事室（法人）の各部長または次長、保健室担当、その他必要と認められる者
- ・事務局：学生部

COVID-19 への本学としての対応・対策は、前例のない事態に迅速かつ柔軟に行う必要があることから、学長会議、教育審議会、教授会など常設の機関における審議によらず、新型コロナウイルス感染症緊急対策会議における審議に基づき、同対策本部長である学長が最終的に決定する体制をとっている。平時であれば「本学における全学的な内部質保証の推進に責任を負う組織」である教育審議会が担うべき内部質保証に関する事項も、COVID-19 への対応・対策に関する事項については、実質的に同会議における審議に基づき、決定・実施することになるが、2021年3月末に至るまで、それに該当する、緊急性の高い事項は生じていない。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価、その他の諸活動の取り組みを適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性
評価の視点3：公表する情報の適切な更新

教育情報については、法令に則り本学ホームページ上において公表するほか（資料 2-25【ウェブ】）、大学ポートレートにおいても公表している（資料 2-26【ウェブ】）。

自己点検・評価結果については、2014年3月に大学基準協会に提出した「点検・評価報告書」及び「基礎データ」並びに2018年7月に大学基準協会に提出した「改善報告書」を、大学基準協会による評価結果とともにホームページ上で公開している（資料 2-27【ウェブ】）。

教育情報、自己点検・評価結果、その他組織運営と諸活動の状況等の公表にあたっては、それらの情報の正確性、信頼性を確保するため、法令の求めに従い、あるいは内部手続上、二重以上のチェック体制を構築している。公表の対象となる情報の多くは、学園の理事会・評議員会における審議・報告の対象となることから、それらの機関の監督を受けている。また、財務情報については、法令に則り、監査法人及び学園の監事の監査を受けた上で、それぞれの監査報告書を付してホームページ上で公表している（資料 2-28【ウェブ】、2-29【ウェブ】）。

教育情報その他組織運営と諸活動の状況等については、その多くが1年周期で実施し、学内報告及び対外公表がなされているものであり、法令や例年の手続に則り、適切な更新が図られている。自己点検・評価結果については、現状、大学基準協会の認証評価に際して実施

したものの公表にとどまっております、これについては、大学基準協会の評価結果、認証結果が明らかになった段階で、すみやかに更新を行っている。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性の定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用 評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

1 全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性の点検・評価

次のように、従来から全学的なPDCAサイクルは適切かつ有効に機能していたと評価される。

法人の事業計画は、中長期計画の下に毎年度の事業計画が立案され（Plan）、これに基づき事業が実施され（Do）、その達成度を評価しつつ（Check）、当該期で改善を図ることが可能なものについては改善を行い、次期以降に改善を図るべき点については、次期の事業計画に織り込む（Act）、といったPDCAサイクルが定着している。

本学では、従来、事業計画は、事実上、法人・大学を一体とする「事務局」の業務計画という位置づけにあった。従って、このPDCAサイクルも、大学部門については大学事務局の事業計画として機能してきたといえる。本学は、一法人一大学で成り立っており、法人の事業の大半が大学の事業であることから、このような運用がなされてきたことにより、実質的な支障が生じることはなかったといえる。また、先にも触れたように（第2章・点検・評価項目①-4）本学の各学部・研究科には独自の事務局組織が置かれておらず、大学事務局は全学的な組織であることから、このPDCAサイクルは、自ずと全学的なPDCAサイクルということになる。そして、そのPDCAサイクルは、適切かつ有効に機能していたと判断される。

もっとも、事業計画にかかわるPDCAサイクルは、あくまで一般のマネジメント・サイクルの一つであることから、これを内部質保証にかかるPDCAサイクルと同視することはできない。

2020年度になり、法人理事長が兼任していた学長職を離れ、別に学長が選任されることとなったのを機に、事業計画のうちの大学部門についての事業計画については、その大項目・中項目については理事会の承認の下に定めるとともに、それをさらに具体化・細分化した小項目については、学長会議の審議を経て大学において定めた。先に示した図2-1にある大学のマネジメントシステムおよび内部質保証システムは、このような体制を反映したものである。

今後は、このような体制の下で、マネジメント・サイクルと内部質保証サイクルとの関係が、より密接になると考えられる。例えば、自己点検・評価の過程で見出された内部質保証上の課題を、次の年度の事業計画に組み込むことにより、法人の財政的バックアップのもとに解決する、ということがより円滑に行われることが想定される。

2 適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価

本学の内部質保証システム自体の点検・評価は、大学基準協会『大学評価ハンドブック』（2020年3月改訂）や中央教育審議会大学分科会『教学マネジメント指針』（2020年1月）等の記述に照らしつつ、教育審議会における審議を通じて行っている。これに加えて、第三者による点検・評価を受けることが望ましいと考えられるが、これについては、当面、大学基準協会による認証評価結果によることを第一義とする方針である。

3 点検・評価結果に基づく改善・向上の取り組み

本学では、従来から内部質保証システムの整備・改善に努めてきたが、第3期の認証評価を受審するにあたり、大学基準協会『大学評価ハンドブック』や中央教育審議会大学分科会『教学マネジメント指針』などを参照しつつ、内部質保証システムの改善・向上に取り組んできた。

その一環として、内部質保証システムの改善・向上に向けて、先に述べたとおり、「内部質保証方針をはじめとする規程や方針及び組織の見直しや整備を図った。また、2019年度のカリキュラム改訂にあたっては、その目的・目標をできる限り明文化するなど諸施策を講じるにあたって、後日の点検・評価に資するよう、その目指すところを可能なかぎり明確にするよう努めている。

（2）長所・特色

現状説明において述べたとおり（点検・評価項目①-2）、本学では、事業体としての大学の中心的事業が教育であることに鑑み、内部質保証のプロセスと大学全体のマネジメント・プロセスを敢えて明確に切り分けることなく、内部質保証のプロセスを大学全体のマネジメント・プロセスに内包させる形で、両者を一体的に運用することを目指している。

本学では、学園の中長期計画に基づき、各年度の事業計画が策定され、これに基づき大学の教育研究活動が実施され、その実績を踏まえた上で、次年度の事業計画が策定されるというサイクルが確立されている。また、事業計画の策定にあたっては、可能な限り数値目標を設定することが意識され、事業計画の進捗状況を客観的に評価することに資するものとなっている（資料1-11）。これと、内部質保証のプロセスとを適切に融合させることにより、内部質保証プロセスの実効性を高めることができると考えられる。

（3）問題点

伝統的な経営指標や数値化された目標の達成に向けてのPDCAサイクルは相当程度、機能していると考えられるが、DP等の教育目標の実現という点については、例えば、カリキュラム自己点検・評価報告書においてその点を意識した記述が十分になされていないなど、PDCAサイクルが十分に機能しているとは言い難い面がある。この点については、2020年度において、カリキュラム・マップの作成を通じてDP達成に向けて個々の科目がどのように貢献しているかを検証したが、このような施策を重ねることにより、一層の改善を図っていくことが必要である。

また、学習成果の測定・評価に基づいて、内部質保証を機能させるという点においても、

多くの課題が残されている。事務局内を中心にデータの蓄積はかなりの程度なされていると思われるが、これを施策の目的に照らして分析・活用することが十分になされているとは言えない面がある。この点については、内部質保証に向けての様々な活動と足並みをそろえて、今般策定されたアセスメント・ポリシーに基づく「学習成果の測定・評価に関する運営指針」の継続的な改善・向上を図っていくことが求められる。

全学レベル、学部・学科・研究科レベルおよび個々の科目・担当教員レベルでの自己点検・評価の有機的な連携・統合が十分になされていない。この点については、2020年度から導入された新しい内部質保証システムを運用していく過程において、その定着を図っていくことが必要である。その際に、ポイントとなるのは、今般取りまとめた「内部質保証推進にあたっての指針」よりもさらに具体的な、内部質保証推進のための手順書といったものであると考えられる。教育審議会において、このような手順書を策定していくことが、「全学的な内部質保証の推進に責任を負う組織」としての教育審議会の内部質保証活動支援機能を高めることにつながることを期待される。

(4) 全体のまとめ

内部質保証に向けては、従来からさまざまな取り組みを続け、相応の成果はえられたものと考えられる。このたび第3期の認証評価を受審するにあたり、内部質保証システムの改善・向上に取り組んできたが、それが具体的な成果として現れるまでには、継続的にPDCAのサイクルを回しつつ、問題点の改善を図っていく必要がある。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び大学院研究科（研究科または専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学は1988年度に商学部一学部のみを擁する大学として設立され、その後3学部で構成されるようになった。本学の理念「流通を科学的に研究教育することを通じて、世界の平和に貢献し、真に豊かな社会の実現に貢献できる人材を育成する」ならびに大学の目的「広く人間とその社会及び文化に対する理解を深め、経済学・経営学、特に流通を科学として研究、教授することにより、創造的知性及び応用力を養い、人類の平和と国際社会の貢献する人材を養成すること」に照らして本学の設立、学部設置、改組が行われてきた。2015年度に学部改組が実施され、商学部、経済学部、人間社会学部という現在の状態となっている。附属機関としては高等教育推進センターが設置されている（資料3-1【ウェブ】）。

さらには、2019年度には各学部でコースの再編成、カリキュラムの見直しが実施されて今日に至っている（資料3-2）。2015年度には大学院流通科学研究科においてもカリキュラム改編が実施されている。（資料3-3）

各学部、大学院流通科学研究科、高等教育推進センターいずれも大学の理念、大学の目的に照らして適切に設置されている（資料1-4【ウェブ】、1-5、1-6、1-7【ウェブ】）。

[商学部]

商学部は現代社会の複雑かつ多様化した諸問題を解決するためマネジメント教育の視点を強化し、経営学科、マーケティング学科の2学科5コースから構成される学部にて2015年改組された。その際には、社会の要請や人材育成の教育内容の変化を勘案し、5コースのコース体系を再構築した。とくに本学設立の理念である流通を科学する視点から、より現代社会の要請に応えるようにマーケティング分野の教育強化を表明した学科編成とした。さらには、2019年度には、より各学科の教育目的に合致することを意図してコースの再編、特に科目の改廃を実施した。

[経済学部]

経済学部は、総合政策学部から改組された。以前は現代社会が抱える複雑かつ多様化した諸問題を解決するためには物事を幅広い視野から総合的に捉えて政策を立案する形で、より幅広い学問領域を総合的に学ぶ必要性を強調して編成されたが、内容が広くなり学生に学びを訴える力が弱くなったため改組に踏み切った。社会の多様化、複雑化が進展する中で、

経済学の知識を広く修得して、総合的な考察ができる能力を育成する必要があると考えられ、2015年度経済学部への改組が決断された。さらには2019年度には、各コースの科目の見直しを行っている。

[人間社会学部]

人間社会学部は、2015年度にサービス産業学部から改組された。サービス産業学部は我が国におけるサービス化・ソフト化の進展、観光事業の確立、スポーツ事業の発展およびそれに伴う新たなサービス事業の創造・育成に対する高まりに応じた人材を育成するために設置されていた。人間社会学部は従前のサービス産業学部を基礎とし、社会学の基礎知識・理論およびその方法のもと、社会と社会を構成する人間に関する実践的な研究教育を行うことにより、財やサービスの流通に関わる社会の構造と変動、およびそれをもたらす人間の行為・行動を解き明かすことに貢献できるよう改組された。2019年度には学生の学びに対する希望にできるだけ添うよう科目の改廃を含めてコースの見直しがなされ、現在に至っている。

[流通科学研究科]

流通科学研究科は、大学の理念・目的のもと流通やマーケティングに関する諸問題へ総合的・国際的にアプローチする高度研究・教育機関として1996年に開設された。1998年には博士後期課程も設置され、流通科学研究科・流通科学専攻というわが国でも初めての大学院として、本学学部卒業生にとどまらず、アジアからの留学生を中心とした数多くの修了生を輩出してきた。流通・マーケティング分野は市場環境や技術革新などの変化の影響を大きく受けるため、各課程における研究活動が学術面でも社会的要請の面でも常に時機に応じたテーマとなることを配慮して、日常の教育指導や大学院運営委員会での検討を行なっている。

[図書館]

本学附属図書館は、「教育、研究に必要な図書館資料を収集、整理、管理し、本学の教職員及び学生の教育、研究、調査、学習の利用に供して、大学の使命達成に寄与する」ことを使命として設置されている(資料3-4)。「流通を科学的に研究教育することを通じて、世界の平和に貢献し、真に豊かな社会の実現に貢献できる人材を育成する」という本学の理念に照らして、適切に設置されていると考えられる(詳しくは、第8章点検・評価項目③参照)。

[高等教育推進センター]

高等教育推進センターは2015年度に改組された。2015年以前は、「教学支援センター」という名称の下、「学生の成長」という視点からの教育研究と、学生の学習支援という2つの機能を担っていた。2015年度に、これら2つの機能を分離させ、「学生の成長」という視点からの教育研究を行う機関として再構築され高等教育推進センターとなった。この際、もう一方の学習支援の機能については、教務部に移された。これは、講義棟VIの1階に学生支援の役割を担う、教務部、学生部および就職部の窓口およびオフィスが集約されたことに伴う措置である。

センターの事業はFD研究と推進、授業改善アンケート分析、授業環境の改善と推進、研究成果の公表等があげられ、本学の教育の目的である「豊かな社会の実現に貢献できる意欲と能力を持ったビジネスパーソン」を育成することに貢献できるような教育の推進を図っている（資料3-5、3-6）。

[国際交流施設学生寮]

本学の附属国際交流施設学生寮は、「国際的に開かれた大学を目指すため、外国人留学生及び日本人学生の受け入れ体制を充実させ生活の場を提供するとともに、教育及び指導により、大学の使命達成に寄与する」ことを目的として、2018年2月に設置された（資料3-7）。本学の理念に照らして、適切に設置されていると考えられる（詳しくは、第9章点検・評価項目②参照）。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究組織の構成については、本学でも、最終的には設置者である法人が定めるものとされている。その判断にあたっては、本学が「建学の理念」や「大学の目的」の継続的な実現を目指し、将来にわたって安定的に発展を遂げることができるかが重要である。この点については、大学としても、本学に対する志願者の動向、それを左右する在学生、卒業生、高等学校や卒業生の就職先企業などからの本学の教育に対する評価、経済社会全般からの大学に対する人材育成への要請などの様々な要素に関する情報の継続的な収集に努めている。

現在の学部・学科の構成は2015年度に行われた、次のような学部・学科の改組（届出による新学部・学科の設置）によるものだが、これも今述べたような継続的な情報収集の上になされたものである。

商学部・商学科

- 商学部・経営学科
- 同・マーケティング学科（届出による学科の設置）

総合政策学部・総合政策学科

- 経済学部・経済学科
- 同・経済情報学科（届出による学部の設置）

サービス産業学部・サービスマネジメント学科、同・観光学科

- 人間社会学部・人間社会学科
- 同・観光学科
- 同・人間健康学科（届出による学部の設置）

2021年2月の学長会議において、法人の理事長室、経営企画室より、将来構想プロジェクトの立ち上げについて報告がなされた（資料3-8）。現在の学部・学科の構成については、

改組による入学者数の回復が図られていることを含め、内部質保証の観点からも再編を要するような問題を生じてはいないと判断されることから、これを維持することを前提に、本学の新学部学科構想も含めて、法人としての将来構想を取りまとめようとするものである。

学部・学科組織の変更を伴うものではないが、実質的にそれに近い効果を生じるものに、コースの改廃がある。2015年の改組前とは異なり、現在のコースは、その性質上は教育課程（カリキュラム）であって、所属教員を伴う組織ではない。コースリーダーを置くことがあっても、それはコースのカリキュラム運営上の責任者という位置づけであって、教員組織としてのコースのリーダーではない。

ただし、対外的に学部・学科の教育内容を訴求する上では、コースは重要な役割を担っており、本学のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーも、コース単位まで細分化して定められている。

規程等で定められているわけではないが、本学では近年、ほぼ4年ごとに全学的なカリキュラムの見直しが図られている。これに伴って、カリキュラム編成上の重要な要素であるコースについても、それまでのカリキュラム自己点検・評価や学長会議、教授会・教員会、教務委員会などの諸会議における審議内容などから明らかになった課題を解決すべく、再編成が行われてきている（これらの点につき、詳しくは第4章・点検・評価項目⑦を参照のこと）。

さらに、本学では、2021年度入学生より、商学部経営学科に、それまでの「ビジネス・リーダーコース」を発展的に解消し、新たに「起業・事業承継コース」を置くこととした。近年、本学においても在学中に起業を実現する学生も現れてきており、また、社会においても、起業家マインドを持った人材に対する要請が高まってきている。さらには、そういった人材を育成することは本学の建学の理念等にも叶うものである。

これらの観点から、法人からの要請もあり、学内に副学長をリーダーとする起業・事業承継コース検討チームを設置し、学長の諮問を受けて、コースの理念の設定、これを敷衍したDP、CPの策定、これらに基づく教育課程の編成などを行った（資料3-9）。これらの過程で、学長会議の審議を行い、最終的には理事会の承認を得た上で、新コースの設置に至った。

高等教育推進センターの点検・評価については、高等教育推進センター自らが各事業の計画・実施・運営・検証を行う過程でその設置理念や設置目的の適切性について常に検討し、改革・改編に取り組んできた。高等教育推進センター毎年の事業計画、実施結果については学長会議で承認を受け、教授会・教員会において教員に報告、周知されている（資料3-10）。

流通科学研究科の組織体制については、定期的開催される大学院運営委員会において必要に応じて協議されている。

（2）長所・特色

建学の理念及び大学の目的に則り、「豊かな社会の実現に貢献できる意欲と能力を持ったビジネスパーソン」を育成することを目的としている本学は、これを目標に学部の教育課程の充実を目指している。本学3学部ともこの目的を基本に据え、その上に学部固有の専門領域の課程が積み重ねられている。この専門領域の課程は、本学学生が専門領域の特定の部分

をコア領域として学修してくれることを狙って、全学部でコース制を敷いていることが特徴と見なせる。学部構成の検討においても常にこの視点から議論がなされている。そして3学部はそれぞれの専門分野から本学の建学の理念である流通を科学的に教育研究することを支えている。さらには、この目的を発展させるために大学院流通科学研究科が開設され、大きく教育目的に貢献している。

(3) 問題点

教育研究組織の適切性については、日ごろより理事会、学長会議等の議論を出発点として全学的な検証・評価が重ねられてきている。その結果、カリキュラムの改編にとどまらず、教育研究組織の改編の必要性が高いとの判断されたに至った場合は、特別な体制が組み立てられ改編を実現してきた。

このように、教育研究組織のあり方については、全学的なマネジメント・プロセスにおいて取り組むべき課題として認識されてきたことから、定期的に内部質保証のサイクルに則って内部組織の適正性について点検するということは、十分になされてきたとは言いがたい。現時点において、内部質保証の観点から本学の教育研究組織に特段の問題が生じているとは考えられないが、今後は、2020年3月に確定された「学内組織における内部質保証体制」に則り、教育審議会を中心とする内部質保証プロセスにおいて、定期的に教育組織の適切性を検討する取組みを構築、実施して行きたい。

(4) 全体のまとめ

本学の各学部、大学院、高等教育推進センターは、大学の理念・目的に基づき設置されており、それらは、大学学則、大学院学則等で明示され、大学ホームページ上に公開されている。社会的要請、教育研究活動の動向等に対応しながら教育研究組織の改組も実施している。

通常のマネジメント・プロセスにおける点検・評価の結果、本学の教育研究組織の適切性について、現時点において特段の問題は生じていないと判断される。今後は、内部質保証のプロセスにおいても、教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行うこととした。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本学(学部)では各学部規則において学部の研究教育上の目的、各学科の研究教育上の目的を定め、育成すべき人材の目標を明らかにしている(資料1-4【ウェブ】)。さらに、この目的に則り、課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を、学生が卒業時に身につけておくべき資質と能力として「卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」に定め、ホームページ上で公表している(資料4-1【ウェブ】)。

このディプロマ・ポリシーを軸としてアドミッション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの3つを「三つのポリシー」として、学生が修得すべき知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を評価する考えと位置づけている(資料4-2【ウェブ】)。「三つのポリシー」は大学運営、学生の教育、そして学生指導の柱となっており、このポリシーは「三つのポリシー」策定の基本方針と共に連携運営され、学位認定を始め、入試問題作成、カリキュラムの作成、FDやSD活動の基準となっている。「三つのポリシー」策定の基本方針とは、(1)三つのポリシーの位置づけと相互の関係、(2)策定単位、(3)三つのポリシーの運用である(資料2-9)。

本学(学部)のディプロマ・ポリシーは、大きく分けると、本学の学生が卒業時に共通に身につけておくべき資質・能力と、各学部・学科所属の学生が卒業時に身につけておくべき資質・能力によって構成されている。

このうち、本学の学生が卒業時に共通して身につけておくべき資質・能力は、いわゆる汎用的能力と、「豊かな社会の実現に貢献できる意欲と能力を持ったビジネスパーソン」となるための基礎能力とに分けられる。汎用的能力については、5項目の人材像の下に卒業時に身につけておくべき資質、能力を明らかにしている。基礎能力については、一般の学生については3つの能力、留学生については、これに加えて所定の日本語能力の修得を求めている。

次に、各学部・学科所属の学生が卒業時に身につけておくべき資質・能力については、ディプロマ・ポリシーには学生が修得すべき知識、技能、態度等に加えて、当該学位にふさわしい学習成果が記述されている(資料4-1【ウェブ】)。各学部は学部特性に応じて2つないし3つの学科から構成され、更に学科の中にコースが置かれている。本学の場合、授与する学位は学科ごとに異なり、かつコースごとに達成すべき学習成果が異なることから、ディプロマ・ポリシーは学科共通のディプロマ・ポリシーの下にコース別のディプロマ・ポリシーを設定するという形になっている。

建学の理念および学則第1条で明確にした真に豊かな社会の実現に貢献できる人材を

育成に資するために、大学共通ディプロマ・ポリシーには「ネアカ のびのび へこたれず」の精神をもった人材を育成することを掲げている。コース共通（学科の）ディプロマ・ポリシー、コース別のディプロマ・ポリシーはこの理念を共有して作成されている。各ディプロマ・ポリシーには、学位授与に当たって、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を評価する考えが示されている（資料 1-3、1-7【ウェブ】）。

現在の各ディプロマ・ポリシーは、教育改革プロジェクトにおいて策定された案をもとに、教育審議会、学長会議の審議を経て、最終的には理事会の承認を得た上で決定されたものである。

授与する学位ごとに定められた学位授与方針は上述のような構造で規定され、周知されている。周知方法は、学位授与方針であるディプロマ・ポリシーを本学ホームページの情報公開のメニューにおくことで、だれでも、何時でも閲覧可能な状態にある（資料 4-1【ウェブ】）。なお、本学のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーは、2020 年度以前入学者と 2021 年度入学者とに分けて公表されているが、これは、先に述べた（第 3 章・点検・評価項目②）に述べた、起業・事業承継コースの新設に伴うもので、それ以外の部分は、いずれも共通した内容になっている。

流通科学研究科における学位授与方針については、「流通科学研究科ディプロマ・ポリシー」として授与する学位ごとに定め、公表している（資料 4-3【ウェブ】）。

2018 年度まで定めていたディプロマ・ポリシーは、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果等が不明確であるなどの課題があったため、学長会議（2017 年 7 月 5 日）において、修得が求められる知識・技能・態度など当該学位にふさわしい学習成果を明示した内容に改定し、2019 年度より運用している（資料 4-4）。

研究科のディプロマ・ポリシーにおいても学部と同様に目的とする育成すべき人材について明確にしたのち、修士課程のポリシーを 3 点掲げ、博士後期課程においても高度な研究能力を身につけていること等の点を掲げている。

流通科学研究科における学位授与方針は、本学大学院学則に定める研究科の目的・教育研究上の目的に従い「流通科学研究科ディプロマ・ポリシー」として定め、本学ホームページ上で誰でも閲覧できるように公表している。また、大学院履修要項にも記載し、大学院生への周知を図っている。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点 2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

本学では「教育課程の編成・実施方針」（カリキュラム・ポリシー）において、授与する学位ごとに教育課程の編成・実施方針を定め、ホームページ上で公表している（資料 4-5【ウ

ウェブ】)。また、「教育課程編成・実施の方針」と「卒業認定・学位授与の方針」との連関性については、「三つのポリシー」策定の基本方針（資料 2-9【ウェブ】）を定め、その中で明らかにするとともに、「教育課程編成・実施の方針」の冒頭でも表明している。

本学(学部)の「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)は、その冒頭において次のように述べ、ディプロマ・ポリシーとの連関性を明らかにしている。

流通科学大学は、学生が「流通科学大学の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」に示された資質・能力を身につけることができるよう、以下の方針にしたがって、教育課程（カリキュラム）を編成し、実施します。

これに続く本文は、「Ⅰ 全学に共通する教育課程の編成・実施方針」と「Ⅱ 各学部・学科における教育課程の編成・実施方針」の2部に分けられる。

前半の「全学に共通する教育課程の編成・実施方針」は、冒頭に全般的な教育課程の編成・実施方針を掲げている。そこではまず、教育課程全体を全学共通科目と学部専門科目とに区分すること、商学部マーケティング学科に教職課程科目を置くこと、全学共通科目及び学部専門科目を構成する科目群のリスト、卒業認定・学位授与を受けるためには、各科目区分に応じて最低必要単位を取得することが求められること、などを明かにしている。これに続いて、各科目区分の教育課程の編成方針を示し、ディプロマ・ポリシーとの連関性を再度確認した上で、教育課程の実施方針として、 Semester制を採用するとともに、キャップ制を採用すること、各クラスの受講者数を適正に保つようにすることなどを掲げている。

続いて、全学共通科目、学部専門科目、フリーゾーンのそれぞれについて、科目区分に則して、教育課程の編成・実施方針を明かにしている。最後に、「その他の教育課程の編成・実施方針」として、本学の教育課程の編成・実施方針の中でも授業形態その他における特徴的な取り組みについて述べている。

後半の「各学部・学科における教育課程の編成・実施方針」は、まず、学部ごとに、学部共通の専門科目である「学部専門基礎科目」および「特別研究科目」について、その編成・実施方針を明らかにしている。その上で、学科ごとに共通する教育課程の編成・実施方針を定めた上で、教育課程としてのコースをどのような方針で編成しているのかを明らかにしている。先にも述べたように、本学の場合、学科ごとに修得する学位が異なるため、学科・コースのディプロマ・ポリシーとの連関性が強く求められる部分である。

本学の学則においては、学位に応じて、学科ごとに開講科目が定められている。これを、卒業時に身につけておくべき資質・能力に応じて、さらに体系化したものがコースの教育課程である。各コースの基幹科目及び展開科目は、学科の基幹科目及び展開科目の中から、コースのディプロマ・ポリシーに則して選定され、体系化された形になっているが、実際には、コースごとに教育課程を編成し、それを集約したものが学科の科目表として学則の別表とされている。現行のコースの教育課程の編成は、2015年度の改組、2019年度のカリキュラム改訂及び2021年度の起業・事業承継コースの設置に際して行われた。その内容は、毎年度作成する『科目一覧表』などによって周知が図られている（資料 4-6）。

流通科学研究科における教育課程の編成・実施方針については、授与する学位ごとに、大きく次の2点において設定及び公表されている。

第1が、大学院学則に基づいて定められた「大学院履修規程」における大学院の授業科目体系・履修方法等の設定とその公表である。大学院履修規程においては、履修方法や指導教員等、教育課程の実施方針が明示されるとともに、「授業科目修得要件」として、修士課程及び博士後期課程それぞれに、各教育課程を構成する授業科目区分・授業形態等が定められている。そして、その内容は、『大学院履修要項』および学内ポータルサイト (RYUKA Portal) によって学生や教員をはじめとした大学内の関係者に公表・周知されるとともに、大学ホームページによって広く社会に向けても公表している (資料4-7)。

第2が、「流通科学研究科カリキュラム・ポリシー」による教育課程の編成・実施方針の明示と公表である。ディプロマ・ポリシーならびに博士後期課程のカリキュラムについて2019年度から改訂・一部見直しの実施を行ない、カリキュラム・ポリシーも2019年度から運用している。これにより、授与する学位ごとにより適切な教育課程の編成・実施方針の設定と公表を実現するとともに、教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性の確保を実現させた。

さらには、流通科学研究科でも作成されたカリキュラム・マップによって、ディプロマ・ポリシーに基づく教育内容との関連性を確認、場合によっては見直しができる体制を構築している。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ (必修、選択等)
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年次教育、高大接続への配慮 (【学士】)
- ・教養教育と専門教育の適切な配置 (【学士】)
- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等 (【修士】【博士】)
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

1 各学部における教育課程の編成

(1) 教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性

2019年のカリキュラム改訂に際しては、事業計画に基づき学長の命を受けて、次の委員により教育改革プロジェクトが編成され、これを中心に教育過程の編成が行われた (資料3-2)。その編成作業の過程では、同プロジェクトから学長に対する中間答申の段階で、教育課

程の編成・実施方針が示され、これに基づいて、科目区分に応じて専門科目については学部・学科、全学共通科目については教務委員会の下に置かれた各専門部会などを中心に教育課程の編成が行われた。このような手順を踏むことで、教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性を確保している。

(2) 教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮

教育課程の編成にあたっては、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー、CP）に則して、科目区分ごとに配置する科目数の目途を予め定める（例えば、各コースの基幹科は6科目、展開科目は20科目程度とする）とともに、各科目の開講年次・学期を定めることにより、教育課程の編成案の策定を行う学部・学科等において、教育課程の順次性、体系性を十分に考慮した教育課程の編成が行えるようにした。さらには、学生の教育課程の順次性、体系性に沿った履修を促す目的も兼ねて、履修系統図を策定することとし、その策定の過程においても、教育課程の順次性、体系性が検証できるようにしている（資料4-8）。

(3) 単位制度の趣旨に沿った単位の設定

1セメスター（週2コマ）あるいは通年で4単位の科目も例外的にはあるものの、基本的には週1回の授業につき1セメスター（15回）で2単位修得する形式を採っている。定期試験などの期間は別に設定しており、また、暴風警報の発令などによる一斉休講、教員の事情による休講など、休講理由の如何に関わらず、休講の際には必ず補講を開講することにより1単位当たりの授業時間の確保を図っている。加えて、シラバスに「準備学修（予習・復習等）の具体的な内容及びそれに必要な時間」という項目を設け、学生に必要な準備学修の具体的な内容を示すとともに、「シラバス作成のためのガイドライン」において、大学設置基準に基づく単位制度の趣旨に沿って、「2単位の講義では、1回の講義について4時間の自己学習が必要」である旨を注記している（資料4-9）。

(4) 個々の授業科目の内容及び方法

個々の授業科目の内容については、シラバスに明記している。加えて、カリキュラム・マップの作成を通じた各科目の到達目標の適切性の確認を行っていることについては、先に述べたとおりである（第2章点検・評価項目③-3-(1)）。シラバスは、学内ポータルサイトであるRYUKA Portalを通じて、学生・教職員とも、履修登録時や科目履修期間を含め、いつでも閲覧できるようになっている。また、本学HPを通じて公開している（資料4-10【ウェブ】）。

また、授業方法については、教育課程の編成・実施方針においても「考える学習型授業」の推進が謳われており、点検・評価項目④でも触れるシラバスの「授業形態（アクティブ・ラーニング）」の項目では、PBL（課題解決型学習）やディベートなどのアクティブ・ラーニング型授業をいくつか例示することによって、教員にシラバス作成段階でのアクティブ・ラーニング型授業への誘導を促している。さらに「双方向授業の実施及びICTの活用に関する記述」の項目を設けることで、クリッカー（respon）や携帯端末等のICTを使用し、学生が自主的に参加得ることができる双方向授業の実施を推進している。また各教員の授業改善に向けた意識を高めるために、相互の授業参観により刺激や啓発を互いに受

ける目的で「オープンクラスウィーク」制度を実施しており、またセメスターごとに実施する学生による授業改善アンケートの評価に基づく受講生目線からの授業の改善を促している（資料4-11、4-12）。

(5) 授業科目の位置づけ

各授業科目の位置づけは、カリキュラム・ポリシーに則して科目区分を行うことにより明らかにしている。ある科目を必修とするか選択とするかについては、両者を単に二分するのではなく、体系的な学修を進める上で当該科目を履修することの必要性と、将来の進路や興味・関心に応じて学生の自由な選択を認めることにより学生の学習意欲を高めることとのバランスをとりつつ、科目区分ごとに定めている。結果として、必修科目は、「自己発見とキャリア開発A・B」、「流通科学入門」、各学部の学部専門基礎科目及び各コースの基幹科目のうち、それぞれ予め定められた1科目などに限られている。これに対して、例えば、基礎能力科目については、3科目すべてにつきクラス指定をすることにより履修を求め、そのうち最低2科目について単位修得することを求めている。また、その他にも、科目区分の最低修得単位数に対して、当該科目区分に置く科目数により、選択科目の「必修度」（「自由選択度」）を事実上調整している。

(6) 各学位課程にふさわしい教育内容の設定

2019年度カリキュラム改訂時においては、新たに策定されたディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーに基づき、教育改革プロジェクトのメンバーである学部長のリーダーシップの下に、各専門分野に精通した教員を中心に教育課程の編成が進められた。

さらには、科目レベルで各課程にふさわしい教育内容が設定されているか否かについて、これを客観的・可視的に実証・保証するための手段として、2020年度には、全学部を通じてカリキュラム・マップの作成が行われた（第2章・点検・評価項目③-3(1)）。

(7) 初年次教育、高大接続への配慮

本学では、いわゆる初年次教育を「気づきの教育」と位置づけ、カリキュラム・ポリシーI-4にも明かにしているように、次のような方針に従って編成・実施している（資料4-5）。

4年間の教育課程の初めに「気づきの教育」科目を置き、新入生が自発的、積極的に行動し、さまざまな体験を積むことを通じて、自らの力で一人ひとりの「なりたい自分（夢の種）」を発見し、その実現のために本学で何を学ぶべきか、自ら気づくことができるよう促します。これにより、学生が漫然と本学での4年間をスタートさせるのではなく、自ら気づいた「なりたい自分（夢の種）」の実現を目指して4年間の学びを積み上げ、「流通科学大学の卒業認定・学位授与の方針」に示された資質・能力を身につけることができるよう導きます。

「気づきの教育」科目は、全学基幹科目、基礎能力科目、「気づきの教育」を目的とする教養科目などによって構成し、とりわけ1年次・前期の教育課程は「気づきの教育」科目のみによって編成・実施します。

高校での教育と大きく環境が異なる大学での学びに戸惑う 1 年生を専門教育から卒業後までスムーズに導くために、入学後の 1 年次前期の「自己発見とキャリア開発 A」（全学必修、8 単位）では 2 コマ連続で週 2 回の授業を通じて、クラスごとの担任による学生に寄り添った指導を行い、大学での学びへのスムーズな適応を実現しようとしている。また大学での教育にとどまらず、卒業後にも必要となるリテラシーの基礎を身につける科目として全学基礎科目の中に「基礎能力（パソコンの基礎）」、「基礎能力（コミュニケーションの基礎）」、「基礎能力（新聞を読む）」、「基礎技能 A（数的処理 I）」、「基礎技能 B（文章理解 I）」などの科目を設置している。さらに、他の教養科目についても、すべての受講生を初年次生に限定することにより、「なりたい自分（夢の種）」を発見することを目的とした「面」としての初年次教育を実現することを目指している。

(8) 教養教育と専門教育の適切な配置

本学では、卒業に必要な最低単位数 124 単位を、2015 年度カリキュラムでは、教養科目に 36 単位、専門科目に 64 単位、全学フリーゾーンに 24 単位、割り付けていた。これに対し、2019 年度カリキュラムでは、全学共通科目 40 単位、学部専門科目 66 単位、全学フリーゾーン 18 単位の割り付けとしている。ちなみに、全学フリーゾーンとは、「一部の例外を除き、全学共通科目および他学部の学部専門科目も含めた全学の学部専門科目から自由に選択して履修することができるもの」（資料 4-5）である。

2015 年度カリキュラムでは、教養科目 36 単位のうち、教養基礎 10 単位は、事実上、「流通科学入門」と「自己発見とキャリア開発」8 単位の必修、それ以外は、「教養一般」及び「教養総合」の中から最低 8 単位の修得を求める以外は、幅広い教養科目の中から 18 単位を自由に選択できるものとしていた。これに対して、2019 年度カリキュラムでは、伝統的な教養科目は全学共通科目の一分野と位置づけ、教養基礎から最低 2 単位、教養一般及び教養基礎から最低 8 単位の修得を求めている。一見すると大きな変更がなされたようにも見えるが、先に述べたように、1 年次前期開講の教養科目（「教養特講 I」）については、受講生を初年次生に限定していることが、主たる要因である。

本学では、伝統的な教養教育と専門教育との峻別という考え方を離れ、両者が相まって、さらに言えばいわゆる正課外の活動も含めて、ディプロマ・ポリシーに定められた「流通科学大学の学生が卒業時に共通して身につけておくべき資質・能力」（汎用的能力）を育成するためのものと位置づけている。これに対して、専門教育についてのディプロマ・ポリシーは学位の単位である学科の下に置かれたコースごとに定められていることから、これを本格的に実施するのは、コース選択を終えた 2 年次以降ということになる。

キャップ制に基づく上限まで単位修得を進めた場合、1 年次前期は、すべて全学共通科目の履修に充てて 24 単位、後期は、全学共通科目の残り 16 単位と、1 年次後期に開講される学部専門基礎科目など学部専門科目（入学時に選択した学科に共通する科目）8 単位を修得、コース選択後は、学科専門科目のうちのコース科目を含めた学部専門科目のみを履修するというのが、学部専門科目を最大限に履修するパターンとなる。一方で、幅広く全学共通科目や他学部の学部専門科目を履修することを希望する学生であっても、最低修得単位数 124 単位のうち半数以上の 66 単位は、選択したコースのコース科目を含めた学部専門科目により修得する必要がある。

これらを総合的に勘案すれば、一般的な意味での教養教育と専門教育の配置は適切になされていると判断することができる。

(9) 教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

本学では、従来、教育課程の改革、再編成にあたっては、教育審議会や教務委員会のような常設の組織ではなく、理事長あるいは学長が設置する、プロジェクト(チーム)などの、アドホックな組織が中心となって推進するのが通例である。

例えば、2019年度カリキュラムの編成にあたっては、次のメンバーによる教育改革プロジェクトが設置された。

- ・リーダー：教務担当副学長
- ・メンバー：学生担当副学長、商学部長、経済学部長、人間社会学部長、大学事務局長、教務部次長

加えて、教育改革プロジェクトの下に、各学部カリキュラム、キャリア教育、基礎能力カリキュラム、教養科目、留学生科目、教職課程の各検討チームと授業改革検討チームが置かれた。

教育改革プロジェクトは、学長の諮問を受け、審議を重ねた上で教育改革・カリキュラム改訂案を策定し、最終的には、学長会議の審議を通じて学長に答申を行った(資料3-2)。

審議にあたっては、第1回の会合において、①学生がDPを達成できるようにするための教育プログラムを構築する、という観点からカリキュラムを編成する、②現行カリキュラムで生じている、種々の不均衡を見直し、平準化する、の2本を柱とする「カリキュラム編成の基本方針」を定め、カリキュラム改訂作業をスタートさせた。

この「基本方針」の内容には、教育改革プロジェクトのメンバーが当事者として、改革の対象となる2015年度カリキュラムについて重ねてきた、カリキュラム自己点検・評価の内容や学長会議、教育審議会、教務委員会、教授会などにおける審議内容が色濃く反映されている。いうなれば、教育課程の編成においては、教育改革プロジェクトのメンバーが構成員となっている全学的な組織が全体として全学内部質保証推進組織を構成してきたということである。

先に述べたとおり、本学では2020年3月に「流通科学大学 内部質保証方針」をはじめとする規定を定めて、内部質保証体制を改めて整備した。今後とも、教育課程の再編成など大がかりで集中的な作業を必要とするプロジェクトに取り組むに当たっては、これまでと同様、アドホックな組織が組成されることになることが予想される。しかし、全学内部質保証推進組織である教育審議会の関わり方は、これまでとは異なり、継続的な全学的内部質保証活動の成果・蓄積を教育課程の再編成の内容に反映させる、といったものになると考えられる。

2 研究科における教育課程の編成

流通科学研究科における授業科目の開設状況は、「大学院学則」第6条の2「別表1」の授業科目表に定めるとおりである(資料1-6)。この表に整理されているとおり、教育課程の編成・実施方針において設定された体系及び科目区分のもと、個々の授業科目が設定される

とともに、演習科目も含めて単位制度の趣旨に沿った単位設定がなされている。

これらの授業科目の内容・方法及び順次性・体系性については、『大学院履修要項』第2章（教育課程）に明示しているとおりである（資料4-7）。まず、教育課程の編成にあたっての順次性・体系性への配慮に関しては、第1節（カリキュラムの体系）の図示にあるとおり、修士課程においては、「方法論研究」、「特論科目」、「実学系演習科目」、「演習科目」の配置によって、また、博士後期課程においては、「実習」、「特殊研究」、「特殊演習」及び「プレレジット制度」の配置によって、カリキュラムの順次性・体系性の確保がはかられている。この各科目区分の内容についても、第1節に整理されているとおりである。

また、授業科目の内容・方法については、第2節（カリキュラムの内容）において整理されているとおりである。ここでは、大きく、本研究科における5つの研究分野毎に授業科目の設置内容を整理することにより、カリキュラムの体系性を明示している。

これらの授業科目の位置付け（必修・選択等）については、「大学院履修規程」第5条「別表1」の授業科目修得要件に定めるとおりである（資料4-7）。本表にみられるように、科目区分ごとに最低必要単位数を設定することで、各科目の位置付けを明確にしている。

各学位課程における教育内容の設定状況については、先述の『大学院履修要項』第2章（教育課程）第1節（カリキュラムの体系）で授業科目を具体的に示している（資料4-7）。修士課程においては、方法論研究と特論科目（コースワーク）、実学系演習科目と演習科目（リサーチワーク）をバランスよく配置することで、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせたカリキュラム設定となるよう配慮している。また、博士後期課程においては、実習・特殊研究（コースワーク）と特殊演習（リサーチワーク）を中心としつつ、必要に応じてプレレジット制度（コースワーク）を活用することで、リサーチワークを中心としつつコースワークにも配慮したカリキュラムに設定している。

以上のような教育課程の体系と授業科目については、従前は特に博士後期課程で独自のコースワーク設定がされていなかったことから、その改善を検討・審議、2019年度から運用している（資料4-7）。

研究科におけるシラバス（履修生がおらず未開講の科目については、開講を想定した参考シラバス）についても、学内ポータルサイトであるRYUKA Portalを通じて、大学院生・教職員とも、履修登録時や科目履修期間を含め、いつでも閲覧できるようになっている。また、本学HPを通じて公開している（資料4-13【ウェブ】）。

3 キャリア教育の実施状況

(1) 学部

学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育として、まず、初年次教育での基幹的科目である「自己発見とキャリア開発A」（前期8単位）と「自己発見とキャリア開発B」（後期2単位）を通じて、自己と社会とのつながりや職業を持ち働くことが自分にとってどのような意義を持つのか、といったことを、学生自ら考え、「気づく」ことを本学4年間での教育過程の中でも特に重要視し、実践している。そこでは入学直後の学生たちが、学外の社会のいろいろな現場の実際を体験する、本学の卒業生をはじめとする社会

人から実際に働く場面での苦労や楽しさなどを聞いて学ぶ機会を設けるといったことを内容としている。

2年次以降の教育課程においては、教養科目区分の中にキャリア科目群を設けて学生自身のキャリア開発意識を高揚させることを図っており、さらに専門教育の過程においても研究演習Ⅰ（2年後期）、研究演習Ⅱ（3年通年）あるいは卒業研究（4年通年）の担当教員にゼミ活動の中で折に触れ就職についての意識付けを行うように促し、本学就職部との連携の下で、各学生の就活状況の把握・情報の共有化を実践しつつ、学生の満足のいく就職結果に向けた支援を全学体制で実現している。

(2) 研究科

流通科学研究科における、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育については、特に強調される科目として、実学系・実習系の科目群が挙げられる。修士課程では「実学系演習科目」、博士後期課程では「実習」がそれである。これらの科目群と他の科目群とをバランスよく配置していくことで、流通科学諸分野における学識と研究能力の育成と同時に、「実学」としての学生の社会的及び職業的自立に資する能力の育成の実現をはかっている。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置
・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの登録単位数の上限設定等）
・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
・適切な履修指導の実施
・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数（【学士】）
・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】）
・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

1 学部

(1) 単位の実質化を図るための措置

学生自身による自律的な学習を担保する目的で Semester ごとに履修登録ができる単位数については 24 単位までという上限を設定している。かかるキャップ制度(年間もしくは Semester ごとの履修登録単位数の上限設定)を導入することにより、同一期間において授

業を過剰に履修することを原因とする、個々の授業に対する学修意欲の希薄化、個々の授業のための学修時間確保の物理的困難さという弊害を防止しようとするものである。その結果学生は、自主的かつ計画的に各semesterでの学修を実践することができるようになる(資料1-9)。

ただし本学のキャップ制度には、いくつかの制限対象外科目が存在している。近隣大学との単位互換講座、「企業論特別講義」など企業のトップや社会の第一線で活躍する外部講師を順次招聘して実施する授業、上級レベルの語学修得の意欲が特に強い学生を対象にした選抜語学クラスの授業、教職課程科目などがこれにあたる。

これらの科目をキャップ制度による制限の対象外とする理由はそれぞれ異なっている。近隣大学との単位互換講座については、大学間で学年暦が異なるため本学の履修登録期間中に履修登録を完了することができないという技術的な問題に加えて、近隣大学間の単位互換を促進するという政策的要請があることなどがその理由である。また、外部講師を順次招聘して実施する授業については、学生に他では得がたい貴重な機会を提供するものであり、より積極的な受講を促すためである。教職課程科目については、制度上やむを得ないものであり、きめ細かな履修指導を行うことにより、多数の科目を並行して受講することの弊害を緩和するよう努めている。

しかし、単位の実質化という観点からすれば、このような科目は可能な限り削減することが望ましい。このような観点から、本学においても継続的に見直しを行っており、その結果、たとえば2020年度からのカリキュラムにおいては、3科目が新たにキャップ制度による制限対象内科目に変更されている(資料4-14)。

一方、早期卒業候補者で、基準をクリアした成績優秀者については、次semesterの履修単位登録の上限を30単位とする配慮も行っている(資料4-15、4-16)。

他にもGPAを基準に履修登録制限の緩和措置も行っている。semesterごとに設定された必要修得単位数と直近時のGPA値が3.0以上を条件に緩和を認めている。

さらに、先にも述べたとおり、シラバスに「準備学修(予習・復習等)の具体的な内容及びそれに必要な時間」という項目を設け、学生に必要な準備学修の具体的な内容を示している。また、「シラバス作成のためのガイドライン」(資料4-9)において、大学設置基準に基づく単位制度の趣旨に沿って、「2単位の講義では、1回の講義について4時間の自己学習が必要」である旨を注記している。これらを通じて、準備学修を含めた単位の実質化を図っている。

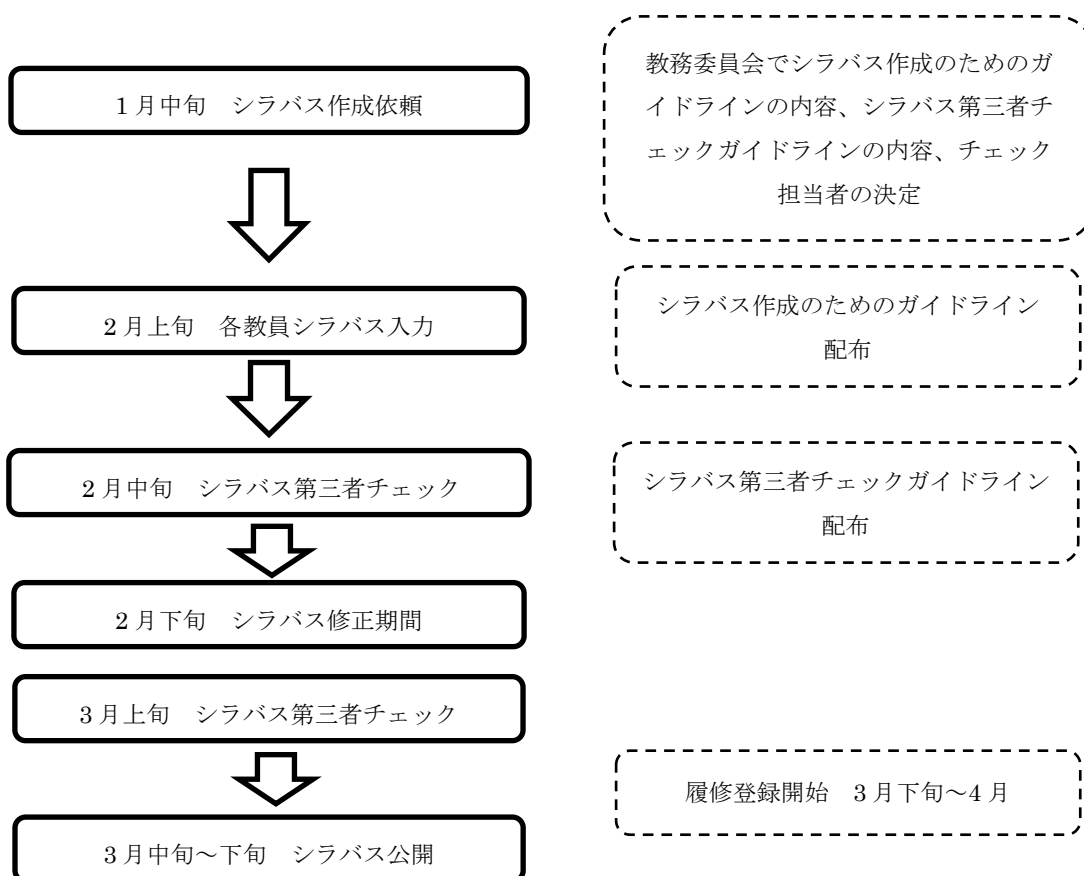
(2) シラバスの内容と運用

本学においてシラバスは学生の学修を活性化し、効果的に教育を行うためのツールとして重要な役割を果たすものである。シラバスは、各授業について学生と教員との間の共通理解を促すものであり、学生にとっては学部学科のディプロマ・ポリシーと当該授業との関連性を知り、当該授業の到達目標を達成することによりどのような資質や能力が身に付くのかをあらかじめ判断し、その上で選択することを可能にし、さらに他の履修科目を含んだ総合的な学修計画を立てることができるようになる。また教員にとっては「卒業認定・学位

授与の方針」をあくまで根幹としつつ、各授業の目標設定及び具体的な授業の実施方法と学生に実践させようとする学修によって期待される成果の確定等が系統的に行えるようになる。

本学においてはこのようなシラバスの意義を実質化させるため、2019年度のシラバス作成から記載内容と記載体裁について、より厳格な運用がなされるに至っている(資料4-9)。具体的なシラバスでの記載項目は、当該科目の「基本情報」以外に、「主題と概要」「到達目標」「提出課題」「課題に対するフィードバック方法」「評価の基準」「履修にあたっての注意・助言他」「教科書」「プリント資料及び参考文献」「授業計画」「授業形態(アクティブ・ラーニング)」「準備学修(予習・復習等)の具体的な内容及びそれに必要な時間」「卒業認定・学位授与の方針と当該授業科目の関連(※2021年度のシラバスより新規追加)」「科目の位置づけ(※2021年度のシラバスより新規追加)」「双方向授業の実施及びICTの活用に関する記述」「実務経験の有無及び活用」などがある。また実際の記載内容については、シラバス実質化の趣旨に沿って記載されているどうかを学科主任やコースリーダーなどの第三者がチェックしたうえでシラバスが完了することになっている(資料4-9)。

シラバス作成手順概要



点検・評価項目③でも触れたように、本学は2021年度からの活用を目指して、カリキュラム・マップを作成した(資料4-17、資料4-18)。その際、各教員に依頼している作業の内

容は、各教員の開講科目が学部学科のディプロマ・ポリシーの達成にどの程度どういう形で貢献できるのかという関連性をカリキュラム・マップ上明確にすることなのであるが、その検討の過程において既存のシラバスの「到達目標」の記載内容と表記の仕方そのものを見直し、学生から見て理解が一層容易になるように「…することができるようになる。」等具体的なイメージを持ちやすい工夫をするよう促している。そのことにより、学生にとって当該科目を含んだ総合的な学修計画を立てることが可能となる。

また、「準備学修（予習・復習等）の具体的な内容及びそれに必要な時間」では、1単位につき45時間の学修を学生に実践させるために、1回の授業についての予習（準備のための学修）および復習（発展的な学修）のそれぞれに費やすべき時間を4時間と想定しつつ、その予習・復習において自己学修すべき内容についても、学生がその指示に従い具体的な行動に移せるようにできるだけ具体的に記載するように指示しており、この部分の記載についても第三者チェックの対象としている。先にも述べたとおり、これにより単位の実質化を実現しようとする試みである。

(3) 学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

前述の通り、アクティブ・ラーニング型授業や双方向型授業の実施を推進している。また、教育課程の編成・実施方針の実践項目としても「考える学習型授業」の推進を目標としていることは、点検・評価項目③-(4)に述べたとおりである。

(4) 適切な履修指導の実施

教務部において個別相談を随時受け付けて履修指導等を行っている。また、前期・後期の履修科目の登録時には、学年ごとに集合した履修ガイダンスを実施している。

集合ガイダンスでは、新入生に対しては、履修要項、科目一覧表を配布し、基礎的な履修の仕組みや、規則、履修方法等について指導している。また、2年生以上の学生に対しては、各学年で必要となる履修に関する説明や、キャリア教育、研究演習、資格取得、各種研修に関する説明を内容とするガイダンスを、学年が改まる前の3月に実施している。加えて、コース選択を終えたばかりの新2年生には、選択したコースに関するオリエンテーションを実施するなど、適切な履修指導を行っている。さらに、先輩学生によるweb履修システムサポートも8月に行っている（資料4-19、資料4-20）。

また成績不振者に対する履修指導としては、半期16単位未満の最低限履修単位のガイドラインを下回るか、GPA0.9未満の学生を対象に、ハガキにて案内の上、2月下旬から3月上旬、および8月下旬から9月上旬の期間に面談による個別の履修指導を行っている。さらに、その保護者に対しても案内を送付の上、5月・6月・9月・12月に保護者学修相談会を開催し、個別の学修相談を実施している（資料4-21）。

(5) 1授業あたりの学生数

「教育課程編成・実施の方針」において、「それぞれの開講科目については、科目の性質・目的に応じて受講者数の上限を設け、受講者数が上限を大幅に上回る場合は、複数クラス開講等の措置をとり、各クラスの受講者数を適正に保つようにします」との方針を明らかにし

ている（資料 4-5）。特に、必修科目および各コースの基幹科目など多数の履修者が想定される科目については、複数クラスの開講を原則として、可能な限り受講者数 200 人以下での授業運営に努めている。

(6) コロナ禍への対応

また 2020 年度における突然の新型コロナ禍（COVID-19）のもとでの内部質保証実践のための本学の対応施策については以下の通りである。その際具体的な対応施策を判断するにあたって思料したことは、本来の教育課程の内部質保証をいかに達成するかという観点と学内において感染事例が発生することをいかに防ぎつつそれを達成するかという点である。そのための具体的な施策の検討と決定を行うために、本学では昨年度 3 月までに 3 回、今年度に入っても 3 月末までに計 15 回、学長主宰の「新型コロナウイルス感染症緊急対策会議」を開催し、大学運営全般についての総合的な観点からの検討を行ってきた。その中の教務関連事案として、教育内容および教育方法をどのように維持あるいは変更すべきかについても再三審議され、第 4 回新型コロナウイルス感染症緊急対策会議（4 月 8 日開催）において前期授業についての運営基本方針を決定し、学内ポータルサイト RYUKA Portal を使って全教員に公開し周知を図った（資料 4-22）。

その基本方針は次のとおりである。

- ・ 授業開始日を 2 週間遅らせ、4 月 22 日（水）とする。
- ・ 授業日数を 15 回確保する。（定期試験を取りやめ、その期間も授業期間とする）
- ・ 当分の間、通常授業は行わず、全ての授業を代替授業（遠隔授業）で行う。
- ・ 代替授業は、「課題学修型」、「同時双方向型（Skype for Business 使用）」および両者の併用を基本とし、教員が選択する（ただし、後には順次、Zoom・Teams を使った同時双方向型授業やオンデマンド授業もサポートするようになった）。

その上で、実際の授業運営につき支障が生じないようにするために Skype for Business 使用方法の講習会を教員向けに複数回開催し、教員向けおよび学生向けのオンライン授業マニュアルあるいは Skype for Business、Zoom、Teams などの使用マニュアルを作成して配布するなどの措置を講じた。またシラバスの修正期間を設け、内部質保証の観点から極力授業内容自体の変更は避けたうえで、受講方法、成績評価方法の変更や時間外学習の指示等の必要最小限の修正を各教員が行い、学生に告知することで代替授業内容についての周知徹底を図り、混乱を防ぐための手段を講じた。

そして 5 回目の授業が終了する時点において、5 回の授業それぞれをどのような内容と方法で行ったかの報告書の提出を全教員に求めた。さらに 15 回の授業が終了した段階でも改めて実施した全授業の内容と方法についての報告書の提出を全教員に求めた。その実施内容の把握と検証を通じて、新型コロナ禍（COVID-19）のもとでの教育活動における内部質保証の確保を図ろうとするものである（資料 4-23）。

さらに実際に授業を受けた学生からの感想等のアンケート調査も行っており、その結果代替授業での様々な問題点や内部質保証の観点から今後配慮を必要とする項目などを確認することができる（資料 4-24）。

また後期授業についても、第 10 回新型コロナウイルス感染症緊急対策会議（8 月 26 日開

催)において次のような基本方針を決定し、公開している(資料4-25)。

- ・対面授業を再開する。(感染予防対策は、徹底して行っただけ)
- ・ただし大人数授業など教室の確保が難しくまた感染リスク回避の十分な対策が困難な授業については例外とし、その場合は原則としてオンデマンド授業で行うこととする。
(ライブ型授業は、通信回線の容量超過の危険があるので原則実施しない)
- ・前期と同様に必要な範囲内でのシラバスの修正を行う。

後期終了後も、代替授業の実施報告書の提出や学生に対するアンケート調査を実施し、次年度の授業計画の参考とした。

(7) 教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

点検・評価項目③で触れたように、本学においては内部質保証の実践のために「内部質保証方針」、「学内各組織における内部質保証体制」および「内部質保証推進にあたっての指針」が策定されている。これらのうち「方針」の第3条第1項においては、「本学が行う教育及び本学学生の学びの質の向上を図るためには、教育課程内・外の区分を問わず、学内各組織のすべてにおいて内部質保証を推進するとともに、学内各組織の構成員である教職員が、各自担当する科目や職務においても内部質保証の過程を重ねることが求められる。教育審議会は、これらの活動が効果的に進められるよう、その指針を策定し、提言・助言を行うとともに、学内各組織間や各教職員間の有機的な連携を図る」と規定しており、内部質保証の実践責任主体である教育審議会の指導のもとで各学部における教育の実践を実施する制度となっている(資料2-2【ウェブ】、2-4、2-5)。

本学では、これらの制度が導入される以前から、内部質保証実践のための具体的な行動として、2014年度以来、教務委員会のカリキュラム評価専門部会による前年度におけるカリキュラム実施内容およびその結果についての総合的でかなり詳細な自己評価による検証活動を毎年度実施している。2020年度以降は、「学内各組織における内部質保証体制」に基づき、内部質保証を推進するために各学部における自己点検・評価を実施した上、その報告書(「カリキュラム自己点検評価報告書」)を作成し、本学における内部質保証の責任主体である教育審議会に報告することとなった。それにより、今後とも各学部のカリキュラムの実践にあたっては内部質保証の継続的な検証が行われる(資料4-26)。

2 研究科

流通科学研究科は、修士論文あるいは課題研究の成果(以下、「修士論文」という)あるいは博士論文の作成指導も含め、2年間あるいは3年間の教育課程となる。単位の実質化を目的とした登録単位の上限設定は行っていないが、修士課程については『大学院履修要項』に収録している「修士論文及び課題研究に関する手引き」、博士後期課程については同じく「博士論文に関する手引き」に整理しているように、修士課程では2年間、博士後期課程では3年間の標準的な学修・研究計画を明示・指導することにより、適切な学修計画の策定を促している(資料4-7)。

授業及び授業時間外に必要な学生の学習を活性化し効果的な教育を行うための工夫としては、演習科目をはじめとしたリサーチワークによる自主的な調査研究の実施はもちろん、

コースワーク科目においても、予習・復習を中心とした自主学習の促進のために必要な事項のシラバスへの明記を標準化するなど、研究科全体としての取り組みを進めている。

シラバスについては、「主題と概要」、「到達目標」、「提出課題」、「評価の基準」、「履修にあたっての注意・助言他」、「教科書」、「プリント及び参考文献」、「授業計画」、「予習・復習」を標準的な項目とし、授業内容を適切に明示することにより、受講者への内容の周知と適切な科目選択・学修を促進している。修士課程の「演習科目」ならびに博士後期課程の「特殊演習」についても、指導資格を有する教員がそれぞれシラバスを用意しており、学生が自らの問題意識に沿った研究指導を受けるための情報として参照できるようになっている。

研究指導計画については、先述のように修士課程については「修士論文及び課題研究に関する手引き」、博士後期課程については「博士論文に関する手引き」により、標準的な基準やスケジュールを明示し周知することで、学生及び担当教員間での理解の共有のうえで、研究指導を進める体制としている。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1 : 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置
<ul style="list-style-type: none">・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定・ 既修得単位等の適切な認定・ 成績評価の客観性・厳格性を担保するための措置・ 卒業・修了要件の明示・ 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり
評価の視点 2 : 学位授与を適切に行うための措置
<ul style="list-style-type: none">・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示・ 適切な学位授与・ 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

1 学部

成績評価及び単位認定については「学則」第 4 章ならびに第 5 章に規定するとおりである。まず、授業科目及び単位数は「学則第 10 条別表 1」に記載し、単位の計算については、学則第 12 条に定めている（資料 1-3）。

既修得単位の認定については、学則第 13 条に「他大学又は短期大学における授業科目の履修等」「大学以外の教育施設等における学修」「入学前の既修得単位等の認定」を定め合わせて 30 単位を超えない範囲で認定している（資料 1-3）。

単位の認定については、第 14 条に「履修の認定」、第 15 条に「試験」、第 16 条に「試験の方法」、第 17 条に「試験成績の評定」の規定を置いている。

卒業、早期卒業、学位授与については、学則第 18 条、19 条、20 条に定められている。

各科目の成績評価方法、基準についてはシラバスに科目ごとに記載されている。「準備学修（予習・復習等）の具体的な内容及びそれに必要な時間」を記載することにより、単位制度の趣旨に基づく学習時間が確保できるようにしている（資料 1-3）。

成績評価の客観性・厳格性を担保するための措置として、シラバスチェック制度を設けている（資料 4-27）。このことにより、担当教員の恣意的なシラバス記載がある程度は抑制されている。また GPA 制度を導入しており、学修支援や留学等に関する指標として用いられている。

成績評価基準、GPA の算出方法、卒業要件等については、全学生に配布する「履修要項」で案内するとともに、ウェブページでも案内している（資料 1-9、4-28【ウェブ】）。

成績評価及び単位認定に関わる規則や、そのことをどのようにシラバスに記載して案内するかといった方針は全学で定めている。

以上のように、各種規程による必要事項の規定と明示、及び学生が理解するための資料の作成と公表により、本学における成績評価、単位認定及び適切な実施を進めているといえる。ただし、シラバスチェック制度があるとは言え、基本的には成績評価基準の作成や成績評価は担当教員に任せられており、成績評価及び単位認定に関わる全学的なルール設定には至っておらず客観性や厳格性が、厳密に保たれているとは言えない面がある。

2 研究科

流通科学研究科における成績評価、単位認定及び学位授与においては、「大学院学則」および「流通科学大学学位規程」（以下、「学位規程」という）、「大学院履修規程」を中心とした各種規程に基づき運用している（資料 1-6、4-29、4-30）。

成績評価及び単位認定については、「大学院学則」第 4 章および第 5 章に規定するとおりである。まず、授業科目及び単位数は「大学院学則」別表 1 に定めるとともに、履修方法等については「大学院履修規程」において定めている。単位の計算に関しては、「大学院学則」7 条に基づき、「流通科学大学学則」（以下、「大学学則」という）の規定を準用している。また、既修得単位の認定については、「大学院学則」第 9 条に基づき、適切な取り扱いを進めている。

単位認定については、大学院学則第 5 章の各規定に基づき、原則として試験または研究報告書等によって行っている。試験に関しては、同規定に基づき、「大学学則」および「試験の実施に関する規程」の準用により、適切かつ厳格に運用している。

修了要件についても、「大学院学則」及び「大学院履修規程」により明示している。

次に、本研究科における学位授与を適切に行うための措置として、まず、学位論文審査基準については、統一した指標として学位論文審査基準を下記のとおり明示している。『大学院履修要項』に収録している「修士論文及び課題研究に関する手引き」および「博士論文に関する手引き」に明示・公表したうえで、学位論文の審査の指標としている。

なお、従前の学位論文審査基準では、博士後期課程について「博士論文に関する手引き」において、「最終試験（口頭試問）では、基本として『修士論文の主な評価項目』と同様の観点から論文を評価する」という規定はなされているものの、博士後期課程における学位論文審査基準としては明文化されていない点が課題として認識されてきた。このため、この改

善の検討・審議を重ねた結果、2017年度から下記の内容へ改定したものである(資料4-31)。この改定により、学位論文審査基準のより適切な適用を進めている。

また、学位授与に係る責任体制及び手続については、「大学院学則」第13条および「学位規程」により明示している。ここでは、学位授与の要件、学位論文の申請・審査の手続き、学位授与とその後の公表等に関するプロセスを定めている。学位授与にあたっては、「学位規程」8条および15条に定めるとおり、研究科委員会において審議を行う。これらのプロセスを経ることにより、適切に学位授与を行っている。

なお、以上のような成績評価や単位認定及び学位授与等に関する規定の内容については、上記にみたような各種の規程に加えて、学生により分かりやすく伝えられるよう、『大学院履修要項』第3章(履修登録及び授業について)及び第4章(試験・成績・修了)において、必要事項をとりまとめた解説を作成し、その内容を明示している(資料4-7)。

以上のように、各種規程による必要事項の規定と明示、及び学生向けの説明資料の作成とその活用等により、本研究科における成績評価、単位認定及び学位授与の適切な実施を進めている。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定(特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の習得状況を適切には各できるもの)

評価の視点2：学習成果を把握・評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学的内部質保証推進組織等との関わり

学部においては従来、主に次のような方法で学生の学習成果の把握及び評価を図ってきた。

学生の学習成果を適切に把握して評価につなげるために、期末テストのみでの成績評価は禁じられており、中間テストやミニテスト等を実施し、個々の学生の理解度を把握することが求められている(資料4-32)。全ての科目で授業改善アンケートを実施しており、これには、学生自身の到達度といった学習成果の自己評価とともに、授業内容や方法に関する学生からの評価が含まれている(資料4-12)。期末に全教員に求められている「教育研究等活動報告」では、授業改善アンケートも材料として授業の改善方針を示すことが求められており、「学習成果」の測定方法の継続的改善が求められる(資料4-33)。

演習系の科目では、単位取得状況や就職活動状況資料等に基づき、所属学生の状況把握と

指導を定期的実施している。また、「学修ポートフォリオ」を導入して、学生自らが学修目標を立てて自己評価し、演習系科目担当教員が随時コメントをつけることにより、個々の科目を超えた学生の学習成果を把握・評価することが可能になった（資料4-34）。

学位授与方針に明示した学生に求められる学習成果と、それぞれの科目で求められる学習成果との関係については、現在カリキュラム・マップを作成してその検証を行ったことについては、すでに述べたとおりである（資料4-17、4-18）。

成績評価及び単位認定に関わる規則や、そのことをどのようにシラバスに記載して案内するかといった方針は全学で定めている。また、全学内部質保証推進組織である「教育審議会」で随時審議・検討されている。

このように、学位授与方針に明示した学生の学習成果は、それぞれの科目での現状はシラバスで公開され、学生からの授業改善アンケートでの評価を受け、それに対する改善方針が「教育研究等活動報告」で記述されており、公開度の高い形でPDCAサイクルが回されている。このことから、おおむね適切に把握及び評価しているといえるが、公表から改善に足るサイクルが、教員個人に任されているという限界はある。

先に述べたとおり本学では、2021年3月3日の教育審議会において、学習成果の測定・評価に関して、「学習成果の測定・評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）」及び「学習成果の測定・評価に関する運営指針」を策定した。今後は、これらに基づき、学生の学習成果の把握及び評価を、より一層適切に行っていきたいと考えている。

流通科学研究科における学習成果の評価指標については、「大学院履修規程」において設定し、明示している（資料4-29）。

成績評価の他、学習成果の把握・評価にあたっては、各授業科目の受講生を対象に「大学院授業改善アンケート」を行っている。このアンケートでは、各授業における改善のための指標を得るべく受講生の視点から授業の評価を行うものであり、授業全体の構成の良否や担当教員の説明の分かりやすさ、教材・資料等の適切さやシラバスとの整合性など授業内容や進め方に関する評価とともに、学生自身による知識の修得度や目標への到達度など学習成果の評価も収集できる内容としている。先にみた試験等による成績評価とあわせて、こうした学生調査による自己評価もあわせて行うことで、学習成果の多面的な把握及び評価を図っている（資料4-35）。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ・学習成果の測定結果の適切な活用
評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

1 学部

教育課程及びその内容、方法の適切性を検証するため、教務委員会のもとにカリキュラム評価専門部会が置かれ、毎年、カリキュラムの自己点評価を実施している（資料4-26）。自

自己点検評価に当たっては、基礎データとして、各科目の履修者数推移、単位修得者数推移、科目区分ごとの修得状況、成績分布など、入手可能な全ての学習成果の測定結果を活用している。専門部会の部会長は教務委員長（副学長）が担当し、執筆区分ごとに担当者が決められる。執筆区分は教養一般・教養総合、留学生科目、教職課程科目、各学部の学部専門基礎科目、各学部学科各コースのコース科目など、科目区分ごとに分担される。2020年度の自己点検評価は2015年度導入カリキュラムと2019年度導入カリキュラムが点検の対象になるため、2015年度カリキュラムについては23人、2019年度カリキュラムについて14人が担当している。執筆担当者はその科目群あるいはコースの責任者が当たっており、自己点検評価書で指摘した事項について、自ら改善・向上に当たる（資料4-21、4-36）。

教務委員会でとりまとめた報告書は、内部質保証推進組織である教育審議会に報告し、必要に応じて同審議会の諮問事項等につき教務委員会、さらにはカリキュラム評価専門部会にヒアリングが行われる。

このように、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に（毎年）点検・評価を行っており、またその結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

2 研究科

大学院における教育課程及びその内容、方法の適切性の点検・評価については、大学院運営委員会及び研究科委員会を中心とした体制のもと、必要な点検・評価及びそれに基づく改善を推進している。

大学院運営委員会は、「流通科学大学大学院運営委員会規程」に基づき、大学院の教育や入学試験をはじめとした大学院運営に必要な事項を協議する委員会であり、2ヶ月に1回～2回の頻度で定期的開催している（資料2-8）。教育課程及びその適切性については、この委員会において、その点検・評価を行うとともに、改善・向上に向けた協議を進めている。また、大学院運営委員会で協議されたもののうち、研究科全体での協議や審議が必要な事項については、「流通科学研究科大学院研究科委員会規則」に基づき設置している研究科委員会において、報告あるいは審議を行っている（資料4-37）。大学院運営委員会で協議された事項について、さらなる点検・評価等を行うとともに、その結果をもとに、改善・向上に向けた取り組みを進めている。

以上のようなプロセス及び体制に基づく点検・評価及びその結果に基づく改善・向上として実施している取り組みとして、次の3つを挙げておく。第1が、本学の「自己点検・評価実施要項」に基づく業務別自己点検・評価の実施である。本大学院においては、「教育課程・学習成果」に関する自己点検・評価として「カリキュラム自己点検・評価」、また「学生の受け入れ」に関する自己点検・評価として「学生の受入れ自己点検・評価」を大学院運営委員会により毎年実施し、内部質保証推進組織である教育審議会に報告している。

第2が、大学院FDの実施である。学部と同様に、大学院についても、FDの取り組みを継続している。教育課程関連としては、例えば、「学力格差と専門基礎学力向上への取り組みについて」、「大学基準協会の認証評価の指摘事項を踏まえて」、「方法論 開講1年目実施後の感想について」などの課題を取り上げ、点検・評価及びその改善・向上に向けた議論を行ってきた。2019年度においても、「外国人留学生の日本における就職活動について」というテーマのもと、大学院カリキュラムとその後の学生の進路との整合性などに関する議論を

実施したところである（資料 4-38）。

第 3 が、特段の点検評価あるいは改善・向上の必要性がみとめられる事項に関する専門的な協議組織の設置と集中的な協議の実施である。改善の実施に際し、必要に応じて、本学で「タスク」と呼ぶ専門的な協議機関を立ち上げ、集中的な協議を実施することで課題の解決にあたっている。最近の取り組みとしては、2016 年からの「大学院改善タスク」の設置が挙げられる（資料 4-39）。このタスクでは、各研究分野の代表者を集めたメンバー構成のもとで、各種のポリシーの改定や博士後期課程におけるコースワーク設置、学位論文評価基準の見直しに関する専門的・集中的な協議・検討を行い、改善報告書をまとめ、教育審議会の審議を経た上で大学基準協会に報告した（資料 2-21）。この改善報告書は、大学基準協会による検討の結果、了承された（資料 4-40）。さらに、その際、引き続き一層の努力が望まれるとされた三点については、序章に記載のとおり、今日に至るまで引き続き改善に努めてきたところである。

以上のように、本大学院では、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的な点検・評価を行うとともに、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを進めている。

(2) 特色・長所

学部においては、授与する学位ごとに学位授与方針を定め、全学に共通する教育課程の編成・実施方針を策定して、教育課程編成の基本方針を明らかにしている。

教育課程編成の基本方針に基づいて教育課程の体系、内容を各学部の教育目的に沿って普遍性の高い科目、特色のある科目を配置している。内容は各学部独自のものとなっているが授業科目区分は 3 つの学部統一の形式を採用し、共通の形式の中で学部の特色を打ち出している。各学部の教育課程を編成するための措置について科目区分等の形式については共通化しているため教務委員会で相互にチェックを行い、大学として着実に改善する仕組みを構築している。

流通科学研究科においては一大学院体制のため相互チェックの仕組みはないが、学位授与方針、教育課程編成・実施方針に基づき授業科目区分、専門科目の配置を行っている。

教育課程の編成でかなり重点をおいて進めてきた初年次教育、初年次教育科目については「自己発見とキャリア開発 A、B」を中心に学生の学ぶ意欲を高めること、大学での教育に適切に対応できる基礎能力の習得に重きを置いている。研究科においても「方法論研究」等の科目を設置し研究のために基礎能力を高めることを目指した科目体系をとっている。

教育上の措置として内容を充実させたシラバスの公開、アクティブ・ラーニングの推奨や社会共創活動のゼミ等への積極的な導入を行い、学生の学ぶ意欲を支えるシステムを構築している。

成績不振者への対応としてはあらかじめ設定した数値基準（修得単位、成績）を基に早期に不振者を発見し、早期に指導開始することを心がける仕組みを構築し、教務部による面談、教員による指導を通じて早急な勉学意欲の回復を図っている。

COVID-19 への対応については、2020 年 2 月以降、学長主宰の「新型コロナウイルス感染症緊急対策会議」を頻繁に開催し、教務方針を迅速に議論・決定してきた。この点、迅速に対応できたと評価している。

(3) 問題点

学部・研究科の学習成果の把握、評価についていくつか指摘できる点がある。学習成果を測定・評価するために現在実施している事項は、「学習成果の測定・評価に関する運営指針」（資料 2-13）にまとめられたとおりであるが、これらに関しては、次のような点において、より一層の改善・向上を図る必要があると考えられる。

第一に、成績評価の厳格性をどのように保つかの議論である。学部長 MT や教務委員会で度々厳格性を保つための方策について提案され、議論を深めて来ているが、さまざまな問題点が指摘され統一的な方策が見いだされていない。こういった議論を、全学的な内部質保証の推進に責任を負う組織である教育審議会での議論、さらには具体的な施策につなげていくかは、今後の重要な課題の一つとなろう。

第二に、学生の学習成果を適切に把握し評価する方法についてである。個々の科目については教員独自の工夫によって授業中試験、中間試験、期末試験並びにルーブリック等を用いて科目レベルでの学習成果を把握している。しかし、教育課程レベルでの学習成果がどの程度達成されているかという点、その方法が十分に確立されているとはいえない。これはかなり困難な問題ではあるが、改善に向けて、カリキュラム自己点検・評価を実施するにあたり、学部・学科・コースでの議論を深めるとともに、教育審議会からも適切な支援が行えるような体制を整える必要がある。加えて、全学レベルでの学習成果を適切に把握し評価するためには、教育審議会自らの体制の整備が求められる。

第三に、測定・把握された学習成果を分析・評価し、課題とされる点を具体的な教育内容や教育方法の改善に結びつけていくための体制が十分に構築されていないという点である。例えば、これまでも、カリキュラム自己点検・評価を通じて指摘された問題点や、在学生意識調査や卒業生・大学生生活満足度調査を通じて明らかになった学生の要望を教務委員会等における検討を通じて、改善に結びつけるといったことは、継続的に行ってきた。しかし、こういったアプローチは、顕在化し、その原因が比較的明確な課題に対処する上では有効であっても、隠れた課題を見つけ出したり、複合化した要因を解きほぐした上で解決策を見出したり、といった場合には、必ずしも適切であるとはいえない。

(4) 全体のまとめ

学位の授与、教育課程の編成については策定された方針に基づき実施され、問題があれば内部的質保証の観点から検討すべき委員会、改革プロジェクト等に指示が出され見直しを実施する体制は確立できている。

学生の学修を活性化する措置についても、常に教務委員会等で活性化に関わる数値をチェックし改善策を議論している。

ただし、学習成果の測定・評価方法については改善の余地が残されている。新たに制定した「学習成果の測定・評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）」に基づき取りまとめた「学習成果の測定・評価に関する運営指針」に基づく学習成果の測定・評価活動を重ねることを通じて、同指針に集約される学習成果の測定・評価方法自体についても、継続的な改善・向上を図っていきたい。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学のホームページ、2020年度入試ガイドや入試要項において「流通科学大学 入学者受入れ方針」として明記し、本学の受験を考えている者および関係者に周知を図っている（資料5-1【ウェブ】、5-2、5-3）。また、学部のアドミッション・ポリシーは、2021年度からの入試制度改革への対応に合わせて、学部・学科毎のより詳細な方針を示している分野に興味を持っている人材を求める内容に見直しを実施し、本学ホームページや2021年度入試ガイド等において広く公表をしており、各種入試制度要項にも掲載している（資料5-1【ウェブ】、5-4）。

これらの受け入れ方針は、オープンキャンパスや受験相談会、高等学校や予備校関係者への大学説明会等の機会においても、本学が求める人材像を説明し、理解を求めるよう努めている。

本学のアドミッション・ポリシーは、全学部共通のポリシーと学部の学びに関連したポリシーから成る。全学部共通のポリシーは次の通りである。

高校時代の成果・体験・経験、例えば「課外活動」「特技」「社会的活動や貢献」「資格取得」「プレゼンテーション力」などを活用して、大学入学後もさらにその分野を極め活躍しようと思う者、また、将来、家業の事業を継承しさらに発展を目指そうとする者や起業を目指す者など、さまざまな切り口で適性を持つ前向きな人材を、多彩な入試制度で受入れる。

高校段階の学業面で身につけておくべきことは、国語分野では幅広い話題についての文章の読解力・作成能力、英語分野では基本的な文章の読解力と、基本的な情報・考えを英語で伝える力、数学分野では基礎的な計算力や根底となる公式による論理的展開能力、社会科分野では学習した科目の基本事項の理解とその学習から得られる思考力と判断力である。

また、大学全体の受け入れ方針に加え、学部毎には、各学科別の各分野に興味を持っている人材を求めている。

修士課程については、本学のホームページ、大学院案内2020において明記し、本学の受験を考えている者および関係者に周知を図っている（資料5-5【ウェブ】、5-6）。

これらの受け入れ方針は、大学院入試説明会や相談会の機会においても、本学が求める人材像を説明し、理解を求めるよう努めている。

本学修士課程におけるアドミッション・ポリシーは、次のとおりである。

1. 本研究科の5つの研究分野（狭義の流通科学分野としては、流通・マーケティング研究分野、また、関連科学諸分野としては、経営管理研究分野、ファイナンス研究分野、

空間市場・データ分析研究分野、経済研究分野)のうち、自身の専攻分野としていずれかの分野に関心を持ち、その分野を中心に、流通科学諸分野における研究者または高度専門職業人として活躍することを希望する者。

2. 明確な学修目的を持ち、論理的で理解できる研究計画のもとに、本研究科での研究活動を進めようとしている者。
3. 本研究科での学修によって、より高いレベルを目指そうとする学修意欲を持つ者。
4. 多様な人々とともに主体的に学んでいくための表現力及びコミュニケーション力(留学生にあっては、日本語に関する語学力を含む)を持つ者。

修士課程の選抜では、事前に出身大学の卒業論文または研究テーマの概要を論文研究テーマ概要として提出することが求められている。別途、自身が所属を希望する研究分野の内容に沿ってとりまとめた学修計画書の提出が求められる。これらの書類審査と、個人面接により総合的に判定されることが入試要項にて告知されている(資料5-7)。

なお、上記のような入学者選抜の方法、入学希望者に求める水準等について、現状のアドミッション・ポリシーに組み込むよう検討を行っている。

博士後期課程については、本学のホームページ、大学院案内2020において明記し、本学の受験を考えている者および関係者に周知を図っている(資料5-5【ウェブ】、5-6)。

これらの受け入れ方針は、大学院入試説明会や相談会の機会においても、本学が求める人材像を説明し、理解を求めよう努めている。

本学博士後期課程におけるアドミッション・ポリシーは、次のとおりである。

1. 本研究科の5つの研究分野(狭義の流通科学分野としては、流通・マーケティング研究分野、また、関連科学諸分野としては、経営管理研究分野、ファイナンス研究分野、空間市場・データ分析研究分野、経済研究分野)のうち、自身の専攻分野としていずれかの分野に関心を持ち、その分野を中心に、流通科学諸分野における自立した研究者として、またはその他の極めて高度に専門的な業務において活躍できる人材となることを目指す者。
2. 明確な研究目的を持ち、論理的で説得力のある研究計画のもとに、本研究科での研究活動を進めようとしている者。
3. 本研究科での研究活動によって、より高いレベルを目指そうという研究意欲を持つ者。
4. 研究計画に掲げた研究を進めていくために、その基礎となる学識と研究能力、科学的方法論、及び日本語や英語に関する語学力を身につけている者。
5. 多様な人々とともに主体的に学んでいくための表現力及びコミュニケーション力(留学生にあっては、日本語に関する語学力を含む)を持つ者。

博士後期課程については、事前に出身大学院の修士論文の概要を論文研究テーマ概要としてとりまとめるとともに、専攻する研究演習科目名とその研究計画書の提出が求められ、これらの書類審査と、口頭試問、英語の学科試験により総合的に判定されることが入試要項にて告知されている(資料5-7)。

なお、上記のような入学者選抜の方法、入学希望者に求める水準等について、現状のアドミッション・ポリシーに組み込むよう検討を行っている。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点4：公正な入学者選抜の実施

評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

「入学者受け入れ方針」を踏まえ、学生募集の方法及び入学者の選抜制度を適切に設定し、入学者選抜を実施している。学生募集の方法では、入試形態ごとの入学者選抜制度に関して、出願資格、試験内容等の具体的な選抜方法を入試要項及び2020年度入試ガイド及び学部については大学のホームページを通じて広く公表している（資料5-2、5-6、5-7、5-8、5-9、5-10、5-11、5-12、5-13、5-14）。

本学では教育理念や学生の受け入れ方針、在学生の満足度や就職状況等を直接受験生や高等学校等の関係者に伝えることを重視している。そのため、学生募集活動においては、教職員が高等学校等を訪問し適切な情報提供をする機会と、受験生と直接コミュニケーションができるオープンキャンパスや大学説明会等の機会を設けている。オープンキャンパスには、全ての学部から教員が相談員として参加し、受験生の疑問に答えるとともに、学部の理念や求める人物像などの説明を行っている。

また、正職員が3～5校の担当校を持ち、年間3回程度の訪問を通じて、本学の理念や入試方法の説明、本学に在籍する当該高等学校等の卒業生の様子、本学の就職状況の報告などを行っている。また、本学に関する情報提供だけに留まらず、昨今の大学を取り巻く状況など、高等学校等の進路指導全般に役立つ情報を提供することも重視している。

受験生や保護者と直接コミュニケーションができるオープンキャンパスは、入試相談会及び見学会といったものを含めて、2019年度は13回実施され、受験生は約1,200名の参加があった。なお、学部の募集に併せて、7月、8月のオープンキャンパスでは大学院入試相談会を同時開催し、また、本学の大学院への進学を検討している学内の学部生を対象とした説明会も開催し、2019年度は6/25、11/17に実施した。

また、本学の奨学金制度について、学部は2020年度入試ガイド、大学院は大学院案内2020にて明記して、授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供を行っている（資料5-2、5-6）。

入学者選抜のための入学試験の実施体制は、入学者選抜の教学組織（入試委員会、大学院運営委員会）と事務組織（入試部）の連携により、試験当日の実施体制、詳細な試験の実施要領を作成して入学試験を実施している。（資料5-15、5-16）

入学希望者に求める能力やその判定方法は、入試方式ごとに入学試験要項を作成し、入試区分ごとの試験内容と方法、配点の基準をあらかじめ公表し、客観性と透明性のある入試を実施している（資料5-8、5-9、5-10、5-11、5-12、5-13）。また、入学者選抜の実施

業務は、学部においては入試委員会が、大学院においては大学院運営委員会が、また全ての入試に関わる事務は入試部が担っており、出願書類、試験問題作成に関する資料、試験問題、正答用紙、答案用紙の保管は、入試部の厳重な環境、厳正な体制の下で管理されている。各選抜方式において、学長、あるいは入試運営責任者（副学長、研究科長）を本部長とする試験実施本部を設け、監督者など必要な人員を配置して適正に実施している。試験問題は、博士後期課程の試験、小論文と作文、日本語（留学生）以外はマークシートによる解答方式を採用することにより、手作業による採点ミスを排除している。また、面接試験については、予め定めた面接採点基準に基づき、複数の面接官によって行うことで、恣意性も併せて排除している。

合否判定は、科目別、項目別の得点を記載した合否判定資料をもとに、入試委員会、教授会の議を経て学長が決定している。大学院では大学院運営委員会、研究科委員会の議を経て学長が決定している。

また、当該年度の入試が終了した後においては、冊子において、入試方式ごとに抜粋して問題を公表している（資料 5-17）。また受験生からの得点開示の請求に対しては、当該年度の全ての入試終了後に応じている。

合理的な配慮が必要な受験生の受け入れについては、障がいの状況は人それぞれであるため、本学を志望する者の障がいの状況を個別に確認し、本人と保護者に本学の施設設備および支援体制について説明をした上で、本人、保護者の納得を得ることが重要と考え、個別の対応を取っており、受け入れが可能と判断する場合は、積極的に受け入れを行っている。また、障がいのある受験生の状況により、入学試験及び入学後の修学上の配慮が必要となるため、出願前の相談については募集要項や本学ホームページを通じて求めている（資料 5-18【ウェブ】）。

なお、出願前に「受験上の配慮申請書」の提出することで、受験上の配慮と修学上の配慮それぞれの希望確認を行い、受験時まで調整がなされる。また、合格し入学を希望する者は、入学後の学生生活が円滑に送れるよう入学式までに再度面談も行っている。

2020 年度に急遽発生した新型コロナウイルス感染症については、文部科学省から各大学へ状況調査の回答依頼があった「令和 3 年度大学入学者選抜での新型コロナウイルス感染症対策に伴う試験実施上の配慮について」資料のとおり試験実施上の配慮案を策定し、回答を実施した（資料 5-19）。

それを基に、入試日当日に新型コロナウイルスに感染した受験生の受験機会の確保から、追試、ならびに別日程への受験の振替を認めることとし、入試方式別の対応については資料のとおりとした（資料 5-20）。

また、出願開始に併せて本学入試実施指針を策定し、本学 HP の入試情報、出願ページに受験生への感染防止のお願いと、入学試験の欠席者の特別措置と併せて掲出を実施している（資料 5-21、5-22）。

2021 年度入試の入試運営に関しては、文部科学省通知「令和 3 年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」に基づき実施するものとし、入試の公平性・公正性から逸脱するものではないと判断している。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき、適正に管理しているか。

評価の視点：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率（【学士】）
- ・編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】）
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応

本学は、各学部・学科、大学院研究科ごとに定めた入学定員に基づき、適正な範囲で入学者を受け入れるよう努めている。また、在籍学生数については、毎年の入学者数、卒業者数、留年者数、除籍・退学者数が各学部教授会、研究科委員会で共有化されている。本学の各学部・学科、大学院研究科ごとの「収容定員充足率」と「入学定員充足率の5年平均」は、大学基礎データ表2の通りである（大学基礎データ表2）。

学士課程においては入学定員、収容定員ベースで、定員管理はおおむね適正に管理していると言える。ただし、過去の設置計画履行状況等調査において、商学部マーケティング学科では平均入学定員充足率の未充足、人間社会学部人間健康学科では定員超過（2016年度入学定員充足率：1.43）について改善意見が付されていたが、2020年度では商学部マーケティング学科の平均入学定員充足率が0.92、人間社会学部人間健康学科の入学定員充足率が1.06と改善されている（資料2-15）。

一方、修士課程については、収容定員充足率が0.58、入学定員充足率の5年平均については、過年度は0.7以上であったにもかかわらず、2020年度で落ち込んだ結果、0.70となっている。また、博士後期課程についても収容定員充足率が0.33、入学定員充足率の5年平均が0.28となっており、経年で徐々に上がってはきているものの、是正を要する課題である。

なお、編入学生の受け入れについては、大学基礎データ表2の通りとなっており、原則として収容定員充足率の低い学部・学科を中心に受け入れを行っている（大学基礎データ表2）。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生募集及び入学者選抜に関する検証は、毎年度の入試結果に基づき、学部については入試委員会、大学院については大学院運営委員会で検討され、教授会または研究科委員会の意見を徴している。また、改善が必要な事項についても同様のプロセスにて学長会議の議を経て学長が決定している（資料5-23）。

学部については、入試委員会のメンバーは各学部から代表教員を選出している。この代表教員が学生募集、入学者選抜に関する入試委員会と各学部の調整役として機能している。入試制度の適切性については、毎年度の入試委員会において志願者数等に基づいて検証され、

見直しの必要性を認めた場合、入試委員会が変更案を作成し、教授会、学長会議の議を経て学長が決定している。

修士課程、博士後期課程については、大学院運営委員会のメンバーは大学院担当教員から選出している。このため、この代表教員が学生募集、入学者選抜に関する大学院運営委員会と研究科の調整役として機能している。入試制度の適切性については、見直しの必要性を認めた場合、大学院運営委員会が変更案を作成し、研究科委員会、学長会議の議を経て学長が決定している。

入学者選抜については、入試制度ごとに志願者数、受験者数、成績状況、過去の歩留まり率等を勘案し、受け入れ方針に基づいて入試委員会及び教授会の審議を経て合格者を決定している。このプロセス自体が入学者選抜の適切性を担保する機能を担っていると考える。学生募集に関する資料やオープンキャンパス等の役割分担等も、教授会や学科会議、コース会議等で調整される。

全学的には、上記点検、評価については、毎年、学部は入試委員会、大学院は研究科委員会にて自己点検評価を実施し、教育審議会にて確認が実施されている。

(2) 長所・特色

ディプロマ・ポリシーに基づいたアドミッション・ポリシーを明示している(資料 5-1【ウェブ】)。

学部のアドミッション・ポリシーは、2021 年度からの入試制度改革への対応に合わせて見直しを実施し、学部・学科毎のより詳細な方針を示している分野に興味を持っている人材を求める内容を策定し、現在、公表している。

(3) 問題点

大学院の定員管理については、入学定員充足率、及び収容定員充足率が低い。昨今の志願者の状況を分析し、学生募集に関して早急に改善策を検討する。

商学部マーケティング学科の定員充足、人間社会学部人間健康学科の定員超過の改善が喫緊の課題であったが、徐々に改善されている。

(4) 全体のまとめ

本学は、学士課程に関しては、学部や学科により幾分かの違いはあるものの、入学定員に見合う入学者の確保が達成できており、「入学者受け入れ」については、学部段階での定員管理は適正に実施できていると認識している。

修士課程については 2020 年度で入学者が落ち込むものの総じて志願者増の傾向があり、博士後期課程についても僅かではあるが上向き傾向であると読み取れるが、改善の余地があることは否定できない。入学者増への対策として、学則に定められている入学資格である「大学に3年以上在学し、又は外国において15年の課程を修了し、本大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めたる者」についても、出願資格審査制度を本格的

にスタートさせ、2021 年度入学試験出願においてはこの出願資格審査に 7 名の申し込みがあり、全員、資格審査は適格と判断され、入学試験を受験した（資料 5-24【ウェブ】）。修士課程への入学者増、ひいては博士後期課程への入学者増に向けての志願者の裾野を広げる有効な施策であると考えている。

さらに、教育方法を取り巻く環境変化に対し、大学での教育の在り方の見直しはもとより、「高大接続」の観点からも、入学者の選抜方法や基準の在り方に対する検討を踏まえ、初年次教育における教育方法の改善、また入学前教育の充実も喫緊の課題であると認識している。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学が求める教員像については、「流通科学大学が求める教員像」として定めている。本学の価値を持続的に高めていくために、本学教員に求められる姿勢、能力および行動について明確にし、教育研究活動において各教員が意識することが必要となっている。学生に寄り添う姿勢、専門性と高い教育技能に支えられた教育能力、学生自らの政調を根気強く支える教育上の行動力、専門性を活かして社会貢献できる行動力等が求められ、教員の採用、昇格に際しては、この求める教員像の確認を行っている（資料6-1【ウェブ】）。

教員組織の編制方針については、建学の理念及び教育の目的を実現するため、三つのポリシーを踏まえて、三つの観点より「教員組織の編成方針」を定めている（資料6-2【ウェブ】）。

ここに言う観点の一つは、大学設置基準等関連法令の求める基準を充たすことは当然の前提とした上で、CP、DPに基づく、全学的な教育研究上の必要性及び各学部・研究科の専門性を踏まえ、適切に教員を配置することである。その際、各学科における教員1人あたりの学生数（S/T比）はもちろんのこと、職位、年齢等のバランスにも適切に配慮すべきと考えている。二つ目の観点は、本学で定められている「教員の選考に関する規程」（資料6-3）等の規定に則り、公正に採用・昇格等の人事を行う点である。学部・学科等において採用・昇格等の際に進められている手続が、「規程」等の規定の趣旨に照らして公正さを損なう恐れがある場合は、全学的な組織である教員選考会議での審議に基づき提言・指導している。三つ目の観点は、本学の求める教員像に近づくべく教員や教員組織全体のFD、SDなどの研修及び研究に大学全体として取り組むという点である。

流通科学研究科の担当教員は、「大学院学則」第21条で「流通科学大学の専任教員の中から学長の推薦に基づき理事長が委嘱する」と定められており、研究科独自での教員採用は行なっておらず、求める教員像の設定、教員組織の編制に関する方針は研究科として一体的に定めることはしていない（資料1-6）。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置

- ・国際性、男女比
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点3：教養教育の運営体制

学部及び学部を構成する学科について、また研究科を構成する専攻の課程について、「大学設置基準」ないし「大学院設置基準」が求める必要な専任教員数を満たしている。学士課程において大学設置基準上必要な専任教員数 100 名に対して 105 名を配置している。うち、教授は 60 名である。また、各学科所属の専任教員の半数以上は教授である。

流通科学研究科において、大学院設置基準上必要な専任教員数 18 名に対して、前期課程、後期課程合計 34 名を配置している。大学院担当教員はすべて学部との兼任教員である（大学基礎データ表 1）。

教員組織編制は、「教員組織の編成方針」に基づいて、教員一人あたりの学生数、職位・年齢・性別などのバランスにも配慮して行っている。

「教員の選考に関する規程」では、教員の選考、すなわち教員の採用及び昇格の選考にあたっては、教員選考会議の意見を徴した上、学長がその年度計画及び方針を決定するものとしている。このうち、とくに、教員の採用に関する年度計画及び方針を決定するに当たっては、これらのバランスに配慮している。例えば、学部・学科からの要請に応じ、いずれの専門分野の採用を優先して行うかについては、学部・学科あるいは専門分野の教員一人あたりの学生数を判断材料として加味することがある。また、教授とそれ以外の職位のバランスを考えて、募集する教員の職位の範囲を調整することもある。年齢についても、募集に際し、職位の範囲を調整することにより、バランスに配慮することがある。性別については、今後、極端なアンバランスを生じた場合は採用の段階で配慮する可能性がないわけではないが、現状はそのような状態にはないと判断の下、とくに配慮は行っていない。国際性についても、外国語の担当教員として当該外国語を母国語とする教員の採用を目的として募集活動を行う場合などを除いては、とくに配慮していない。いずれについても、応募者の中から、本学の目指す教育を担うのに最もふさわしい方を採用することが最優先であり、性別、国際性等に対する配慮からその方針を曲げることはしない、という趣旨である。以上のほか、学位課程の目的に応じた教員配置について配慮している点としては、専門分野について豊かな職業経験を有した教員を各コース・分野に配置するという点がある。これによって学生の専門分野への興味をより喚起できると考えている。

現在の専任教員の内訳は次のとおりである。外国籍の専任教員は大学院課程の担当で 5 名、商学部で 4 名、経済学部で 1 名である。女性教員の比率は、商学部は 22%、経済学部は 33%、人間社会学部は 42%となっており、人間社会学部における比率が高い（資料 6-4）。年齢については、商学部では 60 歳以上の教員が 42%を占め、他学部よりも偏った構成になっている。人間社会学部は比較的、各年齢層にバランスよく教員が配置できている（大学基礎

データ表 5)。

すべての専任教員はいずれかの学部・学科に所属することとしている。その際、専任教員の主要な専門分野が学部・学科の主要な専門分野と一致する場合は、当該学部・学科の所属とすることを原則としている。これに対し、全学共通科目などがカバーする専門分野を専門分野とする教員は、各学部・学科の教員一人あたりの学生数、職位・年齢・性別などのバランスにも配慮しつつ、各学部・学科に分散して所属することとしている。これにより、各学部・学科所属教員の多様性を確保し、汎用的能力と専門能力双方の育成を目指した DP・CP の下に編成された教育課程を担う、活力のある柔軟な学部・学科運営が図られることを目指している。

主要な授業科目となる専門基礎科目、各コースの基幹科目については基礎科目の重要性に鑑みて専任の教授又は准教授が担当することとしている（例外的に、担当教員の急な退職、割愛によって非常勤教員や専任講師が暫定的に担当することもある）。経営学科の必修科目以外は、どの学科においても必修科目は 100%専任教員が担当している（大学基礎データ表 4）。

研究科担当教員の資格としては、修士課程の研究指導補助教員、修士課程の研究指導教員、博士後期課程の研究指導補助教員、博士後期課程の研究指導教員の 4 種類を設けている。いずれも大学院審査委員会での審査と学長の推薦を経て理事長より委嘱される。

専任教員の授業負担については本学の教育改革プロジェクト「2019 年カリキュラム改訂について（答申）」（2019 年 3 月）において科目の担当ルールを定めた（資料 3-2）。演習科目 3 コマ以上、講義科目 3 コマ以上の担当と決め、2019 年度カリキュラム導入後、4 年間の担当計画を作成し、各教員の授業負担の平準化を目指している。これにより、初年次演習の導入、カリキュラム改革のたびに繰り返されてきた科目の新設・改廃にともなう負担の差が解消される方向に向かっている。

本学の教養教育は、教務委員会の下に教育目的に応じた複数の専門部会を編成することで運営している。初年次教育専門部会、外国語教育専門部会、日本語科目専門部会、教養科目専門部会、基礎能力科目ミーティングの各部会である。各部会においてそれぞれの分野で直面する課題について調整を行い、さらには提案が教務委員会になされ、必要に応じて他の部会や学部の専門科目、専門科目担当者との調整を行っている。また、頻繁に各教養科目の抱える課題について報告が行われている。このような運営を通じて専門科目担当教員も教養科目を担当することに積極的に貢献している。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点 1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点 2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の採用・昇格は、「流通科学大学教員の選考に関する規程」に則り、全学的な視野に立ち適切に行われている（資料 6-3）。

「教員の選考に関する規程」に沿った、教員の採用及び昇格の選考に関する手続の概要

は以下のとおりである。以下、まず教員採用の手続について述べ、昇格については、これとは異なる点に限って述べる。なお、「教員の選考に関する規程」は、手続の細目までは定めていないことから、その細目については、「規程」の趣旨に則り教員選考会議における審議を通じて慣行的に、あるいは各年度の採用・昇格の方針を定める過程で、定められている。

先述のとおり、教員の選考、すなわち教員の採用及び昇格の選考にあたっては、教員選考会議の意見を徴した上、学長がその年度計画及び方針を決定するものとしている（第2条）。実際にはこれに加えて、所属予定学部教授会の審議を経て、理事長の内諾を得た上で、採用募集活動を始めている。教授会の審議にあたっては、教員選考会議より、分野、職位、年齢、公募・非公募の別を明らかにして提案がなされる。

募集は公募によることを原則としている。非公募により行われる場合もないわけではないが、教員選考会議の審議を経て、公募によっても本学の教員としての適性において非公募による候補者を上回る応募者が現れることが期待できない、との判断がなされたような、例外的な場合に限られる。公募にあたっては、募集期間を定め、募集要項を本学ホームページおよび研究者人材データベースホームページに掲載する。

応募者の中から最終採用候補者を選考する手続については、以下のとおりである。

教員の採用選考にあたっては、①経歴(学歴、職歴及び資格など)、②研究業績、③教育および研究の能力、④人格および識見の4項目が審査される(第8条)。これら4項目は後に述べる昇格審査にも適用される。

一般の専任教員は、教育、研究、社会貢献にかかわる職務に加えて、委員会活動、役職者としての職務などを含め大学運営全般に係わる職務を分担することが求められる。上記4項目も、これらの職務との関連性において審査の対象となる。

企業・公的機関のトップの職の経歴や、あるいは豊富な現場経験などの経歴から本学の実学教育に貢献が期待できる、その他、特定の分野での教育や特命事項への取り組みを求める場合は、「流通科学大学特任教員規程」に定める特任教員(任期付き教員かつ任期のない教員への転換はない)として選考し採用する場合がある(資料6-5)。特任教員の採用審査に当たっては、上記4項目のうちでも特任採用の目的に即した項目に、より重点を置いた審査を行うことになる。

また、教歴が浅いなど、本学における教育上の能力が未知数である応募者を一般の専任教員として採用する場合は、任期制教員として採用する場合もある。任期制教員の任期は4年とし、最終年度に任期制教員審査申請書の提出を通じて審査し、教員評価が一定の水準に達していないなどの問題がなければ、任期のない教員への転換を行っている。この場合、昇格を伴わないときは、研究業績等の審査は、採用時に実施済みとの判断から改めて行うことはしない(資料6-6)。

採用審査は、先に挙げた4項目の中でも、「候補者の経歴及び研究業績並びにこれらに基づく教育及び研究の能力」に着目して行う審査(業績審査)と、業績審査の結果も含め、4項目全般の審査を通じて「候補者の本学教員としての適格性を総合的に審査するため」に行う審査(総合審査)の2段階の審査によって行う。

これらのうち業績審査を担うのが学部教員審査委員会である(第5条)。ただし、主として教養科目を担当する候補者の業績審査については全学審査委員会が行う。学部教員審査委

員会は当該学部所属の3名の教授によって組織される。委員の任期は1年で、学部長の推薦に基づき、学長が委嘱する。業績審査は、査読による研究業績の審査を中心に行うのが一般的である。その際、査読者の適格性を事前に判定するため、学部教員審査委員会が提案する査読候補者については、全学審査委員会を通じて教員選考会議に諮った上で決定することとしている。

もう一方の総合審査を担うのが全学教員審査委員会である(第4条の2)。全学教員審査委員会は、副学長、学部長、大学事務局長及び学長が指名した者によって組織される。

採用活動が目指すのは、応募者の中から本学教員として最も適格な人材を選考することである。これを実現するためには、専門分野に対する深い理解と、普遍的な教育上、組織運営上の視点からの人物評価の双方が必要とされる。本学において上述のような2段階の審査体制をとる目的は、このような採用選考に関する基本的な考え方にに基づき、業績審査の客観性を確保しつつ、本学教員としての総合審査における独立性を確保することにある。

採用審査は、応募者から提出された書類や研究業績による書面審査と、面接・模擬授業による対面審査によって行う。それぞれに、業績審査及び総合審査の観点から審査が行われる。その際に基準となるのは、「規程」に定められた職位に応じた選考基準(第10条～第14条)である。

学部審査委員長は、当該学部審査委員会の審査の結果について、全学審査委員会を通して選考会議に報告する(第5条)。全学審査委員会は、学長が決定する教員の選考に関する年度計画及び方針を踏まえ、学部審査委員会の審査の結果も含め、先の審査の4項目全般について候補者の審査を行い、同委員長は、候補者の審査結果について選考会議に報告する(第4条)。

実際には、学部審査委員会は、教員選考会議で承認された方法により候補者を募り、候補者の研究業績および担当科目の適任・適格性を審査し候補者を少数名に絞り込んだ上で全学教員審査委員会に報告し、全学教員審査委員会は模擬講義、面接を行い、最終候補者を1名に絞り込んで、選考会議に報告する。最終的には、選考会議の選考を経て、所属予定学部教授会の審議を通じて同教授会の意見を徴した上、学長が最終候補者を決定する(第3条)。ここで、教授会の意見を徴するのは、教員の採用・昇格の審査が「教員の教育研究業績の審査に関する事項」として、「流通科学大学教授会規則」(資料6-7)の規定により、「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」に該当するからでもある(資料6-8)。当該最終候補者については、学長の推薦に基づき理事長が決定する(第9条)。

昇格審査も、「教員の選考に関する規程」に則って行われる。規程を補完するため、「流通科学大学教員昇格選考要項」により、昇格候補者となるための資格を研究業績と経歴・経験の両面から公平に判断する昇格要件を定め、教員に周知している(資料6-9)。

教員の昇格審査は、昇格要件を満たしている者で、かつ昇格を希望する教員を対象に行われる。

教員昇格の審査手順は次の通りである。昇格を希望する教員(候補者)は、学部長に申請書を提出する。学部長は、「教員昇格選考要項」に照らし昇格要件を形式上満たしていると判断する候補者については、学部審査委員会がさらに昇格要件を満たすか検討し、候補者名

簿を教員選考会議に報告する。

教員選考会議は、報告された候補者について、昇格審査に適格であるかどうかを判断し、適格である者については、当該学部審査委員会（主として教養科目を担当する者については全学審査委員会）に具体的審査を依頼する。学部審査委員会は、教員選考会議から依頼のあった内容を確認し業績査読により審査を行い、審査結果を全学教員審査委員会に報告する。全学教員審査委員会での審議の結果、適格と認められた候補者は教員選考会議に推薦され、教員選考会議は、審査結果を基に総合的な見地から昇格の可否を審議し、可とする者について当該学部教授会に昇格を提案する。当該学部教授会は、教員選考会議の提案を審議する（資料 6-10）。以降の手續については、採用選考の場合と同様である。

流通科学研究科では、独自の教員採用をしていない。大学院運営委員会において教育課程の編成から大学院担当教員の任用が必要と判断した際には、大学院審査委員会で学部担当教員を審査し、適格・適任と判断された教員が学長の推薦を経て理事長より委嘱される。大学院担当教員の任用は大学院運営委員会で審議された大学院担当教員資格（内規）に基づいて審査される（資料 6-11、6-12）。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

本学の FD 活動については高等教育推進センターが主体となり定期的に FD 研修会が実施され、教員の資質向上を図る方策を組織的かつ多面的に行っている（資料 3-10）。センターが主催する FD に関わる活動は、次のように実施している。

(1) FD 研修会の実施

2019 年度は 4 回、2020 年度は 1 回実施し、本学が掲げる「考える学習型授業」の取り組み方法、実施例について全教員を対象にして実施し、資質向上に取り組んだ（資料 4-38）。他のテーマとしては各種ハラスメントの啓発、研究費の適切な管理などがあった。毎年、主に授業取組向上と職務・職場の意識向上を目指したテーマを選定して、教育研究環境改善に取り組んでいる。流通科学研究科においても独自の FD 研修会を毎年 1 回実施している。大学院での指導方法、留学生が求める大学院教育等をテーマに実施してきた（資料 4-38）。

(2) オープンクラスウィーク(OCW)の開催

各学期に期間を定め、全学的な一斉授業公開を行っている。学部を問わず自分が興味ある科目あるいは教育方法に特徴がある教員の授業参観がシステム上で参観授業登録して行える。専任教員だけでなく非常勤教員にも対象を拡大しており、さらには、保護者にも授業参観の案内を送り、大学の授業に関心を持っていただいている。保護者の参加者はそれほど多いとは言えないが、毎回一定数の参観者は確保でき、この参観者との授業後は交流会を開催し、意見をいただいている。

(3) 授業改善アンケートの実施

学生からの評価と授業改善のためにアンケートは毎学期、全科目を対象に実施している（資料 4-11）。教員には、全科目のアンケート結果内容や他の科目と自己の科目とを比較する分析も提供され、それを各自の授業改善に役立てている（資料 4-12）。

本学では毎年度末、各教員に「教育研究等活動状況調査票」の提出を求めている。この調査票は人事課の主導のもと、教育改善実施の内容や教育方法・改善に関する発表・講演、今年度の反省と次年度への目標、研究活動の報告（論文・学会発表等）、次年度の研究目標、さらには社会貢献の内容などを記述することになっている（資料 6-13）。この報告書は印刷物「教育研究等活動報告」にし、全教員に配布され、各教員は、他の教員の活動状況を知ることによって教育研究活動向上に努めている（資料 4-31）。「教育研究等活動状況調査票」のいくつかの事項は総合的な教員評価の項目にも取り入れられているため、各教員の総合評価とも関連している。総合評価は、毎年の昇給、昇格時の資料として活用されている。

大学院担当教員としての教育活動・研究活動・社会活動等の評価と活用についても、「教育研究等活動状況調査票」に取り込まれて行われている。

この教育研究等活動報告の一部については大学ホームページの教員プロフィールで公開されている（資料 6-14【ウェブ】）。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学部・学科の改組は教員組織の変更を伴うことが通例であることから、そのつど教員組織の適切性についての点検・評価がなされてきたといえる。また、2019 年度カリキュラムの改訂にあたっては、「現行カリキュラムで生じている、種々の不均衡を見直し、平準化する」ことが 2 本の柱のうちの 1 本とされ、学部・学科間の所属教員数や教員間の担当授業コマ数などについて生じていた不均衡の是正が図られた。また、限られた専任教員を適正に配置するという観点から、教員の専門分野に応じた学部・学科の教員組織の編制に向け、一部の教員の所属学部・学科の異動を行った。これに伴い、教員の科目担当ルールも見直し、学部の専門科目は当該学部所属の教員が担当すべき、という意識の克服を図った。すなわち、学部横断的に置かれている科目については、開講学部にかかわらず、科目の専門性に応じて全学から担当者を配置する方向に軌道修正を行った。

教員組織の適切性については、毎年の採用計画を立案する際にも定期的に点検・評価がなされる。これは、教員組織について生じている課題を是正するには、退職者が生じた際が好機となるからである。したがって、欠員が生じた分野を自動的に補充するということは行わず、教員選考会議における審議を通じて、教員組織の適切性を高める方向での採用計画の立案がなされることになる。この際の最も基本的な点検・評価項目は、大学設置基準に定められた専任教員数に関する要件の充足状況であるが、これに加えて、学部・学科ごとの教員一

人あたりの学生数、学生のコース選択動向などの諸指標も参照される。

(2) 長所・特色

教員組織の編制は、全学的な視点から全学的な委員会（教員選考会議）で検討、決定がなされており、全学的なバランスは重視されている。求める教員像、編制方針、採用・昇格の審査基準も整備し、教員にも周知されている。運用上十分でなかった教員の授業負担の平準化については2019年度に新たなルールを導入し平準化を推し進めることができている。

FD活動の積極的な拡大を計り、多くの参加者を得、活発な議論が行われている。大学院流通科学研究科においても若干頻度は学部比べて劣るがFD活動は実施している。教養教育については専門部会を設置し、科目運用等について検討を行っている。初年次教育には教員に多くの時間を割いていることから、初年次教育の運営専門部会では全学的な観点から運営の改善を提言している。また、専門教育の担当者も積極的に初年次教育、教養教育に関わることを促してきている。

(3) 問題点

商学部においては年齢構成にバランスを欠いている面が見られる。教員採用時にはこの点に留意しながら選考しているが、中堅になった教員が他大学に転出する事例が頻繁に生じているため、年齢構成のバランスはうまくとれているとは判断できない。また、S/T比も教員組織の編制において考慮しているが、学部間でS/T比が同一の水準になっておらず、この比率格差の是正の必要性も認識している。

教員の国際性については外国語科目では必要性が認められ、教員獲得を試みている。専門教育に関して国際性を高める必要があるかどうかは議論が進んでいないため、本学学生の教育にとって外国籍教員がどの程度必要かは議論を重ねる必要がある。

内部質保証のプロセスと、教員組織の編制、教員の資質向上などの取組みをどのように接続するのかについても、現状はその具体的な道筋が定まっておらず、今後の課題となろう。

(4) 全体のまとめ

教員組織の編制に関する方針を定め、その方針に従って各学部が提案する教員採用案を全学的な委員会組織である教員選考会議で審議している。また、教員の昇格、任期の定めのない教員への転換に関わる審査の規程は整備され最終的には教員選考会議で全学的な観点から審議されている。採用、昇格に関する基準は明文化され、学内のポータルサイトで教員に周知している。全学的には教員の資質向上に資するようなテーマを設定してFD活動も展開している。学部独自のFD活動は活発ではないため、学部の問題意識に沿った学部独自のFDが必要と考えられる。各教員の教育活動、研究活動・社会活動は教員総合評価の一部分として評価に取り入れ、活動の活発化を促している。常にバランスのとれた教員の年齢構成で教員組織を編制するよう、常に課題として取り組んでいる。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学では、建学の理念のもと、「学生支援・社会連携・社会貢献・障がい学生支援の方針」（以下、「学生支援方針」という）において、修学支援も含めて学生支援に関する大学としての方針を明示している（資料7-1【ウェブ】）。その下、「ネアカ、のびのび、へこたれず」の精神を持ち、「夢や志を持ち、明るく元気でどこにでも物怖じすることなく、誰とでもしっかり言葉を交わすことができ、逆境でもたくましく生き抜く力」を持った学生の育成を目標としている。本学の入学者の多くは、知的好奇心に富み、学生生活に精力的に取り組もうとする意欲に溢れている。そうした本学学生の意欲をさらに引き出し、一人一人の学生が充実した学生生活を送ることができるよう適切な措置を講じていくように取り組んでいる。

「学生支援方針」に則り、本学では入学から卒業までの間に学生が遭遇するであろう様々な場面を想定し、それぞれの場面に応じた適切な対応を取ることができる体制を構築している。学修、課外活動、日常生活、就職活動など、学生が生活の中で遭遇するそれぞれの場面に応じた窓口を個別に設置し、各窓口にはそれに対応する職員を常駐させている。こうしたきめ細やかな対応により、学生生活における不安をいち早く摘み取り、充実した学生生活をアシストすることを目指している。

また、学生には種々の窓口が学生支援のために用意されていることを学生手帳記載、ホームページ掲載により支援内容を明示することに加え、各部署で実施するガイダンスやイベント時などを通じ機会あるごとに説明をおこなっており、実際に様々な場面において学生に利用されている（資料7-2）。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備

<ul style="list-style-type: none"> ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
<p>評価の視点 3：学生の生活に関する適切な支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の相談に応じる体制の整備 ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備 ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
<p>評価の視点 4：学生の進路に関する適切な支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育の実施 ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備 ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施 ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供
<p>評価の視点 5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施</p>
<p>評価の視点 6：留学生に対する多様な支援の実施</p>
<p>評価の視点 7：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施</p>

1 学生支援体制全般

学生支援体制の適切な整備については、入学から卒業まで学生一人一人が自分自身と向き合った学生生活を送れるよう学修面、課外活動面、日常生活面、就職活動面などの支援体制を整え「夢の種プロジェクト」と称して「探す・育てる・咲かせる」を柱に4年間を通して学生の成長を支援している。また、大学組織として、教職協同でそれぞれの局面に対する支援の体制を検討するための各種委員会を整えている。学生生活面・課外活動面での学生委員会、修学関連面での教務委員会、社会連携面での社会連携推進委員会、就職支援面での進路支援委員会等がこれにあたる。

事務局組織としては、学生生活面・課外活動面を学生部、修学関連面・社会連携面を教務部、就職支援面を就職部がそれぞれ分掌している。学生部は、学生課と留学生支援課ならびに学生支援室を設置し、学生部長、学生部次長以下、学生課は課長1名、専任職員5名を配置、留学生支援課は課長1名、専任職員4名を配置、就職部は、就職部長以下、就職部係長1名、専任職員5名を配置、学生支援室は学生部次長が担当の下、専任カウンセラー1名を配置している。また教務部は、教務部長以下、課長2名、係長1名、専任職員12名を配置しそれぞれ学生支援に取り組んでいる（資料7-3）。

大学入学時には、新入生がより早く生活になじむことができるように、後述する学生生活ガイダンスを実施している。また心身の健康維持・増進および安全・衛生への配慮の取り組みとして、生活相談の増加と内容の複雑化に対応する相談体制の整備も行っている。現状としては、心身の健康に悩みを持った学生が増加していると同時に、悩みや感情を適切に表現できない学生が増加している傾向にある。その要因の一つとして、精神面での発達が未成熟な学生の増加や大学生活への大きな不安を抱えている学生の増加が挙げられる。そのため、1年生時にUPI（University Personality Inventory）検査を実施し、該当者には速やかに連絡を取り面談を実施している。

また、友人関係を築くことができず、居場所がない学生については、オープンスペースRを利用して、大学生活への適応を支援している（資料7-4【ウェブ】）。オープンスペースRは、積極的に友人関係を築けない学生を支援していくために、専門スタッフを配置し学生の利用しやすい時間帯で居場所を提供している空間である。

2 修学支援

学生の能力に応じた補習教育、補充教育として、年内の推薦入試やAO入試により入学した学生が、入学後、スムーズに大学での学修に適応できるように入学前教育を実施している。また、自学自習を行うためのフリースペースとして、丸テーブルを12台、椅子40席、対面4人掛けソファを4セット配置したみかんホール、同様にフリースペースとしてみかんホールⅡに、可動機20台、椅子50席を配置している。また、学生から公募し設置した、Pleasantly（楽しく）Concentration（集中）Discussion（話し合い）を意味する学生同士のディスカッションを主とした教室PCDroomには、可動機16台、椅子32席、パソコン、プロジェクターを各2台、可動ホワイトボード兼パーティションを6セット設置している（資料7-5、7-6）。留学生同士または日本人も交えて、自由に利用可能なWorld Hallには、机14台、椅子40席、説明書が英語で書かれたボードゲーム等を設置し、学生同士による自主的な学びを得る場所の提供も行っている。

正課外教育として学内では、年間を通じて様々な資格講座を開講している。2019年度は、MOS講座、日商簿記、ファイナンシャルプランナー等の20講座を開講している（資料7-7）。資格を取得することは客観的な実力の証明になるだけでなく、資格取得をするために取組んだ過程は自発的努力として高く評価される点、目標を設定し目標を達成する努力が学生生活において人間性を高める経験を得ることができる点考慮して、学生に提供している。

留学生に対しては、留学生科目を、2015年度導入カリキュラムでは13科目、2019年度導入カリキュラムでは15科目開設している。留学生は、留学生科目を修得することにより、卒業要件上、一定の範囲で他の教養科目の修得に代えることができるものとしている。また、初年次教育の基幹科目である「自己発見とキャリア開発A、B」のクラス編成に当たっては、留学生と一般の学生との混成のクラス（レギュラークラス）と留学生クラスとを設け、入学時の日本語能力が十分ではないと判断される初年次生については、留学生クラスに所属することにより、日本語能力の向上にも配慮した初年次教育を受けることを可能にしている。これらの施策により、留学生が、目指す専門分野の学習においてより大きな成果を得るための基礎となる日本語能力の充実を図っている。加えて、留学生支援課の主催する行事を通じて語学支援や国際交流の促進を行っている。

障がいのある学生に対する修学支援として、学生支援室と教務部が連携して、合理的配慮の内容等の調整をしている。例えば、教務部が学生支援室と連携し、セメスターごとに面談を実施し、一人一人の状況に応じて学修指導等の対応をしている。また、教員に対しては、病気や障害の特徴や具体的な支援などが書かれた授業配慮願の配布を行い、情報共有し、統一した対応ができるようにしている（資料7-8）。

成績不振の学生については、セメスターごとに、大学が定める目標修得単位数未達の学生を成績不振学生と捉え、注意を促す文書を発送するとともに面談を実施し、学修指導、生活

指導等で改善を促している。また、2020年度入学者より、単位修得状況とGPAに基づき、履修制限の上限単位数の緩和と制限を設けることとした。学習状況が悪い学生の履修上限単位数を22単位までに制限することで、履修科目に、より集中して取り組めるようにした(資料7-9)。

本学では、教養課程と専門課程とを年次に応じて区分するといった教育課程を採用していないこともあり、4年次に至るまで留年となることはない(なお、留年に類するものとしては、「研究演習Ⅰ」に応募するにあたって、原則として最低16単位の修得を求めている)。したがって、留年者の把握については、成績不振学生への指導を通じて、4年次終了時点での留年の可能性が高い学生を早期に把握することに主眼を置いている。それに該当する学生については、面談・学修指導を通じて、留年予防の対策を実施している。

また、休学の手続きについては、事前相談というかたちで学生課が窓口となり、学生課職員、教務部職員同席の下面談を行い、休学を考えるに至った経緯を確認し、手続き書類を配布し所定の期日までに提出があったものを、教授会で審議している。病気を理由とした休学については診断書の提出を求めている。休学中の学生に対しても、RYUKA Portalを通じた大学からの情報発信や履修ガイダンスの案内等各種郵送物も発送し、円滑な復学につなげるようにしている。

退学希望者の状況把握と対応に関しては、次のとおりである。退学を検討している学生に対しては、年に5回程度実施する学修相談会を通じて、単位修得方法や学生生活面での相談を行う中で、退学したいという明確な意思表示を行う前にある程度の把握と相談により退学へ至らないようにしている。退学の意思がある程度明確になってきている学生については、事前相談というかたちで学生課が窓口となり、学生課職員、教務部職員立会いの下面談を行い、退学を考えるに至った経緯を確認し、意志が固い場合は、退学願を含む手続き書類を配布し所定の期日までに提出があったものを、教授会で審議している。

経済的な支援を行う奨学金としては、学部生約1,800名が受給する「日本学生支援機構奨学金制度」を基本とし、それを補完する制度として、大学独自の奨学金制度を運用している(資料7-10【ウェブ】)。入学試験の成績によって授業料が免除される奨学金をはじめ、多くの奨学金を設けている。また2020年度においては、新型コロナウイルス感染症緊急対策として、「学修環境整備支援金」として全在學生に一律の支援金を給付した(資料7-11【ウェブ】)。また、2020年度前期以降、学納金の納付期限を本来の納付期限である5月31日(後期は10月31日)を、延納の納付期限である7月15日(後期は12月15日)まで一律に延期する措置を、2020年度後期、2021年度前期と継続している。

授業料等納付金に関する情報は、ホームページに公開し情報提供している。また経済的支援としての奨学金制度についてもホームページに公開しているほか、毎年度学生に配布する「CAMPUS DIARY & STUDENT GUIDE BOOK」にも掲載し情報提供している(資料7-2)。加えて、授業料等納付金、奨学金制度等については、学生課窓口で随時相談を受け付けている。

大学院流通科学研究科においては、学生の修学支援に関して大学院運営委員会ならびに研究科委員会で必要な議論や制度の整備を行っており、また研究活動に関しては附属図書館も支援を担っている。

個々の学生への修学支援としては、修士課程及び博士後期課程それぞれにおける研究指導体制を中心に、指導教員と関係各部との連携のもとに、必要な支援を実施している。修士

課程には修士論文コースと課題研究コースがあるが、前者では1年次7月に所属演習を決定し、1年次後期より指導教員のもとで演習指導を開始する。後者では、1年次7月にコースを選択し、「課題研究の成果」のベースとなる課題演習の指導教員のもとで研究指導を受けることになる。なお、所属演習やコースの選択期間となる1年次前期には所属演習がない状態となるが、この期間には別途、各学生に対して大学院担当教員から1名ずつ「学修相談員」を選任し、個別の学修相談等のサポートを行う体制としている。

また、博士後期課程では「複数指導制」を導入しており、1年次の前期の研究計画に基づき、指導教員及び副指導教員もしくは指導補助教員の申請・決定を行い、指導を開始する。

3 学生生活支援

学生生活面での支援は、学生部が担当している。また学生委員会を設置し、学生の生活支援に取り組んでいる。学生部は学校法人中内学園事務分掌規程10条に基づき、学生の生活指導に関する事、学生の課外活動に関する事、学生の保健衛生に関する事などを中心に分掌している。学生委員会は、学生委員長（教員）、学生委員6名（各学部教員2名）、学生部長1名を委員として構成され、学生生活に関する事項、学生の課外活動に関する事項、学生の奨学に関する事項、学生の保健指導に関する事項、学生の福利厚生に関する事項などの審議、検討を行っている。

校医診察については、内科医及び精神科医が月2回来学（学生長期休暇中は未実施）。また、嘱託臨床心理士1名、非常勤臨床心理士3名が、平日10:00～17:00の週5日体制で学生からの相談に対応している。

本学ではハラスメントのない、互いの人権を尊重し合う、活気に満ちた環境をつくることを目指している。ハラスメントとはどのような行動かを正しく理解し、差別のない、互いに敬意を持って学び、教え、研究し、また働くことのできる「人間尊重」の環境を作り上げようとしている。

ハラスメント防止対応については大学部門とは切り離し法人（総務人事室）が主管となり対応を行っており、ハラスメント相談員として教員2名、職員2名を配置し、安心して相談できる環境を整えている。相談員との面談を希望する場合、事前にアポイント（電話、E-mail、手紙などどのような方法でも構わない）をとったうえで実施する体制をとっている（資料7-12【ウェブ】）。また、不定期で相談員によるミーティングや勉強会を実施している。2019年度の学生からの相談件数は2件あった。

学生の心身の健康、保健衛生、安全・衛生への配慮として保健室、学生支援室を設置し対応している。

保健室は、保健室職員4名体制で対応しており、正職員保健師1名、非常勤看護師3名が勤務している。月曜日から金曜日まで勤務しており、学業中やクラブ活動中の病気やけがの対応（休日の大学行事にも救護体制をとっている。）は保健室で、健康相談等は保健室への来室、またはメールや電話でも実施している。2019年度は70件に対応した。内科（月2回）及び精神科（月2回）の校医診察は、年間142名の学生が受診した。その他、健診後のフォロー、疾病相談、メンタル相談、海外研修前健康確認なども実施した。毎年3月に健康診断を実施し、有所見者（尿検査、血圧）には5月に再検査期間を設定し実施している。2019年度は313件の受診があった。

また学生支援室には、臨床心理士1名、非常勤臨床心理士3名を配置し、心の悩みを持つ学生への対応をはじめ日々の学生生活をスムーズに過ごせるよう個別に支援を行っている。また2016年に施行された障害者差別解消法に基づいた障がい学生への合理的配慮に取り組んでおり、本学策定の障がい者支援ガイドラインに基づき、保健室、学生支援室、教務部、就職部が連携を取りながら、支援に取り組んでいる。

精神面での問題を抱える学生への修学・就職関連支援については、教職員だけでなく保護者との連携も強化し、さらに外部支援機関（発達障害者相談窓口、就労移行支援事業所など）との連携も図っている。

4 学生のキャリア支援

本学において、学部生および大学院生の就職支援は、就職部が担当している。就職部は、学校法人中内学園事務分掌規程第11条に基づき、「学生の就職指導、就職斡旋および手続きに関すること、求人企業の開拓およびその連絡、折衝、就職関係資料の収集と学生への紹介に関すること」を中心に分掌している（資料7-13）。また、大学に進路支援委員会を設置し、進路支援委員長（教員）、進路支援委員3名（教員）、就職部長1名を委員として構成され、就職部職員が委員会の事務、運営に携わり、就職支援に関する様々な施策の報告、審議・検討を行っている。就職部では就職相談、求人企業とのマッチングなどの就職支援の業務に取り組んでいる（うちキャリアコンサルタント資格所有者2名）。就職部で収集した求人情報は、学内ポータルサイト RYUKA Portal、LINE、就職部内における掲示などで学生に最新の情報を公開している。また、本学においては教職員が一体となって学生の就職支援を行う体制を全学的に整備しており、ゼミ担当教員が把握したゼミ所属学生の就職活動状況について定期的に就職部と情報共有し、各学生の活動状況を収集することで個別支援に活かしている（資料7-14）。また最新の求人情報や学内の就職支援 행사를ゼミ担当教員と共有するため、就職部より原則週1回、定期的にメールにて全ゼミ担当教員へ情報発信を行っている。本学職員は全員が部活動の副顧問を担当するが、副顧問から各クラブ部員への就職支援も積極的に行っている。

学生の就職支援行事として、3年生の全員を対象に年間9回にわたる就職ガイダンスの実施をはじめ、就職を希望する学生との個人面談の実施、面接練習、グループディスカッション練習、就職筆記試験（SPI）対策講座、就職対策宿泊セミナーなどを就職採用試験に向けた対策として実施している。また学内に企業の採用担当者を招いて学内企業説明会や業界研究セミナーを定期的で開催し、学生と企業のマッチングの場を多数設けている。また若手の卒業生を招いて、自身の就職先の仕事および業界について講話いただき、在学生の相談に応じるOB・OG就職相談会を2019年度は2回開催している（資料7-15）。また2020年度より、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からオンラインでの就職相談・面接練習などを導入している。加えて、コロナ禍で来学できない学生に対して、「Q&A集（よく寄せられる質問）」をポータルに掲出し、学生の不安解消に努めた（資料7-16）。また、コロナ禍によりWEB面接が普及したので、「WEB面接における心得」をまとめ、学生に配信した（資料7-17）。

留学生の増加に伴い、本学では2017年度より留学生のみを対象とした留学生就職ガイダンスを実施し、日本特有の就職事情や各業界、採用試験の特徴、在留資格、日本での就職に必要な日本語能力レベル等に関して指導している。就職部にも留学生担当の職員を配置し、

留学生の学生生活全般の支援を行う留学生支援課とも連携しながら就職希望者の把握や個別支援等を行っている。

5 学生の課外活動支援

学生の正課外活動（部活動等）を充実させるため、クラブ・サークル活動、チャレンジ精神を育むプログラムへの参加など、学生の課外活動の支援にも力を注いでいる。

課外活動を通じて学内諸規程の遵守のもと、一般的な礼儀、マナー、モラルを学び、社会人になる上で重要な「社会人基礎力」向上に少なからず寄与している。

オリエンテーションや各種研修を通じて、学生自身もその目的をよく理解しており、加入率も高くなる傾向である（以下表 7-1 参照）。

表 7-1：課外活動所属率について

所属団体／年度	2014年 度	2015年 度	2016年 度	2017年 度	2018年 度	2019年 度
体育会系クラブ	761	735	833	884	807	811
文化会系クラブ	433	247	386	267	354	374
独立団体	74	60	76	142	115	133
サークル	471	272	213	481	658	608
所属人数合計	1739	1314	1508	1774	1934	1926
在籍者数	3145	3139	3196	3395	3640	3747
課外活動所属比率 (所属人数/在籍者 数)	55.3%	41.9%	47.2%	52.3%	53.1%	51.4%

在籍者数が増えるに従い課外活動所属率も概ね上昇傾向にあるといえる。教育学部以外の4年制大学の中で、クラブ加入率40%を越えているところは少なく、2017年度からは3年連続50%を超えており、近隣大学の中でも本学の加入率は比較的高いといえる。

また、これらの学生の活躍（実績）は学内外において高い評価を受けており、本学にとって正課授業と並ぶ大学教育の重要な柱となっている。そのため本学では、課外活動団体の使用施設の充実化も図っている。クラブ加入者増加に伴い、活動スペースを確保するため、以下の通り、ハード面における支援として本格的な活動スペースの提供を行っている。

- ・ 2008年8月 「第2クラブハウス」完成
- ・ 2009年4月 「人工芝グラウンド」完成
- ・ 2009年10月 「野球場」完成
- ・ 2010年4月 「ハードテニスコート」設置
- ・ 2012年4月 「第3クラブハウス」完成
- ・ 2013年8月 「RYUKAHALL」改修工事
「第1クラブハウス」改修工事
- ・ 2014年8月 「人工芝グラウンド」改修工事
- ・ 2015年1月 「テニスコート（ネット）」改修工事

- ・ 2015年3月 「西グラウンド陸上競技用砂場」設置
- ・ 2015年8月 「野球場」改修工事
- ・ 2015年12月 「第3クラブハウス」改修工事
- ・ 2016年8月 「野球場内野グラウンド」整備
- ・ 2016年9月 「ゴルフケージ」移設
- ・ 2016年11月 「アスレチック棟」アリーナ床面改修工事
- ・ 2017年2月 「人工芝グラウンド」張替工事
- ・ 2017年3月 「RYUKAHALL 音響設備」改修工事
- ・ 2017年6月 「野球場」防球ネット張替え工事
「人口芝グラウンド」「西グラウンド」防球ネット張替え工事
- ・ 2017年11月 「アスレチック棟」アリーナ防球ネット張替え工事
- ・ 2018年3月 「テニスコート（支柱）」入替え工事
- ・ 2018年5月 「野球場」移動式ネット補修費
- ・ 2019年3月 「野球場」内野の黒土補充整備費用
「テニスコート（人工芝）」改修工事 2019年8月
「アスレチック棟」アリーナ床面補修工事
- ・ 2019年8月 「アスレチック棟」多目的スペースブラインド更新工事
- ・ 2020年1月 「西グラウンド」外周ネット補修工事
「野球場」ネット補修工事

その他、顕著な成績を収めた個人や団体に対しては、都度表彰を実施する奨励賞や1年間を通しての活動成果を表彰する飛翔賞などの学生表彰制度もあり、学生の正課外活動（部活動等）への取り組みに対するモチベーションの維持・向上に努めている（資料 7-18【ウェブ】）。

6 留学生支援

留学生の学修相談はもちろん、進路・就職相談や日常生活における様々な悩みに対応するため、留学生支援課を設置し、専従職員を配属している。留学生に対する学修支援、キャリア支援についてはすでに述べたが、これらについては、留学生支援課と、教務部、就職部が連携して取り組んでいる。加えて留学生支援課は、在籍管理や在留手続き支援、日本文化の体験など多彩なイベントを開催し、留学生が日本での充実した学生生活を送ることができるよう、多面的に支援を行なっている。また、留学生支援課の前には「留学生先輩相談ブース」を開設している。これは留学生の上級生が、1年目の留学生の相談役となる場であり、SNSなども活用しながら、科目履修、奨学金、下宿生活等に関する実践的なアドバイスが行なわれている。

日本語学習サポートとして、日本語学習に関するカリキュラムの充実を図ることはもとより、日本語スピーチコンテストを学内で開催することにより、留学生の日本語学習に対するモチベーションの向上を図っている。コンテスト応募学生に対しては、スピーチ原稿の添削指導を個別に行なうなどの対応も行なっている（資料 7-19）。

また、留学生と日本人留学生の交流促進を図るため、World Hall を学内に設置している。

ちなみに、World Hall は学生提案をプロジェクト化し、実現したものである。World Hall では正月の餅つきなど、日本独特の文化を体験できるイベントや、ワールドフェスティバルと称した国際交流イベントを随時開催している。学園祭「りゅうか祭」では「インターナショナルフェスティバル」と称し、留学生が各国料理を模擬店で販売するイベントを行なっている。学内の日本人学生、留学生はもとより、学外からも多くの地域住民が訪れる人気イベントとなっており、留学生を中心とした地域交流の場として機能している（資料 7-20）。

2018 年 2 月、大学敷地内に附属国際交流施設学生寮を竣工した。192 室のうち半数にあたる 96 室に留学生の収容が可能である。留学生と日本人が共同生活を行う場所で、日々の国際交流を通してグローバルマインドを育む教育施設である。

本学の外国人留学生への経済的支援制度は、大きく「授業料減免」と「奨学金給付」の 2 種類で構成されている。授業料減免制度は、30%減免と 50%減免の 2 種類あり、新入生については入学手続き時に、在生学生については授業料減免制度申請による希望者から、減免を適用するものである。いずれも、1 年間の適用であり、希望者は次年度に再申請が必要となる。新入生については、授業料 30%減免に加えて、30 万円を前納付金より減免する制度がある。奨学金給付は、学業・人物ともに優秀であると認められる者に月額 5.3 万円を給付する独自の制度がある。その他奨学金も含め、2019 年度の適用人数は、のべ 475 名である。

7 学生の要望に対応した学生支援

学生の要望に対応した学生支援として、既存のクラブハウス、グラウンド、テニスコート・アスレチック棟を定期的にメンテナンスしている。その他環境整備として熱中症予防の屋外日除け・熱中症指数計および移動式冷風機を設置。また、学内 7 箇所に AED（学外野球場を含む）を設置するなど、学生の安全面についても充実化を図っている。併せて、学生への指導体制についても充実を図り支援を行っている。年間行事として、新入部員を対象とした「フレッシュマン研修」、クラブ代表者を対象とした年間プログラムの「リーダー研修」を実施して、リーダーシップ・目的意識の向上や事故防止・健康管理について、定期的な教育・活動フォローアップを行っている。（資料 7-21、7-22）

各クラブには「顧問・副顧問制度」を導入しており、1 団体につき、2 名以上の本学教職員を配置し、一般的な指導のほかに引率や個別相談など、細やかなフォローが出来るようになっている（資料 7-23）。

また、各クラブと事務局が定期的に面談を実施し、要望や問題などを早期に把握して、改善できる体制を整えている。

活動に係る費用助成（支援）についても行っている。2019 年度は、合計 24,441 千円の課外活動援助を行った。内訳は次の通である。「課外活動団体援助金の算出基準（内規）」を基に、「部員数」「活動実績」「連盟・協会登録料」「大学・学生行事の参加度」から算出して配分を行う基本援助金は、31 団体に対して 17,886 千円（独立団体 1 団体 300 千円、体育会 23 団体 16,137 千円、文化会 7 団体 1,449 千円）の助成を行った。またクラブの共用備品等の購入希望を申請制に基づき配分する特別援助金は、14 団体に対して 6,555 千円（いずれも体育会）の助成を行った（資料 7-24、7-25）。活動に対する費用助成は今後も充実させていく予定である。

その他、本学では各団体が自主的に地域貢献（交流）イベントをボランティアとして実施

している。本学の特色のひとつ「地域に開かれた大学」として、地域とクラブが密接に連携しており、評判が高く地域から数多くの表彰や感謝状が贈られているのも特徴である。

<2019年度実施の主な地域貢献（交流）イベント>

- ・ クリーンキャンペーン（地域清掃 毎週木曜日）
- ・ 神戸研究学園都市大学交流戦（地域参加型レクリエーション 6月）
- ・ 吹奏楽団コンサート（演奏会 7、12月）
- ・ りゅうか祭（学園祭 11月） ※来場者数 8,200名
- ・ ハロウィン（児童対象 10月） ※来場者数 3,000名
- ・ クリスマスパーティ（児童対象 12月） ※来場者数 80名
- ・ 交通事故死ゼロを目指すキャンペーン（神戸西警察に協力 9月）
- ・ 術科始め式（神戸西警察に協力 1月）
- ・ 学園夏まつり（学園連合自治会 8月）
- ・ 赤十字献血活動（献血 5、11月）
- ・ 流風和奏（和太鼓コンサート 11月）
- ・ 各種ボランティア（児童、福祉、清掃等 通年）

8 大学院における学生支援

流通科学研究科における学生の修学支援の実施体制について述べる。まず、全体的な修学支援体制としては、大学院運営委員会及び研究科委員会を中心としつつ、大学事務局の各部署がそれぞれの役割を遂行していくことで、大学院全体としての修学支援の取り組みを推進していく体制を整備している。

奨学金その他の経済的支援については、「修学支援方針」に基づき、優秀な学生を対象により一層勉学に励むことができるよう「私費外国人留学生授業料減免」及び「私費外国人留学生精勤者授業料減免」等を整備している（資料5-6、7-26）。また、大学が実施する経済支援以外として、日本学生支援機構による奨学金や学習奨励費、あるいは兵庫県国際交流協会による兵庫県私費外国人留学生奨学金等、外部の奨学金制度について適切な推薦を積極的に行うなど、その取得に関する支援を行っている。この結果として、大半の大学院生（過年度生は除く）が、何らかの制度による経済的支援を受けることができる状況となっている。

また、奨学金以外の経済的支援としては、大学院生の学術研究活動を助成・奨励するための経費を補助する制度として整備している「修士課程研究助成費」（以下、「修士助成費」という）及び「博士後期課程研究助成費」（以下、「博士課程助成費」という）が挙げられる。この制度は、大学院履修要項に記載の「流通科学大学大学院生研究助成費実施要領」の規程に基づくもので、修士助成費については交流会参加に係る経費に対して、また、博士課程助成費については博士論文テーマに関する研究活動に対して助成を行っている（資料4-7）。修士助成費は一人年間10万円を限度、博士課程助成費は一人年間20万円を限度とした申請を可能としている。

なお、以上のような修学支援の実施内容等については、各種の規程に加えて、学生により分かりやすく伝えられるよう、『大学院履修要項』第5章（その他の事項）においても、教務に関する事項をはじめ、日々の学習において必要とされることが多い事項を中心にとりまとめた解説を作成し、その内容を明示している（資料4-7）。

以上のように、学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備するとともに、その適切な運用を進めている。

9 コロナ禍に対応した学生支援

学生支援におけるコロナ対応として、第3回新型コロナウイルス感染症緊急対策会議（2020年3月30日）にて、2020年度前期の学年暦の変更と、前期授業の運営に関する基本的な考え方を審議決定した（資料7-27）。この決定は、2020年4月1日にオンラインで開催した全学教員会にて教職員に周知した（資料7-28）。併せて学生に対しては、RYUKA Portal を通じて、「前期授業開始について」と題して案内した（資料7-29）。さらに、新入生とその保護者の皆様に現状と講義の受講についてのお知らせと、オンラインでの接続方法マニュアル、大学オリジナル教科書等を郵送した（資料7-30）。

2020年4月7日に内閣総理大臣から緊急事態宣言が発出されたことを受け、翌4月8日に第4回新型コロナウイルス感染症緊急対策会議を招集し、全ての授業を代替授業（遠隔授業）で実施すること、およびその方法等を決定し、教職員、学生に周知した。

2020年4月22日から開始した前期授業は、Skype for Business、Zoom、Teams による同時双方向型授業、課題学修型授業、オンデマンド型授業、左記のハイブリッド型等により、講義形態に即した形での講義展開を行なった。

通信環境により学生個々の受講状態が変化するため、教務部にて電話によるサポートと、メールによるサポート、新規に作成したマニュアルや学生 Q&A の作成により、受講環境へのサポート体制を構築した。

従来使用しているオンラインによる課題提出システムを使用し、資料の提示やレポートの回収、同時双方向型授業のための URL の配布等、従来システムを活用し、過大な投資を押さえ、先述のとおり、学生に支援金として5万円を支給し、受講環境の整備に活用してもらった（資料7-11）。

前期終了時に、全学生を対象に前期の受講状況と後期への希望等について、在学生にオンラインでのアンケートを実施した。設問は25問。回答は3861名の内816名（回収率21%）だった。同時双方向型授業が好評ではないかと仮説を立てたが、授業の聞き直しや、復習にも使用でき、時間的拘束がないということからオンデマンド型授業が好評であった（資料4-24）。

後期の授業については、第9回新型コロナウイルス感染症緊急対策会議（2020年7月29日）で、その方向性を決定し、8月3日に学長より全教職員に「2020年度後期授業の方向性」が示された（資料7-31）。対面授業を再開することに伴い、基礎疾患等で対面授業が実施できない教員に対しては、「対面授業辞退願」を、また、対面授業に参加できない学生に対しては、「通学困難届」の制度を設ける一方で、対面授業を希望する教員には、「対面授業希望届」を提出してもらい、いずれも学長が確認をして認めることとした（資料7-32）。また、学生に対しては、「通学困難届」について、RYUKA Portal を通じて案内し、後期の登学についての不安を払拭できるよう案内を行い、受付を開始した（資料7-33）。

2020年8月27日に、理事長と学長の連名で、学生および保護者に対し、後期授業については、原則対面授業を再開することが表明された。これに先立ち、第10回新型コロナウイルス感染症緊急対策会議（2020年8月26日）にて、2020年度後期授業実施の基本方針を審

議、決定し、通学困難者に対する取扱い、2020 年度後期定期試験の運営について等を決定し、翌 8 月 27 日に全教職員に周知した（資料 7-34）。学生に対しては、RYUKA Portal を通じて、後期授業の受講についての Q&A を掲出して、受講の準備を促した（資料 7-35）。

9 月 25 日より開始した後期授業に先立ち、新型コロナウイルス感染予防ハンドブックを作成し、全学生、教職員に周知するとともに、学生には授業を通じて配布を行った（資料 7-36）。

2020 年 10 月末時点で、全体の授業数の約 65%が対面で実施されており、学年暦の変更は行っていない。また、通学困難者は、2020 年 10 月末時点で 160 名であり、これには海外から入国できない留学生も含まれている。

教室は密にならないよう、窓の開放や、サーキュレーターを導入や、一定の距離を空ける等の対応を行なっている。さらにクラスターが発生した場合は、追跡ができるようすべての授業について座席指定を行なっている。感染拡大を防止するための学生向けガイドブックの作成と、教員向けの対面授業を行う上での注意事項を作成し配布を行なっている。さらに、通学困難者への授業内容の公開のためのマニュアルを動画にて作成し、教員にオンデマンド型での授業資料の作成・配布をするための環境を構築した。

また、2020 年度前期において、学内立ち入り禁止措置を受け、学生部、就職部では通常対面で行っていた対応について、電話、メールによる相談受付及び、オンラインを活用した相談窓口を開設し、対応した。また相談以外に学生部では全学生に対し Web（Google フォーム）を活用した健康調査を行い、学生の不安や今後の要望等の調査を行ったほか、オンライン課外活動プログラム、オンライン新歓祭、オンライン学園祭、留学生を対象とした学生間交流会を開催した。就職部では、メールによる書類添削指導、オンラインによる就職相談、面接練習に加え、企業の採用活動と学生本人の希望に合わせて予約制で対面での指導も継続してきた。また例年は多くの学生を集めて大教室で実施する就職ガイダンスもオンラインでの配信に置き換えて開催した。学内における企業の説明会においても感染対策として、小規模かつ教室の細分化を図り、回数を増やして実施した。自宅等で Web 環境が整わない学生の採用試験受験に対応するため、PC を設置した小部屋を準備し、Web 面接等に臨める環境を整備した。

支援金関連として、本学独自の支援金「学修環境整備のための支援金給付」の募集、給付作業を行い、政府主導の「学びの継続のための緊急給付金」についても推薦枠に対しほぼ 100%の推薦を行った（資料 7-11）。

対面に向けた生活面での支援としては、早期（5 月上旬）に相談窓口にアクリル板を設置し、飛沫感染に備えた。後期開始前には生活上の注意点をまとめた行動の指針を作成し、ポータルサイト、学内に掲出した（資料 7-37）。課外活動の再開に備え、「課外活動ガイドライン」を作成、課外活動団体に公表した（資料 7-38）。またレストランの感染予防対策として仕切り板設置、椅子の固定を行った。

後期対面授業再開後も、対面、オンライン、電話、メール、どの手段でも対応できるようにしている。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、

その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

2019年度の学生相談室利用は、のべ724件（教員4件、保護者77件、学生643件）であった。2018年度554件に対し大幅に増加している。さらに、発達障がい及びその特性を持つ学生やその保護者からの相談の全のべ数に対する割合も2019年度は、71.1%（515件）と2018年度より増えている。また、障がい学生の修学支援や進路選択のサポートのため、支援協議（コンサルテーション）も増え、教職員50回、外部機関22回であった。

1年生には入学時にUPIを実施し、その結果からメンタル面の不調の兆しがある学生には、個別に連絡を入れて呼出し、臨床心理士との面談を実施している。2019年度は、98名の対象者中83名と面談した。

2019年度新規合理的配慮申請の学生は、身体的障がい学生が1名、精神的な障がい学生が5名（入学時申請2名、後期申請3名）であった。配慮希望内容について、まず、学生と保護者から、教務部正職員、学生課正職員、臨床心理士が面談で聞き取り、その後、教務部が中心となって、各学生の所属する学部の学部長、学科主任、臨床心理士で支援内容を協議した。協議した支援内容を学生、保護者に確認してもらい、合意形成された支援を提供している。

学生相談件数（メンタル面、合理的配慮相談等）が増加していく傾向を踏まえ、2020年度より「学生支援室」を設置した。これにより、前述のように各部署での対応となっていた体制から、各学部、各部署を横断的に取りまとめて対応できる体制を整え、何らかの不安をかかえる学生ならびに特別支援を必要とする学生の入学から卒業までの支援体制を整備している。

学生の身体面や日常生活における傾向については、年2回発行の保健室通信で保護者にも周知している。2018年からレストラン内電子掲示板に管理栄養士と協力し、おすすめメニュー、小鉢の組み合わせの紹介、塩分量、熱量を掲載している。また、1週間2パターンで食に関するトピックスも掲載している。

学生支援の適切性については、年度の事業計画の中で点検・評価を行っている。上期終了後の10月頃と下期終了後の4月頃の年2回実施している。また、2020年度より学生委員会の中でも学生支援についての報告を6月と2月の年2回実施しており、学生委員からも積極的な意見を聞き、検証の場としている（資料7-39、7-40、7-41）。

進路支援委員会は月次単位で開催され、4年生の就職活動を月別で報告し、内定獲得学生数の把握とともに卒業予定者数や就職希望者数のうち、どの程度学生が内定を獲得できているのかを確認しながら、次月以降の学生支援の取り組みについて確認・協議を行い、改善に向けて取り組んでいる。また3年生の就職支援行事についても今後の実施予定や実施結果を同委員会にて報告している。同委員会で報告した内定報告者数や就職支援行事については、次月度に開催される教授会・教員会にて進路支援委員より各学部単位で全教員に向けて報告、説明を行い、各ゼミの所属学生等へ案内し点検を促している。

以上のとおり、学生支援の適切性についての点検・評価およびその結果に基づく改善・向上については、学生部が教務部、就職部などと連携しつつ、また、教職協働の委員会組織で

ある学生委員会、教務委員会および進路支援委員会における審議を通じて、実施されてきた。

流通科学研究科における学生支援の適切性の点検・評価については、大学院運営委員会および研究科委員会を中心とした体制のもと、必要な点検・評価及びそれに基づく改善を推進している。

(2) 長所・特色

本学の学生支援の取り組みの長所・特色としては次の点があげられる。

第一点目としては、本学では、学生と教職員との距離が近いことがあげられる。

教職員（特に職員）一人ひとりが各課外活動団体の顧問・副顧問を担当し、学生の相談にのりながら課外活動の支援にも力を注ぎ、学生の課外活動団体への加入も促進している。その結果、加入率は2017年度からは3年連続50%を超えており、近隣大学の中でも本学は加入率が高くなっている。また各団体の技術レベルや学生の要望に応じた技術指導者を配置した結果、全国大会出場の成果を出すクラブや、上位リーグへの昇格を果たす、あるいは狙える実力をつけてきているクラブが出てきている（資料7-42）。

第二点目としては、学生の健康管理を重視し、2014年度から学内の全面禁煙を実施していることがあげられる。マナー教育も考慮し、通学路などにも学生課職員が巡回指導するなどの取り組みを行っている。全体の喫煙率は2017年度の10.7%から2019年度は9.4%に低下した。

第三点目として、近年増加傾向にある集団の中では緊張したり、仲間づくりが苦手な学生への対応を入学から卒業までトータルで支援する仕組みに力を入れていることがあげられる。学生支援室を中心に教務部、学生部、就職部と連携を取りながら修学、生活から就職へとつなげる支援を行っている（資料7-43）。

第四点目として、本学では就職活動を終えた4年生が3年生に向けて就職アドバイスを行う就活アドバイザー制度（2017年度よりキャリアチューター制度から名称変更）を設けている点があげられる。2019年度は、43名の学生が就活アドバイザーとして、就職ガイダンス、就職父母懇談会での就活体験談報告、ゼミ訪問、就職対策宿泊セミナー等で活躍した（資料7-44）。就活アドバイザーは卒業後もOB・OGとして在学生の就職支援行事やキャリア教育等においても引き続き協力的であるケースが多く、在学生を多方面からサポートしている。本学の優位性を維持するために、このネットワークは非常に重要な人的財産であると考えられる。

第五点目として、教職員が一体となった就職支援体制があげられる。

具体的には、所属ゼミ生の就職支援をゼミ教員も担当し、就職部と情報共有を図りながら、学生の個別就職支援を行っている。その他にも、学生の面接練習における面接官を教職協同で担当している点や、キャリア教育担当教員と密に連携し、キャリア教育と就職支援を連動させる仕組みが構築されているのも本学の強みである。

第六点目として、就職支援として直接採用につながる学内企業説明会を数多く開催している。近年では地元への就職を希望する学生が増加傾向である点を踏まえ、兵庫県の優良中小企業に特化した学内企業説明会を中小企業団体・機関と共催し、地元就職を目指す学生と新卒採用に意欲的な中小企業のマッチングを行うなど、特色のある就職先の開拓を実現し

ている。

(3) 問題点

今後の課題としてあげられるのは、第一点目に、大学が取り組む、教育・指導・行事などに対する学生の関心の低下や、意識の低さに対するの対応がある。本当に情報（支援）や教育が必要だと思われる学生に直接的な呼びかけや啓発の機会を増加させる。また学生からの意見や要望の聴取を行い、学生の実態を確認しながら学生支援の改善、充実を図っていく。

第二点目に、ゼミ無所属などの学生の進路（就職）支援も充実を図っていく。低年次より「なりたい自分」を発見する取組を充実させ、学生のキャリア観の醸成を図っているが、さらに教職員一体となった進路（就職）支援の充実を図っていくべく、進路支援委員会、キャリア教育担当教員、その他各教員との連携を強める必要がある。

(4) 全体のまとめ

「ネアカ、のびのび、へこたれず」の精神をもち、「どこに出ても物怖じすることなく、誰とでもしっかり言葉を交わすことができ、逆境でもたくましく生きていける」学生の育成を目標とし定めた学生支援方針に基づき支援に取り組んでいる（資料 7-1【ウェブ】）。

また本学の特色のひとつでもある「学生と教職員との距離が近いこと」は学生の入学から卒業（就職）までの学生支援に大きく貢献している。また増加傾向にある特に支援を必要とする学生支援対応として教員、事務局各部門を包括的に対応する学生支援室を設置し支援の充実が図られている（資料 7-8）。

さらに、就職支援としての就活アドバイザー制度は、学生間での後輩支援という視点からも学生支援の特徴としてあげられるだけでなく、アドバイザー本人の人的な成長にも大きく貢献している。

以上のように、学生たちが安定した環境で学習や課外活動に専念でき、安心して学生生活をおくることができるよう、本学の学生支援方針を明示し、その実現のために種々の施策を実施することで学生支援を適切に行っていると判断できる。

今後の学生支援をめぐる課題としては、本当に情報（支援）、教育を必要とする学生へのよりきめ細やかな情報伝達、支援を充実させていく必要性があげられる。またキャリア教育とより連動した進路（就職）支援を図るため、キャリア教育担当教員や個々の教員との連携を強化していく必要がある。加えて就職希望の学生の多様化（ゼミ無所属、留学生、障がい等）に応じたよりきめ細やかなキャリア支援が必要である。

本学では、多様な入試制度による学生の受け入れと共に、留学生の受け入れも積極的に行っていることから、学生の多様性に配慮した支援策を実施してきているが、今後さらに多様化する学生の支援充実を考えた時、多様な学生への理解を深めることを前提に、さらに視野を広げた学生支援に取り組んでいく。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

建学の理念、教育の目的に照らし、その実現に必要な教育研究等の環境を整備することを目的に、「教育研究等環境整備の方針」を定めている。内容としては、教育研究環境の整備、施設・設備の維持・管理、図書館運営の3項目にわたる方針となっている。なお、この「方針」については、学内で共有するとともに大学ホームページにおいて広く社会に公表している（資料8-1【ウェブ】）。この「教育研究等環境整備に関する方針」を元に、中内学園中長期計画において、単年度事業計画・予算に基づく施設設備メンテナンスおよびシステムの安定運用およびリプレイスの整備計画を策定し、明示している（資料1-10【ウェブ】）。

さらに教育改革を強く推進した2016年度（2017年2月）～2019年度に関しては、「教育研究等環境整備に関する方針」を元に、教育改革に必要なハード面およびソフト面の詳細な整備計画「教育に関するプロジェクトロードマップ」を策定し、実行した（資料8-2）

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地および校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設および設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備および管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員および学生の情報倫理の確立に関する取り組み

1 施設・設備の整備および管理

授業に使用している講義室は70室、コンピュータ演習室は11室（CALL教室を含む）、演習室は68室である（大学基礎データ表1）。その他に、デザイン工房1室がある。講義室のうち54室には固定型プロジェクターが備え付けられており、ICTを利用する授業対応ができています。双方向授業に対応する、扇形・階段状の教室は3室ある。

アクティブ・ラーニング授業のため、クリッカーシステムを導入し、同時にキャンパス内にWi-Fi設備の拡充がなされた。また、机・椅子を授業中も自由に移動配置できる、グループワーク、双方向授業に対応する教室を4室整備している。コンピュータ演習室は総計700台のパソコンを備えている。また、少人数ゼミを行うための演習室には、設置可能な広さのあるすべての演習室（68室のうち41室）に5台ないし10台ずつパソコンを備え付け

ている。メディアセンターでは個人席 61 席に各 1 台、グループ席に 8 台、計 69 台のパソコンを備え学生の使用に供している。大学全体ではほぼ学生 4 人に対して 1 台のパソコンが備えられている計算になる。コンピュータ演習室のうち 11 室は CALL 教室として整備されており、本学の特色ある英語教育を支えている施設である。

また、学生がくつろいで談笑できる場所として本部棟の 1 階に「みかんホール」、研究棟 I の 1 階に「みかんホールⅡ」、「World Hall」、「PCDroom」を設けている。また、学生の自主的な学習を促進するため、図書館に自習室を設置し、図書館の利用時間を平日は 8:30～20:00 とし、土日祝も 9:00～18:00 の時間で開館している。

キャンパスには、運動場として、西側グラウンド、テニスコート 6 面を有し、キャンパスから数 km 離れた地に野球場を附置している。西側グラウンドのサッカー・ラグビー共用コートと野球場には人工芝を敷いており、高い安全性と快適な利用環境が確保されている。2014 年度以降に行った施設の主な新築、整備、改修は以下のとおりである。

2015 年～

- ・中教室について順次、参加型学習を実践するため、マルチ画面に対応できるようマルチプロジェクタの設置、壁面ホワイトボードの設置改修を開始。

2017 年度

- ・洋式トイレの普及状況から、学内においてもほぼすべてのトイレの洋式化を実施。
- ・学内照明の LED 化推進。

2018 年度

- ・附属国際交流施設学生寮完成

2019 年度

- ・マルチプロジェクタおよび壁面ホワイトボードを設置した教室の増室 3 室

また、近年施行したバリアフリー化工事は次の通りである。

- ・ 2016 年 保健室移設にともない、入口にスロープを設置
- ・ 2017 年 ワールドホール入口を自動扉に変更

安全管理は庶務部が担当している。防災センターを設置し、外部の業者委託による専門職員を常駐させて 24 時間体制のセキュリティ管理を行い、安全性を確保している。

2 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応・対策

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、2020 年度前期はオンラインでの授業を行い、後期より一部、対面での授業を再開した。その再開にあたり「新型コロナウイルス感染予防ハンドブック」（資料 7-33）を作成し、感染症を予防するための基本的な事項を示した。また、大学の施設利用時には、マスクの着用、座席の使用制限、アルコール消毒液での手指消毒の徹底を行い、消毒液については、学内トイレ付近の 38 箇所、およびそれ以外の 109 箇所に配置した。

3 情報倫理確立への取り組み

情報セキュリティについては、「流通科学大学コンピュータ及びネットワーク利用規程」を定め、情報システムの安定的な稼働や安全面に配慮している（資料 8-3）。

また、情報資産やネットワークの利用及び運用に関わる本学園の教職員（専任・非常勤問わず）、入学志願者、在学生、卒業生、保護者、アルバイト、委託業者、来学者など本学園情報システムを利用するすべての者が遵守すべき指針として「情報セキュリティポリシー」を定め、大学ホームページにおいて広く社会に公表している（資料8-4【ウェブ】）。

学生に対しては入学時の新入生ガイダンスにおいて情報教育を行い、教職員に対しては定期的実施しているFD研修会の中で、情報セキュリティポリシーに関する研修を実施している。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

本学図書館は、流通科学大学附属図書館規程、流通科学大学附属図書館利用規程に基づいて運営されている（資料3-4、8-5）。

所蔵数は、和書157,781冊、洋書38,232冊、合計196,013冊である。学術雑誌は329誌、電子書籍40点である（資料8-6）。

国内電子リソースとして、5大紙＋神戸新聞、日経BP記事検索、Japan Knowledge等、海外電子リソースとしては、EBSCOhost（フルテキスト約11,000タイトル）、他大学での導入事例の少ないEmeraldジャーナル（フルテキスト100タイトル）をサイトライセンス契約し、教職員、学生に提供している。一部は自宅や外出先からのアクセスも可能である。

本学は相互利用担当者を置き、各大学と文献複写・資料貸借を実施している。また、国立情報学研究所（NII）のNACSIS-ILLを通じてリアルタイムに他大学との相互利用が実施されている。リポジトリも国立情報学研究所提供のシステムを利用して設置し、本学紀要等を随時アップしている。また、私立大学阪神地区図書館協議会に属し各大学と積極的に交流を実施している他、学園都市という地の利を生かし近隣4大学1高専と提携し、教職員証や学生証でお互い自由に利用できるシステムも整備している。

図書館の座席数は、1階ラーニングコモンズが55席、カウンター席14席、ソファ席23席、キャレル席4席、2階が閲覧席194席、キャレル席2席、自習室32席を確保している。

過去4年間の開館日数は、2016年度が279日（内、土曜日36日、日曜日祝日37日）、2017年度が306日（内、土曜日37日、日曜日祝日38日）、2018年度が300日（内、土曜日34日、日曜日祝日37日）、2019年度が294日（内、土曜日31日、日曜日祝日37日）である。入館者数は、2016年度44,217人、2017年度51,045人、2018年度55,141人、2019年度63,750人と順調に伸びている（資料8-7）。

また、情報機器利用と視聴覚資料利用が主体のメディアセンターは、2017年9月に現在の場所（講義棟Ⅰの1階、2階）に移設され、パソコンブース席が1階45席、2階16席、パソコングループ席が2階に6席、ソファ席が2階に14席という座席数となった。メディアセンターの過去4年間開館日数は、2016年度が263日、2017年度が231日、2018年度256日、2019年度が230日、利用者数は、2016年度が63,073人、2017年度が60,385人、2018年度が60,437人、2019年度が60,442人である（資料8-8）。

2019年度末時点での職員構成は兼任の図書館長1名（教員）、兼任の事務長1名（職員）、専任正職員1名、準職員（パートタイマー）14名、夜間勤務を含む臨時職員14名となっている。このうち準職員6名が司書資格を有するため、専門的な知識を有する者が配置できている。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

研究に対する基本的な考えとして「流通科学大学研究倫理基準」において、研究者の研究活動上の基本的な倫理指針及び行動規範を定め、これらに係る大学の責務を明示している（資料8-9）。

教育研究費では、専任教員には基礎配分額として、大学から年間35万円が支給される。この他に、従来あった研究課題を定めて申請する特別研究費、研究成果出版助成費、海外学会発表助成費については、追加配分額として申請を認めている。追加配分額の選考にあたっては、副学長（教務担当）および3学部長をメンバーとする学部長ミーティングにおいて選考原案が作成され、学長が決定している。総額は年度予算として決まっており、その範囲内で決定される。2019年度のこれら助成費の総額は8,634,000円であった。

科学研究費の獲得状況については、2016年度で15件、2017年度で15件、2018年度で18件、2019年度で18件となっている。外部研究資金の獲得支援には、教務部の研究費担当があたっており、助成募集案内の連絡や手続きの説明等を行っている。科学研究費補助金の執行業務は、文部科学省や学術振興財団が定める関連規程に準拠して本学において作成した「科学研究費補助金（科研費）取り扱い要領」および「学術研究助成基金助成金取り扱い要領」に従い適正な手続きにより行っている（資料8-10、8-11）。受託研究については、「受託研究及び、受託研修に関する処理要項」を定め、適正な手続きによる執行業務を行っている（資料8-12）。

専任教員には個人研究室が割り当てられている。また、専任教員の研修機会として、在外研究制度、国内研究制度、サバティカル制度により、研究及び資質向上のために専念できる

期間を制度化している（資料 8-13、8-14、8-15）。毎年度募集を行い、学長は、学長会議の議を経て翌年度あるいは翌々年度の研究出張者およびサバティカル取得者を決定する。研究成果公表の支援としては、上記の研究成果出版助成費が挙げられる。

また、大学院生等をティーチング・アシスタント（TA）として雇用し、教育の補助業務にあたらせることで、学部教育におけるきめ細かい指導の実現を目指している（資料 8-16）。なお、TA として勤務できる時間は、当該大学院生等の学業等に支障をきたさないことを配慮し、原則として 1 ヶ月 50 時間を限度としている。

点検・評価項目⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ コンプライアンス教育および研究倫理教育の定期的な実施
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学は学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、「流通科学大学研究倫理基準」を定め、研究者の研究活動において遵守すべき基本的倫理指針及び行動規範を定めている（資料 8-9）。本基準において、学術研究における不正行為の防止、研究費の適正な使用、契約の遵守と守秘義務、審査の公正性、差別やハラスメントの防止、インフォームド・コンセント、個人情報保護、利益相反の適切なマネジメント、研究を指導する立場にある者の責務等が、研究者の倫理規範とされている。

文部科学省より「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」が制定され、当該ガイドラインに対応する規則として、2017 年 3 月には「流通科学大学研究活動の不正行為防止等に関する規則」を新規制定、施行した（資料 8-17）。これには次の 6 点について定義がなされており、その中で倫理教育等の実施が義務付けられているものについては、確実に実施されている。

- ①不正行為防止に係る体制
- ②研究倫理教育
- ③研究データの保存と開示
- ④不正行為の受付窓口
- ⑤不正行為の調査責任者
- ⑥調査実施の流れ

このうち、②の研究倫理教育については以下のように対応している。

教員は、一般財団法人公正研究推進協会の e ラーニングプログラムを 3 年毎に受講している。また、新任教員に対しては、本学の公的研究費の概要ならびに不正使用、不正行為の防止について説明会を実施している（資料 8-18）。2021 年 2 月には、「研究倫理コンプライアンスについて」をテーマに SD 研修会を実施した（資料 8-19）。

学部生に対しては、新入生オリエンテーション時に情報教育の一貫として研究倫理教育を実施している（資料 8-20）。大学院生に対しても入学時のオリエンテーション時に研究倫理教育を実施している（資料 8-21）。

個人研究費、個人研究旅費の学内研究費については、文部科学省より制定されている「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に対応するべく「流通科学大学個人研究費・個人研究旅費規則」により助成対象経費の項目が決められている。適正な使用について、内容と方法を周知し啓蒙するため毎年度教務部（研究費担当）より「会計ハンドブック」が全教員に配布されている（資料 8-22）。学内研究費を適正に使用することについては、教員個人の使用実績すべてについて教務部（研究費担当）を主部署とし、数部署において適正であることを確認する体制をとっている。また、外部公的研究費の支出を適正に執行しているかの検査は、それぞれの研究費助成規則に定められた方法により厳正に行われている。また、「学校法人中内学園内部監査規程」を制定しており、公的研究資金の適正な支出執行についても内部監査機能を働かせている（資料 8-23）。

研究倫理に関する問題への対応と審議は、「学校法人中内学園コンプライアンス推進に関する規則」に基づき設置されているコンプライアンス委員会において、あるいは「学校法人中内学園危機管理規則」に基づき設置されている危機管理委員会において行われる（資料 8-24、8-25）。

また、研究計画等が研究倫理基準及び一般に求められる研究倫理に則ったものであるかを審査するための機関として研究倫理審査委員会が設置されている（資料 8-26）。

点検・評価項目⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

2017年2月に示された「教育に関するプロジェクト ロードマップ」において、2020年度までの教育に関する環境整備と既存施設の有効活用を含めた方針を示している（資料 8-2）。

施設・設備の維持、防火、保安・警備などは、「諸施設管理規程」及び「防火管理規程」に基づき行われる（資料 8-27、8-28）。これらのキャンパス管理と防火の実務のうち業者委託ができる業務は専門業者との間で契約を結び業務委託をしている。これにより、キャンパス全体を 24 時間体制で集中管理できる体制を保っている。校舎内、校舎外の清掃についても業者委託を行っている。日・祝日を除き、土曜を含む週日は毎日、校舎の内外および周辺清掃がなされており、整理・整頓および衛生管理は行き届いているといえる。

安全・衛生の確保に関しては、「衛生委員会規程」を定め、安全衛生に関する法律を遵守し、教職員の健康保持増進及び労働災害の防止と快適な職場環境の形成を促進することとしている（資料 8-29）。

以上の通り、校地・校舎・施設・設備の建設に関する方針は大枠として定まっており、特に教室については参加型授業を促進するための環境づくりを継続的に行っている。担当部局で必要な整備を策定し実施することとしている。それらの維持・管理および安全・衛生の確保については規程として定められており、以上に関する方針は明確である。

教育研究等環境の整備については、その多くが「本学の重要な施設設備に関する事項」として、学長会議の重要な審議事項の一つとされる（資料 2-1）。加えて、多額の予算を伴うため理事会における意思決定が必要となることも少なくない。

これらの性質上、その方針や施策の適切性についての点検・評価は、従来、通常のマネジメント・サイクルの中で行われてきたのが実情であり、これを内部質保証のサイクルと具体的にどのようにして関連付けていくかは、今後の課題であると考えられる。

(2) 長所・特色

既存施設の有効活用を、教職員だけで考えるのではなく、学生からアイデア募集をおこなうことにより、アクティブ・ラーニングを促進させた取り組みをもって、満足度の高い環境を整えることができると考え継続している。これは環境や条件を整備するための方針が定められているからこそ実現したものと考えられる。

(3) 問題点

情報セキュリティについては、「学校法人中内学園情報セキュリティポリシー規程」が2020年度に制定され、基本方針、対策基準について教職員へのSD研修を実施し、啓発活動を行っている。ただし、教職員個々人が情報セキュリティを遵守するために具体的にどういった行動を取るかという実施手順が完成していないところが現状としての問題であるため、2021年度以降に策定し、啓発活動を行っていく予定である。

(4) 全体のまとめ

現状は、学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示している。また、教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究に必要な施設・設備を整備しており、必要に応じた措置を講じ、適切に対応していると考えられる。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会連携・社会貢献に関する方針の適切な明示

本学の建学の理念(資料1-7【ウェブ】)、教育の目的(資料1-4【ウェブ】)からも明らかのように、本学の存在あるいは本学の教育研究自体が、社会との連携、社会への貢献を前提としていると言っても過言ではない。

社会連携・社会貢献の具体的な方針として、本学は、2012年度第12回学長会議において、社会との連携・協力に関する目標と方針を決定し、同年度第13回教授会・教員会においてその方針が報告された(資料9-1、9-2)。

その後、推進組織の見直しなどもあり、社会連携活動・社会貢献活動と方針に乖離が生じていると判断し、2020年度第1回社会連携推進委員会において方針の見直しの必要性が認められ、以下の通り方針の変更案が決定された(資料9-3)。この方針の変更案は、第167回理事会(2020年5月27日)において承認され、大学のホームページに掲載することで学内外に周知をしている(資料7-1【ウェブ】、9-4)。

(目標)

本学における社会連携活動とは、産官学連携活動、地域交流・国際交流活動、に大別され、社会での実践活動を通じた本質的な「学び」を得、それを社会に還元するための研究教育の方法を指す。

その中でも、とくに学生の主体的な課題解決能力の養成に主眼を置いた本学の活動を「社会共創活動」とし、単なる「就職するための力」ではなく「就職後に必要となる力」、すなわち就職した後に継続して学び、自らのキャリアを切り開く能力の養成を目指す。

教職員と学生がともに「学び」を通じて社会への貢献を果たすことが、本学における社会連携活動の目標である。

(産官学連携方針)

学生自身が現実社会の課題を発見し、教員による指導のもと周囲の人々と協力関係を築きながら問題を解決するために必要となる能力を身につけることを目的とした「社会共創活動」を、産業界、行政機関、他の大学等と連携した実践的研究教育として遂行する。同様に、各教員がそれぞれの専門分野の知見や技能を活用してひろく社会の諸問題解決に貢献できるよう、研究教育活動の環境を整える。

(地域交流・国際交流活動方針)

学生や教職員が、地域および国際社会の人々とのふれあいや協働を通してさまざまな課題を解決する中で、地域および国際社会に埋め込まれた知を発見し、大学の知と地

域社会および国際社会の知の循環を作り出すことにより新たな価値を地域に創出することを、地域交流・国際交流活動の方針とする。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

本学の社会連携・社会貢献は、「産官学連携」と「地域交流・国際交流活動」に分けられる。

本学の産官学連携活動は、社会連携推進委員会が中心となり、「社会共創活動」を通じて推進される。「社会共創活動」とは、方針に定める通り、学生自身が現実社会の課題を発見し、教員による指導のもと周囲の人々と協力関係を築きながら問題を解決するために必要となる能力を身につけることを目的とした活動で、連携先は産業界、行政機関、他大学等を想定している（資料7-1【ウェブ】）。

また、「地域交流・国際交流活動」は、社会連携推進委員会が推進する活動の他、高等学校との連携(入試委員会)、図書館の地域住民への開放(図書館・紀要委員会)、神戸市西区等の行事への協力(学生委員会)など、各委員会が推進する事業においても多様な連携が行われている。

2009年度から本学が中心となって開催している「神戸研究学園都市大学ゼミ対抗イベント」は、社会共創活動の中心的なプログラムとして着実に発展している。2016年度第9回社会連携推進委員会において、この企画名が「神戸学生イノベーターズ・グランプリ」（略称I-1グランプリ）に改められ、神戸研究学園都市エリア以外の大学や、協定高等学校を始めとした高校生の参加も可能とした(資料9-5)。I-1グランプリの協力企業、参加校は、次の通りである。

2017年度は、株式会社伍魚福の協力を得て、『食品分野における「新市場創造型商品」を考えよう!』をテーマに開催し、3大学1高等学校（流通科学大学、兵庫県立大学、神戸芸術工科大学、神戸商業高等学校）から、94名、22チームが参加した。2018年度は、大正製薬株式会社の協力を得て、『ドリンク剤の若年層ユーザーの拡大』をテーマに開催し、2大学2高等学校（流通科学大学、兵庫県立大学、神戸商業高等学校、明石商業高等学校）から160名、33チームが参加した。2019年度は、トーラク株式会社の協力を得て、『「神戸プリン」をもっと地元の人に愛される商品にするには?』というテーマで開催し、3大学1高等学校（流通科学大学、兵庫県立大学、神戸芸術工科大学、神戸商業高等学校）から219名、44チームが参加した。2020年度は、株式会社新保哲也アトリエの協力を得て、「時代の変化に適応した、新しいスイーツ・ビジネスを考えよう!」というメインテーマで開催し、2大学2高等学校（流通科学大学、神戸芸術工科大学、明石商業高等学校、神戸商業高等学校）から170名、32チームが参加した。(資料9-6)。

本学では、I-1グランプリの他にも、産業界、行政機関、地域などから大学や学部、教

員に寄せられる様々な課題解決の要請を受け、これを社会共創活動の一環として学生の教育に活用している(資料9-7)。2017年度以降、これら社会共創活動の企画数、参加者数は次の通りである。2017年度は23企画に本学の学生がのべ569名参加した。2018年度は30企画に本学の学生がのべ921名参加した。2019年度は28企画に本学の学生がのべ769名参加した。2020年度は18企画に本学の学生がのべ370名参加した。

さらに、これらの社会共創活動が促進されるよう、「流通科学大学社会共創活動補助費」の制度を設け、2018年度より社会連携推進委員会で認められた活動について、活動に伴う費用を助成している(資料9-8)。活動補助費の実績は、2018年度が36件に対し、総額1,555千円(資料9-9)、2019年度は50件に対し、総額1,505千円(資料9-10)、2020年度は20件に対し、総額451千円の活動補助費を支給した(資料9-11)。

また、本学の教員が企業や行政機関、地域等から依頼を受けた「受託研究」の過去4年間の実績は、2017年度が19件で受託金額が総額11,786千円、2018年度が8件で受託金額が総額4,474千円、2019年度が6件で受託金額総額が4,781千円、2020年度が6件で受託金額総額が1,188千円である(大学基礎データ表8)。

「地域交流・国際交流活動」方針に定める「人々とのふれあいや協働を通して」行われる活動は、社会連携推進委員会がコーディネートし、学園全体として取り組む事業、教務委員会、図書館・紀要委員会、学生委員会、国際交流施設学生寮委員会など各委員会が独自に推進する活動、課外活動団体やゼミが中心となり地域の人々と交流する行事まで多種多様である。2017年度以降の課外活動団体等による地域貢献、地域交流の件数は、2017年度22件(資料9-12)、2018年度25企画(資料9-13)、2019年度19企画(資料9-14)、2020年度6企画(資料9-15)である。

また、附属図書館が地域住民に図書館を開放し、図書の貸出を認める「図書館メンバーズ制度」の登録者は、各年度末時点での人数が2017年度156名、2018年度140名、2019年度145名、2020年度65名(3月2日現在)となっている(資料9-16)。

2015年度から新たに導入した初年次教育「自己発見とキャリア開発A」、新入生が地域で活躍する人たちから話を聞き、その中から様々な気づきをえようという取組も行っている。地元神戸で活躍する社会人5名程度を招聘し、どのような学生時代を送り、どのような苦労を経て現在に至るか、本学の学生にどのような学生時代を過ごしてほしいか等のメッセージを頂き、1年生の学修誘因を増大させる効果が得られている。

また、2017年度に附属国際交流施設学生寮「りゅうとびあ」を設立した。世界各国からの留学生と日本人が共同生活を行うことを通じて、グローバルマインドを育む新型教育施設で、2020年5月現在、留学生72名、日本人72名がこの施設で共同生活を送ることになっていた。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、来日できない留学生が29名(新入寮生23名、在寮生6名)となる一方、日本人学生も30名程度が実家に留まる状況となった。2020年9月以降は実家に戻っていた日本人の多くが寮に戻り、留学生についても2020年10月以降少しずつ入国・入寮できるようになった。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

いるか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

社会連携・社会貢献、地域交流・国際交流に関する各種データは、毎年5月頃事務局内のデータベースに集約され、必要に応じて社会連携推進委員会や教務委員会、図書館・紀要委員会、学生委員会、国際交流施設学生寮委員会等各種企画を管轄する委員会に報告される。また、各委員長は、必要に応じてその状況を学長に報告する。社会連携・社会貢献の適切性については、2013年5月に自己点検・評価実施要項(資料2-10)を定めて以降、2015年度、2016年度、2017年度、2019年度に「社会連携自己点検・評価」を行い、教育審議会に対して報告書の提出を行った。2020年3月に新たに定めた流通科学大学内部質保証方針(資料2-2【ウェブ】)、「流通科学大学学内各組織における内部質保証体制」(資料2-4)、「流通科学大学内部質保証推進にあたっての指針」(資料2-5)の定めるところにより、今後は毎年社会連携・社会貢献に関する自己点検・評価を実施することになっている。

「社会連携自己点検・報告書」は、教育審議会に報告され、教育審議会は必要に応じて社会連携推進委員会または、各種社会連携・社会貢献、地域交流・国際交流の企画を推進する委員会に対し、改善の指導や助言を行うことになっている。

(2)長所・特色

上述の通り、本学の建学の理念、教育の目的が、本学と社会とのつながりを前提としており、本学は開学以来、社会が持つ教育力を本学の教育研究活動に取り入れてきた。特に社会共創活動の件数や全学生に占める活動参加者数は、同規模大学だけでなく、大規模大学と比較しても多いものと思われ、本学の教育研究を特徴づけていると言える。

(3)問題点

前述の通り、過去4年間で社会共創活動に参加した本学の学生数(延べ人数)は、2017年度が569名、2018年度が921名、2019年度が769名、2020年度が370名である。学部別の状況は、2017年度が569名の内、商学部生が186名(構成比33%)、経済学部生が51名(同9%)、人間社会学部生及び前身のサービス産業学部生が332名(同58%)である。2018年度は921名の内、商学部生が238名(構成比26%)、経済学部生及び前身の総合政策学部生202名(同22%)、人間社会学部生及び前身のサービス産業学部生が481名(同52%)である。2019年度は769名の内、商学部生が309名(構成比40%)、経済学部生93名(同12%)、人間社会学部生367名(同48%)となっている。2020年度は370名の内、商学部生が204名(同55%)、経済学部生42名(同11%)、人間社会学部生124名(同34%)である。以上のことから、経済学部生の参加者数が比較的少ないことが課題であり、学部の学びと連動した社会共創活動の検討が必要である。

また、教員の受託研究の件数が減少している。教育研究活動を社会に還元するための活動として、この点の強化にも積極的に取り組む必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学は、開学以来、建学の理念、大学の目的、教育の目的等に基づき、社会が持つ教育力を本学の教育研究に取り入れ、また、本学の教育研究の成果を社会に還元してきた。

本学の社会連携・社会貢献活動は、2017年度から新たな段階に入ったと言える。通常の講義科目にもアクティブ・ラーニングを全学的に導入するという学長方針が発表されたことにより、これまでの社会連携活動・社会連携企画をより進化させる必要があった。2016年度第9回社会連携推進委員会において、これまで「社会連携(企画)」あるいは「アクティブ・ラーニング(企画)」と呼んでいた教育プログラムを「社会共創(企画)」という名称に統一することとした。同時に、本学が中心となって推進してきた「神戸学園都市大学ゼミ対抗イベント」を「神戸学生イノベーターズ・グランプリ」(略称I-1グランプリ)に改称し、学園都市エリア以外の大学や高等学校にも門戸を開いた。また、社会連携に参加する学生の裾野を広げることに加え、商品開発などの社会連携活動に興味がある学生により専門的な学びの場を提供する主旨で、学年や学部に関係なく参加できるサークル活動(流科イノベーションチーム、通称RIT)を創設し、社会連携推進委員長が指導者となった。

さらに、本学において新たな内部質保証推進体制が構築されたことを機に、2020年度から新たな社会連携に関する方針が策定され、今後はこの方針に照らして、社会連携・社会貢献に関する自己点検・評価とそれに基づく改善・向上が図られることになる。

以上のことから、本学は理念や目的等を踏まえた社会連携・社会貢献に関する方針を明示し、その方針に基づいて学外組織と適切に連携した活動を推進し、その活動の成果を学内外に発信していると判断できる。またその適切性については、参加者数や参加者の声など、客観的なデータに基づき点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を進めている。このことにより、社会的成果も出ており、本学は大学基準に照らし、社会連携・社会貢献活動を適切に実施していると判断できる。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学の建学の理念及び教育の目標を達成するため、次のとおり管理運営方針を定め、ホームページ上に公開している（資料10-1【ウェブ】）。

- ・本学の建学の理念及び教育の目標の達成に向け、教育基本法、学校教育法をはじめとする関係法令及び学則その他の学内関係規程に基づき、教学ガバナンス体制の維持・向上を図る。
- ・本学の設置者である学校法人中内学園（以下「学園」という。）との連携のもと、本学の持続的な発展に向けた中長期の事業計画を策定・公表し、実施する。
- ・中長期の事業計画に基づき学園が策定した予算を、本学の建学の理念及び教育の目標を達成するため、適切に執行する。

現在運用中の中内学園中長期計画（第四次）（資料1-10【ウェブ】）については、その方向性を第121回評議員会（2019年11月1日）にて意見を徴し、第163回理事会（2019年11月1日）にて審議・決定し、2019年11月6日の全学教員会において、その骨子を教職員に説明した（資料10-2、10-3、10-4）。

中内学園中長期計画（第四次）では、内部質保証体制を見直し、再構築を図るという方針のもと、“奨学金に頼らない盤石な学生募集力とオンリーワン・ナンバーワンの教育力構築”を目標に掲げ、教学、人事、施設、財務の重点項目を実施し、大目標を達成することに寄与する内部質保証システムを再構築するとともに、内部質保証の推進に責任を負う組織を整備し、本学全体として整合性のとれた内部質保証体制を構築することを目指している（資料1-10【ウェブ】）。

第四次計画の「教学」面の柱の一つ、教育改革の重点項目の1点目として、教育内容の質的向上を挙げ、「知識教授型」授業から「考える学習型」授業への転換、成績評価をはじめとする、教育改革・授業改革に対応した教育評価のあり方の検討、これらを含めた「単位の実質化」の推進、「気づきの教育」「クラブ・サークル活動」等を通したルール・マナーの修得、4年間のキャリア教育・キャリアサポートの更なる推進を目指している。2点目として、夢の種プロジェクトの進化を挙げ、「夢の種」発見から実現へ向けた体系的教育プログラム・教材の開発、社会人としての最低限のマナーを明文化し学内での習慣化を通じて定着を図り、気づきの教育の中で、既に「気づいている」学生（目標・目的が明確な学生）用のカリキュラム構築、起業・事業承継コースの設置を目指している。

3点目として、退学・除籍者数減を挙げ、日本人学生と留学生を分けて対策を講じることとし、きめ細かなデータの集積と分析を行いカウンセリング機能の充実を図るとともに、個々の事情に応じた聞き取りによる要因分析や対策を行う学生支援室を設置するとともに入試種別、奨学金取得状況など学生の属性に応じた入口から出口までの一貫した対策の構築を目指している。4点目として、修士課程ならびに博士後期課程における定員充足率の向上を挙げ、学内進学率向上のためのプロモーションの強化や流通・マーケティング分野の専攻があり、かつ修士課程のみで博士後期課程が設置されていない他大学の大学院に対するプロモーションの強化を目指している。

もう一方の柱である大学戦略の重点項目の1点目として、全学的なマーケティングの浸透を挙げ、「マーケティング・マインド」を持つ組織の要件として、学生との関係性を重視し、学生との「共創」によって価値を生み出すことを目指している。2点目として、高大連携の深化を挙げ、大学講義の受講を単位化することや入試の出願資格とすること、高等学校教諭一種免許状（商業）の広報強化および教員免許「更新講習」の実施を目指している。

上記のように、法人・大学全体に関わる中長期計画および大学運営に関する方針・施策は明示されており、学内構成員に十分に周知されている。

中内学園中長期計画の実現にあたっては、まず単年度ごとの事業計画に落とし込み、計画目標、実行内容および予算を各部局にて作成し、法人および大学執行部に諮り、その後、評議員会の意見を予め聴いた上で、理事会で審議している。

理事会で単年度の事業計画・予算が承認され、年度が始まった後は、毎月、各部局にて計画目標に対する執行状況を月単位で法人へ報告することに加え、10月には中間報告を行なうことで、年度末の目標達成に向けての軌道修正を行なっている。また、予算については四半期ごとに予算消化状況を取りまとめ、単年度ごとの事業計画の進捗状況と併せて把握している。年度が終了した段階で、中長期計画の進捗状況を単年度の事業報告書にまとめ、理事会で審議している。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定およびそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

1 大学運営のための組織の整備

大学の運営に関わる主な会議体としては、理事会、常任理事会、評議員会、学長会議、教員選考会議、教育審議会、教授会、教員会、研究科委員会及び全学教員会がある（資料1-2、2-1、2-3、4-37、6-3、6-7、10-5、10-6）。その中で、大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中長期計画および中長期計画を実現するために必要な大学運営に関する方針・施策については、事前に評議員会にて意見を徴し、その意見を反映した上で理事会にて決定する（資料1-10【ウェブ】）。

大学運営に関する方針・施策の実現にあたっては、学長の責任ある職務の執行が可能な体制を構築している。学長の権限に関しては、学校教育法第92条第3項の規定に則し、学校法人中内学園組織規則第8条第1項において、「学長は、本学を代表し、本学の校務をつかさどり、所属教職員を統督する」と明示している（資料10-7）。また、流通科学大学学則第34条第1項において、「本学の運営に関する事項について審議するため、学長会議を置く」、流通科学大学学長会議規則第4条第1項において、「本会議に議長を置き、学長をもって充てる」ことがそれぞれ定められている（資料1-3、2-1）。同規則第3条において、学長会議は、「学長、副学長、学部長、大学院研究科長、附属図書館長、附属高等教育推進センター長、附属国際交流施設学生寮長、大学事務局長、その他学長の指名した教員」で構成すると規定されており、学内構成員の意見を参考に会議を運営している。教員選考会議及び教育審議会については、それぞれ第6章及び第2章において、すでに述べたとおりである。

教授会は流通科学大学学則第35条第1項において、「本学に、本学の教育研究に関する事項について審議するため、教授会を置く」と規定され、同条第2項に基づき流通科学大学教授会規則が定められている（資料1-3、6-7）。教授会規則第2条は、学長が決定を行うにあたり意見を述べるべき事項として、(1)学生の入学及び卒業、(2)学位の授与、及び(3)教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要として学長が定めるもの、を掲げている。このうち(3)に該当する事項については、学長告示「流通科学大学教授会規則第2条第1項第3号の規定により教授会の意見を聴くことが必要な事項を定める件」において明らかにされている（資料6-8）。

教学に関する重要な審議事項については、学長会議にて方向性を審議した後、各学部の教授会で審議することとしている。この場合、教授会から学長会議の方針とは異なる意見が述べられたときは、再度学長会議において審議した上で、学長が決することとしている。また、教学に関する全学的な問題については、副学長を委員長とし、学部長および学科主任が主たる構成員である教務委員会において審議・立案を行っている（資料2-7）。これらの立案に基づき必要とされる議案を各学部の教授会で審議する仕組みとなっている。

大学院においては、流通科学大学大学院学則第23条において、「本大学院研究科に、大学院の教育研究に関する事項について審議するため、研究科委員会を置く。」また、流通科学大学大学院研究科委員会規則第2条では（審議事項）について、同規則第4条では（運営）について、それぞれ規定されている（資料1-6、4-37）。

教学組織については、流通科学大学学則第34条第2項に基づき学長会議規則が定めら

れ、同第35条第2項に基づき教授会規則が定められている（資料1-3）。法人組織については、学校法人中内学園寄附行為第8条第1項において理事会の要員を規定し、同第16条においてその役割を定めており、教学組織と法人組織それぞれの権限と責任を明確化している（資料1-2）。

大学運営に関する学内諸規程の整備については、関連法令に基づき整備を行い、適切に運用を行っている。

第一に、学長と役職者の選任方法と権限の明示という点である。本学の学長は学長の選任に関する規則に基づき学長候補者を選出し、事前に評議員会の意見を聴き、理事会において学長の選任を行う（資料10-8）。また、学部長等の役職者の選任も学部長の選任に関する規則や研究科長の選任に関する規則に基づき行っている（資料10-9、10-10）

学長、学部長、研究科長の職務については、中内学園組織規則において、「学長は、本学を代表し、本学の校務をつかさどり、所属教職員を統督する。（第8条2）」「学部長は、学長の命を受け、学部に関する校務をつかさどる。（第10条2）」「研究科長は、学長の命を受け、研究科の校務をつかさどる。（第12条2）」と規定されている（資料10-7）。学則第34条において、本学に、本学の運営に関する事項について審議するため、学長会議を置くことが定められており、学長会議規則第4条で、本会議に議長を置き、学長をもって充てる。」と定められている（資料1-3、2-1）。これにより学長の権限は明確になっている。学部長と研究科長についても、それぞれ教授会規則および研究科委員会規則により、学部教授会の議長は学部長がなり、研究科委員会の議長は研究科長がなることが定められている（資料4-37、10-7）。これらにより、学長、学部長、研究科長の権限は明確になっている。

第二に、学長による意思決定や執行等の整備、学長との関係を含む教授会の役割の明確化という点に関しては、学則等の諸規程で明らかにしている。また、学長がつかさどる教育研究に関する事項、教授会が学長に意見を述べることができる事項について、「学長告示」として教職員に公開している（資料10-11）。

第三に、大学と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化については、大学は、理事会が決定した学園方針に従って学長のリーダーシップの下、運営されている。学校法人中内学園寄附行為第8条にて、理事会には、学長が1号理事として選出（役職指定）されており、学長が学部および研究科の意見を法人の意思決定に反映させている（資料1-2）。

第四に、学生や教職員からの意見への対応については、学生に対しては意見箱（メール可）や意見交換会を通じて要求に応じており、教職員に対しては各学部および全学の教授会・教員会ならびに教職員で構成されている委員会にて意見集約し、方針の具体化や運営を行っている。

2 危機管理対策

危機管理対策は、学校法人中内学園危機管理規則に定める総務人事室が事務を担当する危機管理委員会によって、策定されている（資料8-25）。

その中で、学生や教職員が犯罪や事件・事故等に関係した場合や感染症や地震・火災、システム障害等大学全般に関わる危機管理マニュアルを作成している（資料2-22）。

また、2020年2月19日、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症の感染拡大を受け、学長のもとに危機管理対策本部に相当する「新型コロナウイルス感染症緊急対策会議」（第15

回以降、「新型コロナウイルス感染症対策会議」と改称)を設置し、2021年3月に至るまで18回の会議を開催している。また、そこでの決定に基づき、学生、保護者、教職員等に向けて、新型コロナウイルス感染症の感染状況とそれに対する本学の対応などに関する情報を随時ホームページ等で公表している。

点検・評価項目③：予算編成および予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性および透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

本学の予算編成は、学校法人中内学園寄附行為第18条第1項、第24条第1項及び第36条(資料1-2)、学校法人中内学園予算規則(資料10-12)に基づき実施されるが、その内容は中内学園中長期計画(2020～2024年度)(資料1-10【ウェブ】)に基づいた各年度の事業計画作成と密接に連動している。特に経費予算の新規案件に関しては、事業計画に明示されていないものは原則認めないこととしている。予算編成事務は経営企画室と財務経理室が連携して執り行っている。2019年度予算作成時には、2019年11月に財務経理室から各部署に予算編成を依頼、提出された予算について経営企画室と財務経理室が共同で各部署にヒアリングを実施の上精査、取りまとめたものを理事長が編成し、評議員会、理事会にて審議、承認の手順をとった(資料10-13)。

予算執行については、稟議決裁基準に則った事前申請手続きの上、決裁者が承認したものを執行する手続きとなっている(資料10-14)。予算消化状況は財務経理室が作成する月次計算書類で学園全体の動向を把握し、各部署の求めに応じて部署別予算消化状況が把握できる目的別予算管理表を提供している(資料10-15、10-16)。

予算執行の内容に関する監査は、監事と監査室が連携して実施している。特に監査室は、一般稟議について全て目を通し、改善が必要と思われる事項について事務局長に報告書を提出している(資料10-17)。

予算執行に伴う効果を分析し検証するため、経営企画室(2021年3月16日以降は理事長室)では事業計画の進捗状況を月単位で各部署に確認の上、事務局の部次長以上に報告している(資料10-18)。また、年度単位での予算執行に伴う効果が明記されている事業報告書の内容について、理事会及び評議員会にて審議の上、必要があれば議論をしている。

点検・評価項目④：法人および大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

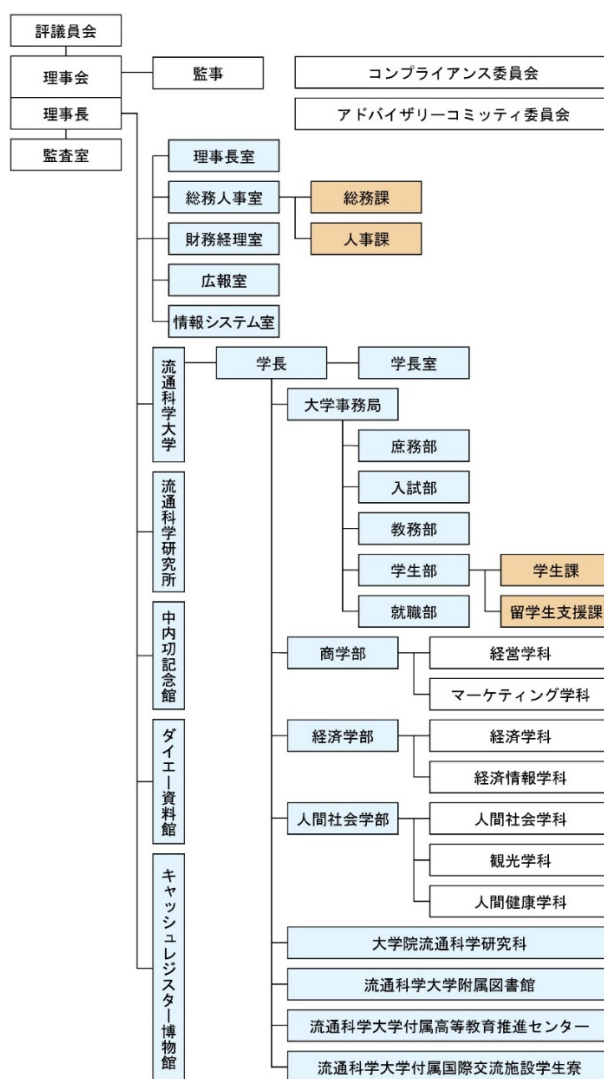
- ・職員の採用および昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係(教職協働)
- ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

本学園の法人および大学の各事務局では、事業計画を確実に実施していくため、各部署が役割分担の下に施策を推進している。新型コロナウイルス感染症をはじめ予測不可能な事項が増える中、より一層事業が円滑に進められるよう組織の機能性と実効性を高める観点から、法人、大学とも意思決定・実行のスピードアップが重要と考え、組織の階層及び承認のプロセスを減らす事務局組織となっている。

法人においては、これまであった部局としての法人事務局を解消し、理事長の下に、「理事長室」「総務人事室」「財務経理室」「広報室」「情報システム室」を置き、「理事長室」は法人の事務全般に関し総括し、及び連絡調整を行うものとしている。「総務人事室」は、「総務課」及び「人事課」の2課体制としている。

大学事務局においては、業務分担を明確にするため、「庶務部」「入試部」「教務部」「学生部」「就職部」の5部体制とし、「学生部」の下に「学生課」及び「留学生支援課」の2課体制としている。さらに、学長室は、学長を補佐し、本学の教育研究等の推進に係る施策の企画、立案等を行っている。本学園全体の事務組織は、以下の通りである。

学校法人中内学園 組織図 (2021年3月16日より)



1 職員の採用・昇格

事務局においては、帰属意識の高い職員の集団とするためにも、新卒者採用を定例化し毎年数名の採用を行っている。また社会人経験を有する即戦力起用のため年齢構成を考慮に入れながら中途採用を必要に応じて実施している。

目標管理制度における業績評価ならびに行動評価による職務グレード昇格制度を取り入れており能力、実績に応じた評価を実施、年功序列的な要素を排除している。

人事制度においては5年から10年スパンで見直し更新していく必要があると考えられ、中長期計画において、「職員のキャリアディベロプメント構築・実施」「管理職への登用基準設定、職責の昇格基準見直し・実施」について計画されており、2021年度中に人事制度全般についての見直しを行い、2022年度4月から運用開始予定である。その中で、職員の採用に関する諸規程についても整備を考えている（資料10-19、10-20）。

2 業務の多様化・専門化への対応

情報システム分野の多様化、留学生の多国籍化、支援を必要とする学生の増加、就職支援など専門能力を必要とする分野において、それぞれシステム専門職職員の採用、語学能力を有する職員の採用、カウンセラーの配置等、正職員、契約職員を必要に応じて配置している。

3 教職協働体制

大学の運営に関しては、教員を主体とした各種委員会により計画実施されるが、各種委員会の構成員として事務局の各部署長を指名しており各種委員会の運営を司るなどの体制が取られている（資料10-21）。

また高校との連携、企業や行政機関との連携においても主体となる教員のサポートとして各部署の事務職員が連携をとり推進していく体制が取られている。具体的な事例は、ホームページに記載している（資料10-22【ウェブ】）。

4 職員の業務評価と処遇改善

大学の内外の環境の変化に応じて、人材活用と異動・配置を行えるよう、柔軟性のある人事制度となっており、職責ランク（役職位）にこだわらず個人の業績と能力に応じて給与の決定を行うことにしている。

管理職は、前期3月に、1年間の目標を設定し、3月末までに上司との確認を行う。次に、3ヶ月に1度程度の頻度で、上司と進捗チェックを行う。翌年の3月下旬に自己評価を行い、上司は本人との面接において評価について確認し、その後、総合評価及び評語案を決める。理事長及び理事長が必要と認めた者で構成されるメンバーは、上司評価を参考に評語を決定する。評語は、「S」「A」「B」「C」「D」の5段階とする。

担当者は、業務評価と行動評価の2本立てとしている。業務評価では、3月及び9月に、本人が評価期間（半年）の目標を設定し、上期は3月末までに、下期は9月末までに上司との確認を行う。一次上司は、本人と7月上旬及び1月上旬に進捗チェックを行う。上期終了時の9月下旬及び下期終了時の3月下旬に、自己評価を行う。一次上司は、本人との面接において評価について確認し、その後、総合評価及び評語案を決める。二次上司は、一次上

司の評価を参考にしたうえで、総合評価及び評語案を決める。

理事長及び理事長が必要と認めた者で構成されるメンバーは、上司評価を参考に評語を決定する。評語は、「S」「A」「B」「C」「D」の5段階とする。

行動評価では、3月下旬に自己評価を行い、その後一次上司は項目ごとの評価、総合評価及び評語案を決める。二次上司は、一次上司の評価を参考にしたうえで、総合評価及び評語案を決める。理事長及び理事長が必要と認めた者で構成されるメンバーは、上司評価を参考に評語を決定する。評語は、「S」「A」「B」「C」「D」の5段階とする。

次に、昇格及び降格については、以下のとおりとしている。各グレードからの昇格及び降格については、2期連続の評価、面接等により理事長が決定する（資料10-19）。

管理職群においては、年俸制を導入しており前年度の行動、業績、部下指導能力等を総合的に評価し次年度の年俸に反映するシステムとしている。

処遇改善という観点では、教員・職員間の給与格差が顕著であり、職員の処遇の全体的な改善（ベースアップ）を検討していく必要があると思われる。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲および資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント(SD)の組織的な実施

本学は2019年度まで、FDとSDについて明確な区分をせず、FD・SD研修として実施してきたが、2019年度第12回学長会議にて、「FDとSDの今後の運用について」審議・承認され、大学設置基準に定められた内容に基づき、実施していくことが確認された（資料10-23）。2020年度第9回学長会議にて、「SD実施に関する基本方針について」審議・承認され、SDの目的、対象、内容について確認された（資料10-24）。対象については、「事務職員（正職員）のほか、専任教員を含めた教職員とする。但し、内容によっては、正職員以外の事務職員、専任教員以外の教員も受講する場合がある。また、必ずしも全ての対象教職員が一堂に会するSDのみではなく、管理職、特定の部署や新任教職員のみ等、一部の教職員に対しての実施及び、学外のSDプログラムへの派遣という形で実施する場合がある」としていることから、学内及び学外の研修も含め、「SD（スタッフ・ディベロップメント）の体系」についてまとめ、ホームページ上でも公開している（資料10-25）。

なお、基本方針の策定と研修の実施日について前後するものもあるが、2020年度の主なSDの実績としては、①SD（選択型研修）内容「大学基礎研修」2020年11月10日実施対象正職員参加者数28名②SD（選択型研修）内容「流通科学大学には何が足りないのか」2020年12月15日実施対象正職員参加者数26名③SD（全体SD）内容「情報セキュリティポリシーについて」2021年1月27日実施対象専任教員及び正職員参加者数135名（専任教員88名、正職員47名）④SD（全体SD）内容「研究倫理コンプライアンスについて」2021年2月17日実施対象専任教員及び正職員参加者数93名（専任教員86名、正職員7名）⑤SD（選択型研修）内容「学校法人会計について」2021年2月25日実施対象正職員参加者数27名⑥SD（階層別研修）内容「評価者研修」2021年3月13日実施対象正職員参加者数14名となっている（資料10-26）。

引き続き、基本方針、体系に基づき、各教職員がキャリアデベロップメントを個々に描

ける内容としていく方針である。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学においては学校法人中内学園監事監査規則に基づき、業務監査・会計監査を円滑に行うため「監査計画」を作成し、毎年度実施している。監事は、理事会及び評議員会に対し、次の各号を踏まえ監査報告書を提出している。（資料10-27、10-28）。

- (1) 監査結果の概要
- (2) 是正又は改善を要する事項
- (3) その他必要と認める事項

内部監査室は、学校法人中内学園内部監査規程及び学校法人中内学園監査室規程に基づき、業務監査・財産監査を円滑に行うため被監査部署、監査事項、監査日程、その他必要な事項を記載した「監査計画書」を作成し、理事長の承認を得て実施している。監査終了後は、監査担当者は監査報告書を作成し、指摘事項及び改善案がある場合にはこれを付記し、理事長に報告するものとしている。理事長は、監査報告書により改善等が必要と判断したときは、被監査部署に改善等を指示する。

大学運営の適切性についての定期的な点検・評価に関する取り組みについては、以下3点が挙げられる。

(1) 監事による業務・財産の監査

学校法人中内学園寄附行為第7条第1項第2号において監事がおかれており、同9条第1項において監事は、「この法人の理事、職員又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」と規定されている（資料1-2）。その監事の職務は、同9条第2項第1号から第6号において規定している。主な内容は、業務・財産の監査、その監査報告書を作成し会計年度終了後2ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出することとなっており、毎年、5月に開催される理事会、評議員会において当該年度の監査報告書が提出される（資料10-28）。また、開催される全ての理事会に出席し、審議される内容について確認を得ている。

2020年3月には、学校法人中内学園監事監査規則（資料10-27）、学校法人中内学園内部監査規程（資料8-23）に規定されているとおり、適切な大学運営が遂行されているかを公正かつ客観的な立場で検討および評価することを目的とし、監事3名と法人及び大学の職員6名との意見交換・ヒアリングを実施し、中内学園中長期計画（第四次）や教学の課題等について確認し、今後の改善・向上に結びつけるための議論を深めた（資料10-28）。

(2) 監査室による内部監査の実施

学校法人中内学園組織規則第4条の2において「理事長の下に、監査室を置く。」、また、同規則第4条の2第2項において、「学園及び本学の業務運営の効率化と財務処理の適正化を図るため内部監査を実施するとともに、監事監査の事務を補助する」と規定されている（資料10-7）。

毎年、監査室において、監査対象業務を選定し学校法人中内学園内部監査規程に則り内部監査を実施している（資料8-23）。2019年度は、1）科研費の執行状況等、2）監査法人からの監査実施報告メモ、3）情報公開の3点を、2020年度は、1）科研費の執行状況等、2）監査法人からの監査実施報告メモ、3）事業の取り組み状況等の3点を、内部監査の対象業務とし、内部監査報告書としてまとめ、理事長に報告している（資料10-29）。

(3) 監査法人による監査

私立学校振興助成法第14条第3項に基づき監査法人による監査を行っている。監査実施項目としては、「内部統制の検証」「実査・確認」「期末監査（計算書類項目の実証的検証等）」からなっており、その詳細は、①学生生徒納付金収入、手数料収入、寄付金収入、補助金収入、資産運用収入、事業収入及びその他の収入、人件費支出、教育研究経費支出、管理経費支出、施設関係支出、設備関係支出、資産運用支出及びその他の支出、現金預金、固定資産の管理、コンピュータ全般的内部統制。②預金、未収入金、退職給与引当特定預金、償却引当特定預金、第3号基本金引当資産、第2号基本金引当資産、外部保管有価証券、未払金③現金、預金証書、手持ち有価証券、手持ち出資証券、その他現金等価物④資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表となっている（資料10-30）。また、監査に関する報告が監査法人から、理事長、監事、監査室長、大学事務局長に対して行われる。

なお、監査結果概要書および2019年度内部監査報告書を作成するにあたり、監事・監査室・監査法人の三者が意見交換を行ない、より適切な大学運営ができるよう、連携している（資料10-29、10-31）。

(2) 長所・特色

中長期計画は、全学教員会等を通じて、全教職員に周知徹底されている。

中長期計画を策定することにより、本学園が置かれている現状を把握でき、取り組むべき課題が明確となり、教職員の意識向上につなげることが可能となる。中長期計画（第四次）に挙げている各項目、「教学」「人事」「施設」「財務」「広報」「将来構想」それぞれのロードマップを作成し、どのタイミングで計画を具現化していくかを示している（資料10-32）。また、「教学」「財務」を中心に5年間の定量的目標を設定し、教職員に明示することにより、「目標達成のために何をすべきか」という行動の抽出・整理につなげることができている。さらに、中長期計画策定メンバーとして、「教学」における計画実行段階での協力を得るために学長・副学長が、予算の裏付けをとるため財務経理室長が、それぞれ参加し、実現性を高めている

また、教員と職員が双方の職責を踏まえ、協働して大学運営に取り組んでいる。本学で

は、大学部門等（教務、入試、学生、就職）には、教員部長ではなく職員事務部長を配置し、重要な意思決定の役割を担っている。また、各種委員会においても、教員だけでなく部長クラス職員も委員として参画している。

さらに、学生の意見を汲み上げるための意見箱は、メール等でも受付をしており、受付した週の翌週には本人へ返答し、学生の要望に対して迅速に対応している。

（３）問題点

職員が大学運営において主体的な役割を担い得る環境整備として、昇格にあたっての諸規程がないため整備する必要がある。また、学校法人中内学園危機管理規則および危機管理委員会は、設置から９年を迎えるが、これまで大きな自然災害や事故・事件がなく必要に迫られていないこともあり、更新されていなかったが、今後は、新型コロナウイルス感染症対策など大学を取り巻くリスク全体への対応を検討する必要がある。

さらに、予算執行状況について、今後は中長期計画で作成する予定の財務比率と併せて効果を検証する必要がある。

（４）全体のまとめ

人事面についていえば、教員と職員の距離が近く総体的に教職協働の体制は取られてきていると考えられる。

職員の処遇においては、早くから目標管理制度や業績評価制度を導入し処遇に反映するなどしてきた点は長所として認められる。しかし2005年以降長年の間、当初の制度の見直しが行われていない点は、近年の働き方改革に適應しているか、職員と法人側との温度差がある制度になっていないかなど改善の余地があると考えられる。

適切な職員の配置や処遇に向けては、計画的な採用、計画的人事異動、適材適所となる配置、能力主義を基本としつつ、誰もが有る程度将来の処遇や所得を見通すことができ、安心して働くことができる評価制度など、総合的に検討し実施していく必要がある。

事務局組織として教学面などには深く関わりを持ち業務を処理できていると思われる反面、各担当職務における判断、処理能力においては経験値の点で低下があるのではないかと危惧される。また実務ベースでの評価はともかく、学校法人や大学運営における基礎知識の保有に関しては、今後全体として再教育していく必要があるように考えられる。

また、予算編成及び予算執行に関して今後は、中長期計画の財務比率目標と比較して達成状況及び費用対効果を確認する必要がある。

さらに、大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、職員に対するSD活動を組織的に継続的に実施していく必要がある。

第2節 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本学は中内学園中長期計画に従って教育研究活動を推し進めているが、その活動を支える財務体制の磐石化も併せて目指しているところである。2019年度まで、機関決定された財政計画が存在しなかったが、2019年11月1日に実施した第163回理事会にて承認され、2020年度から発効した中内学園中長期計画（第四次）において、中長期財務計画が策定された。この財務計画において、財務に関する指標の設定も併せてなされた。（資料10-33）

現在の中期財務計画が目指すところは、単年度キャッシュフローのプラスと、計画最終年度である2024年度における経常収支の均衡である。2019年度決算における経常収支差額比率は△3.3%であり、2015年度の学校法人会計基準改正以来、マイナスが続いている。これは教育に対する積極投資、学生寮の建設等によるものだが、収入と支出の均衡は当然求められるものであり、今回の計画では大目標に「単年度キャッシュフロー、プラスの継続」を掲げ、実施項目に「経費コントロール」、「新たな収入源確保」、「大目標を達成するための各種財務比率目標の達成」を掲げている。

この財務計画には、目標を達成するための財務に関する指標が設定されている。設定した指標は、人件費比率、教育研究経費比率、管理経費比率、経常収支差額比率の4つで、計画最終年度の比率目標は、人件費比率50.0%、教育研究経費比率40.0%、管理経費比率10.0%、経常収支差額比率0%である（資料10-33）。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

現時点での本学の財務基盤は教育研究の遂行に必要なかつ十分であるといえる。2019年度の純資産構成比率は93.1%であり、全国平均を大きく上回っている。また、繰越収支差額構成比率はマイナス7.1%であり、こちらも全国平均を上回る（資料10-34）。（以下全国平均は全てこの資料参考、本学数値及び比率は基礎データによる）

事業活動収入は、2015年度以降学生数の回復に伴い増加している。収入の増加に伴い経費比率も改善しており、2019年度の人件費比率は47.9%と全国平均を大きく下回ってい

る。管理経費比率は 10.5%であり、全国平均を上回っているが、昨年度と同率で、2015～2017 年度の比率を下回っている。ただ、教育研究経費比率は 47.9%で、前年度より 0.8 ポイント下がっているものの、全国平均を大きく上回っており、教育活動収支及び経常収支がマイナスとなる要因となっている。

教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るため、2020 年 4 月に発効した中期財務計画にて経費比率の目標を設定し、更なる経費コントロールを実施する。

本学の 2019 年度学生生徒等納付金比率は 86.4%で全国平均よりかなり高い。従って他の収入に関する比率は必然的に全国平均より低い。私立大学経常費等補助金収入は、2019 年度 3 億 1 千 1 百万円超と前年度より増加したが、経常補助金比率は 7.0%で全国平均より低い。科学研究費補助金は減少傾向で推移している。寄付金比率は 2019 年度で 2.1%と全国平均と同率である。受託事業収入は年間約 300 万円から約 600 万円の間で推移している。資産運用は低金利の影響を受けており、受取利息は 5 年前より減少している。

(2) 長所・特色

本学は金融機関からの借り入れを実施せず自己資金のみで運営しているため、総負債比率は低く、純資産構成比率が高くなっている。借入金等利息支出が発生しないため資金を外部流出させることなく教育研究事業に投資することができる。

人件費比率が全国平均より低く、効率的な大学運営を実施している。

2020 年度に発効した中期財務計画に基づき、経費コントロールを図っている。

(3) 問題点

教育研究経費比率が全国平均より 15 ポイント以上高く、その影響もあり収支がマイナスである。教育研究経費比率が高いこと自体は本学の教育力構築に向けた投資の結果であるが、今後は収支バランスにより意識した予算編成が必要である。

学生生徒等納付金比率が全国平均より 10 ポイント以上高く、経営における学納金への依存度が高い。外部資金の獲得環境は厳しさを増しているが、寄付金の獲得等に一層努力する必要がある。

(4) 全体のまとめ

中長期計画及び中期財務計画に則った活動を通じて経常収支の均衡をはかり、教育研究活動を遂行する財務基盤の盤石化を図る。

終章

内部質保証という言葉が大学教育について使われるようになってから久しい。ただ、その意味するところや目的とするところが日常の大学運営に活かされ、それが学生を含む本学関係者にどこまで理解され、浸透されてきたかという点、未だ心許ないところがある。

前回の大学基準協会の認証評価を受審して以降も、本学内では内部質保証体制の構築を巡って様々な試行錯誤が繰り返されてきた。あるときは第三者評価の重要性あるいは本学の独自性などがことさらに強調され、またあるときは、外観上の「実績」を残すことに本来以上の重点が置かれたこともある。

そんなある種の混迷を乗り越えて、本学の内部質保証体制の構築に向けて学内をまとめることができたのは、7年に1度という認証評価のもつ重みであったと、この点検・評価をまとめて改めて感じている。これを一過性のものとしないうちにも、今後とも、粘り強く本学における内部質保証文化の定着を図っていきたい。

これを実現する上で、当面の課題と考えられるのは、次の2点である。

第一に、内部質保証体制を実質的に機能させるために、2020年度に制定した本学の内部質保証に関する規定・指針に基づき、それらの内容をさらに具体化した内部質保証計画（仮称）を立案し、これに基づき内部質保証活動を進めることである。

例えば、学部・研究科において、従来のカリキュラム自己点検・評価に加えて、具体的に、どのタイミングで誰が何を実施すべきかを明らかにしなくては、学部・研究科における内部質保証のPDCAサイクルは回らない。

また、従来からあるマネジメント・サイクルと内部質保証のサイクルとの関係を、具体的に明らかにしていくことも必要である。例えば、事業計画の立案や進捗状況の管理のプロセスと内部質保証のプロセスとをどのように効果的に関連付けるのかも、具体的な計画のもとに進めなくては、いたずらに屋上屋を重ねることになりかねない。

そして、まさにこのような計画を立案することこそが、「本学における全学的な内部質保証の推進に責任を負う組織」としての教育審議会にとっての重要な役割の一つと考えられる。

第二に、第一の課題とも重なるが、内部質保証のプロセスの柱となる学習成果につき、その測定・評価とそれに基づき本学での学びの質の改善・向上を図るための具体的な計画を立案し、着実に実践することである。今般策定した「学習成果の測定・評価に関する運営指針」は、そのための出発点となるべきものである。これを固定化することなく、教育審議会などでの審議を通じて、継続的にその充実を図っていく必要がある。

学生にとって、本学で学ぶことの価値は、つまるところそれによって得られる学習成果にあり、内部質保証のプロセスが保証の対象としているのも、まさに本学における学習成果である。内部質保証活動を進めるにあたっては、常にこのことを念頭に置いておくようにしたい。

以上